

2011 年夏合宿活動記録



6月25日（土）～6月27日（月）

早稲田大学軽井沢セミナーハウス

早稲田大学文化構想学部

社会構築論系 共生社会論

目次

● はじめに	1
● 春期スケジュール	2
● 夏合宿スケジュール タイムテーブル	3
● 第1章…原子力と安全保障	5
● 第2章…テレビの父・原子力発電の父 正力松太郎	45
● 第3章…ドイツ緑の党と原子力政策	65
● 第4章…日本に適した代替発電の考察	103
● <i>“Re-Inventing Japan”</i> を邦訳する	135

参加者

A 班：相場 明日香／加藤 卓也

B 班：加藤 哲平／イム ジェヒ／瀬尾 優美

C 班：植村 綸子／小島 作知／金子 博明／佐藤 万里江

D 班：小原 ゆづき／関 友樹／菊田 駿之／坂本 誠

E 班：高橋 ゆかり／戸田 裕之／窪池 岳人／関根 惇人

F 班：長沼 慎一郎／福澤 栄里

G 班：宮城 晴香／渡邊 智彦／栗原 皆

H 班：金子 隆之／小林 洋紀／森田 悠介

はじめに

春学期開始の準備を始めつつあった3月11日、東日本大震災に見舞われた。大学そのものは重大な被害はなかったが、前年度の卒業式、そして本年度の入学式は中止になり、授業開始も1ヶ月遅れることになった。

東日本が地震による未曾有の大災害を受け、かつ福島第一原子力発電所が重大事故を起こしたことにより、当初予定したゼミ春学期のテーマを変更し、「原子力政策と日本の豊かな経済生活」とした。5月開始という異例の事態となったが、4月中旬より Course N@vi のシステムを使って、かなり厚みのある事前準備をしていくことができた。新聞記事、映像資料、参考図書について共通のテーマを設定してレポートをまとめ、相互に意見交換していくことから始めた。

5月、新しい3年生のメンバーが加わり、学期末の合宿を目途に、グループでの研究を開始することになった。短い3ヶ月であったが、日本が遭遇している大きな問題について、これから考え続けていくための糸口になれば何よりである。

森 元孝

社会構築論系 共生社会論プログラム 現代共生理論ゼミ Can We Live Together? (定員 1 学年 15名)

講義要項内容： (1) Can We Live Together? を基本テーマにして、社会学を中心に経済学、政治学、サイバネティックス、統計学の知識と方法を習得しつつ、知的な討論を繰り返して、メンバー各位の固有の意見、理論をまとめていく。コンピュータを十分に使いこなすとともに、フィールド・ワークにも積極的に取り組んでいく。(2) その前半40分はreadingsとし新旧重要文献を読む。後半60分はresearch methodとfield workのための時間とする。毎回90分では絶対に終わらない。疲れたら、みんなでビールを飲みに行く。(3) 3年度生の目標は、2年生までに学んだ知識とスキルを確認しつつ、基本テーマについて各自の研究成果をまとめていくこと、4年度生の目標は、1年間行ってきた研究成果を英語でプレゼンテーションをして、議論をすることにおき、最終成果としてゼミ論文を仕上げることをする。

実験実習費等費用について： 年間3回ほど合宿を予定している。合宿ならびにコンパは個人負担。合宿については、大学セミナーハウスを利用し、JR団体割引料金を利用するので、概ね2泊3日1回13,000円前後となる。

SS :

月	日	課題 1 心臓を鍛える	課題 2 現代日本を考える
		「日本」とナショナリズムについて理論・思想的、および経験的研究 ―Tessa Morris-Suzukiを精密に読む	テーマ「原子力政策と日本の豊かな経済生活」について社会理論による理性的探求を行い、その記録と今後の研究課題をまとめる
5	12	以下の文献を精密に読み、グループ分担で美しい日本語で邦訳を作る。各回4ページ半。	テーマ「原子力政策と日本の豊かな経済生活」課題についての説明（森）
	19	Tessa Morris-Suzuki, <i>Re-inventing Japan -Time, Space, Nation, An East Gate Book 1998</i> の精読レポート	ブレインストーミングとグループ・ワーク
	26	Chapter 2. Japan (1)	各グループによる関心報告と討論（120分）
6	2	Chapter 2. Japan (2)	グループ・ワーク
	9	Chapter 2. Japan (3)	4グループによる関心報告と討論（120分）
	16	Chapter 2. Japan (4)	4グループによる関心報告と討論（120分）
	23	Chapter 2. Japan (5)	グループ・ワーク
		合宿（6/25－27）夏合宿（2泊3日） 軽井沢セミナーハウス	
		課題 1 Chapter 3. Nature	45分×4
		精読レポートと、議論	
		課題 2 Chapter 4. Culture	45分×2
25-	27	精読レポートと、議論	
		課題3 原子力政策と日本の豊かな経済生活	40分×8
		経験的・歴史的・論理的な分析結果についてのレポート	
		課題4 ゼミ論文について進捗状況報告	60分×1
		これから行っていく各自の課題について報告	
	7	テーマ「原子力政策と日本の豊かな経済生活」 150分討議	
	14	プロシーディングスの制作	
	21	プロシーディングスの制作	
	28	プロシーディングスの完成	
8	6	批評会	
9		ゼミについては忘れ、自分たちのことをする。	

2011年森ゼミ夏合宿スケジュール タイムテーブル

2011年度森ゼミ夏合宿 スケジュール @軽井沢セミナーハウス						
6/25(土)		26(日)		27(月)		
		7:30	朝食	7:30	朝食	
		8:30		8:30		
		自由時間		自由時間		
10:25	東京駅集合	9:30	発表④ A+B班	9:30	映画鑑賞会 フラガール	
10:45	出発	11:00		11:00		
12:00	軽井沢駅到着	12:00	昼食	12:00	昼食	
昼食						
タクシー分乗→セミナーハウス						
13:30頃	到着					
14:00	発表① C+D班	レク(サイクリングor 球技)		13:00	セミナーハウス出発	
15:30				タクシー分乗→軽井沢駅へ		
	自由時間					
15:45	発表② G+H班			14:24	軽井沢駅発	
17:15				15:30	東京駅解散	
18:00	夕食	18:00	夕食(BBQ)			
19:00		20:00				
自由時間		自由時間				
20:00	発表③ E+F班	21:30	ゼミ論文 進捗報告			
21:30						
コンパ		コンパ				

第1章

原子力と安全保障

何故原子力発電を続けるのか

- | | |
|--------------------|--------|
| ● 原子力発電と原子爆弾の関係性 | 関 友樹 |
| ● 国内原子力体制の歴史 | 植村 綸子 |
| ● 国防と原発 | 小島 作知 |
| ● 原子力と安全保障 | 小原 ゆづき |
| ● 現在の原子力発電に対する問題提起 | 関 友樹 |
| ● 総論 | 関 友樹 |

原子力発電と原子爆弾の関係性

関 友樹

1. はじめに

まず初めに原子力発電と原子爆弾の関係性について触れておく。

2. 原子力発電について

第一に原子力発電について述べる。原子力発電の方法はまず、ウラン鉱山からウランを持ってきて、製錬作業を行う。次に、製錬したウランを濃縮及び加工する作業を行い、そこから生じた濃縮ウランを原子炉の中に入れ発電作業をする。現在は主に核分裂反応による連鎖反応によって電気エネルギーを生み出している。これが俗にいうところの「原子力発電」である。さらに、発電作業から生じた使用済み核燃料を再処理・処分する作業に際し、プルトニウムが生じる。

3. 原子爆弾について

第二に原子爆弾について述べる。原子爆弾の主な原材料はウラン、プルトニウム、TNT 火薬などである。爆発の原理は原子力発電と同じ、核分裂反応の連鎖反応による莫大なエネルギーを外に放出させ爆発させる。

4. 原子力発電と原子爆弾の関係性

つまり、原子力発電と原子爆弾の関係性というのは、両物とも非常に似ているのである。もっと極端に言えば「原子力発電が可能⇔原子爆弾製造が可能」という構図も現実的には十分有り得るのである。

参考文献

鈴木真奈美 『核大国化する日本 平和利用と核武装論』 平凡社新書 2006.

The relation of nuclear power plant and atomic weapon

Yuki Seki

The relation between nuclear power plant and atomic weapon is very near. Materials of atomic weapon are uranium and plutonium and so on. Nuclear power plant uses them to make energy. It means, what you can make energy by using a nuclear power plant could equal to what you can hold atomic weapon.

国内原子力体制の歴史

終戦から体制の確立まで

植村 綸子

1. はじめに

日本は第二次世界大戦の敗戦国であり、また世界で唯一の被爆国であることから、国内での原子力開発利用は始まり以来独特の道を歩んできた。現在では原子力政策推進の理由として経済的側面が特に強調されているが、原子力体制の確立期における目的はどこにあり、原動力は何であったのか、その歴史を辿りつつ考察していきたい。

2. 政治主導のスタート

連合軍占領下の日本では原子力研究は全面禁止とされていた。しかし 1952 年のサンフランシスコ講和条約が結ばれた際に原子力研究を禁止または制限する条項が含まれていなかったことから、研究は全面解禁ということになった。当時のこの措置は当然のことではなく、原子力利用を禁止する措置が取られないかどうかは、一部の人間にとって心配の種であった。中曽根康弘もその一人であり、講和条約締結の前年に、米国特使 J. F. ダレス来日の際、航空および原子力の研究の自由を求める書簡を送っている。

その後、日本の原子力研究について、学者の中でも推進派は確かに存在したが、反対派との間で議論が難航し、実行に移すことはできずにいた。その結果、中曽根氏による 2 億 3,500 万にのぼる原子力予算の突然の出現という形で、政治家主導の原子力政策が始まった。この予算案は国内の動きから見るとあまりに唐突であったが、このタイミングというのは、アメリカにおける原子力の国際協力促進と原子力貿易解禁並びに原子力開発利用の民間企業への門戸開放という政策転換の直後であり、政治的には絶妙なタイミングであったと言える。

3. 政・官・財による原子力推進体制へ

中曽根氏の唐突な原子力予算案は衆議院を 3 日で通過し、この予算の用途を至急考えねばならなくなる。そこで、1954 年に原子力準備委員会の内閣府への設置を皮切りに様々な原子力関係機関が設置されていく。この動きの中心を担ったのは原子力合同委員会であったが、この委員会は中曽根氏を委員長とする主要 4 党から 3 名ずつの議員 12 名で構成された、事実上挙国一致体制といえるものであった。同委員会の精力的な活動を受けて、1954 年に予算が制定されてからほぼ 2 年

以内に、原子力諸法は一気に制定され、原子力行政機関と政府研究開発機関がほぼ一斉に出現する。国を挙げた大変革は、1956年5月には、日本の原子力行政の中枢を担うこととなる科学技術庁が、総理府に設置されたところでひとまず一段落する。

以上のような政・官動きに呼応し、産業界も原子力への進出体制を固め始める。1955年10月の三菱原子力動力委員会の設置をはじめとし、日立、住友、三井、古川・川崎、と旧財閥を中心に複数の会社が結集した5つの原子力グループが、約1年の間に並び立つことになる。採算性が不透明であるにもかかわらず、日本の産業界が原子力事業にこぞって進出したのである。

4. 正力松太郎と原子力体制の二元化

このころ、政・官の動きにも変化が現れる。科学技術庁に設置された原子力委員会初代委員長となった正力松太郎が、「5年以内に採算の取れる原子力発電所を建設したい」と1956年1月に発表したのである。それまでは研究炉、動力試験炉が中心で、商用炉建設に関する具体的構想はなかったため、産業界・学界に波紋を呼ぶことになった。正力氏は原子炉に関しては中央官庁を中心に進めるのではなく、民間主導で、ごく性急に、新技術の実用化を図ろうとしたのである。こうして1957年3月には英国型の発電炉早期導入が決定されると、その受け入れ主体を巡って対立が始まった。

通産省傘下、全額政府支出の電源開発株式会社と、民間会社である電気事業連合の対立である。この対立は、国管論と民営論という形で、政・官・財の中枢を巻き込んだ激しい論争にまで展開した。約一カ月に及ぶ論争の末に調停がなされた結果、1957年11月、官民合同の原子力発電株式会社が設立され、受け入れ主体となることになった。ただし、その支出金の内訳は、政府20%、民間80%（電力9社40%、他40%）といったもので、実質民営論の勝利であったといえる。ここにおいて、21世紀まで続くこととなる、日本の原子力開発利用の基本的推進構造が固まる。

以前までの、科学技術庁傘下の特殊法人を中心に展開されてきた一元的な推進体制は、電力業界が商業用原子力発電事業へ動き出したことにより、二元的な分業体制へと移行することになる。新しい業務の担い手として、電力会社と・通産省が一体となった電力・通産連合が登場する。とはいえ、当初は商業用原子炉以外のすべてを科学技術庁グループが担っていたため、力の差は歴然としたものであった。この状況が大きく変わっていくのは、1960年代にアメリカから始まる核物質の民間所有が日本でも決定され、電力・通産連合が核燃料開発においても自主性を獲得していく頃からである。

5. 科学技術庁の動き

ここからは、科学技術庁側の動きに注目し、まずは核燃料とウラン資源確保についてみていく。そもそも、草創期の原子力開発利用計画では、核物質の自給自足達成が最終目標であった。そのための手段として、国内ウラン鉱開発と国産の増殖型動力炉を使用した増殖型燃料サイクルの完成という二本柱が考えられていた。しかし、1950年代末までに世界でのウラン鉱開発が前進し、大量のウランの安価かつ安定的輸入が見通せるようになると、日本でも1960年代後半ごろからは海外ウラン鉱の開発（開発輸入）に政・民の関心は高まっていった。こうしてウラン自給論が消滅したことにより、核物質の自給自足を最終目標とした計画の片方の柱がなくなり、増殖型燃料サイクル利用の道だけが、科学技術庁に残されたことになる。

こうして日本における再処理工場建設計画は、ウラン自給論が収束していく中、商業用原子力発電所の建設計画の始まりに呼応する形でスタートする。ここにおいても、実用段階に入っていた海外の再処理技術の導入を考える一方で日本原子力研究所による再処理計画を進めていくという二本柱の推進案がとられる。しかし国内の研究のほうは、あまり成果が上がらないままであった。

6. ナショナル・プロジェクトの推進と挫折

1960年代初頭は世界的な原子力発電の閉塞状態であったが、アメリカから世界的軽水炉ブームが始まる。日本もこの流れに乗りアメリカの軽水炉を競って導入したことから、電力・通算連合の原子力発電事業は安定成長期を迎えていく。一方科学技術庁の側も、実質的な進展を見せ始め、1967年原子力委員会は動力炉・核燃料開発事業団（動燃）を設立し、以来動燃は31年間にわたって政府系原子力開発の中核機関として君臨し続けることになる。動燃を中心に進められていく基幹プロジェクトは、新型転換炉、高速増殖炉、核燃料再処理、ウラン濃縮の4つである。これらは、商業化または実用化を目指し、開発の段階ごとの目標及び期間を明確に定めて、巨額の国家資金を投入するという、「ナショナル・プロジェクト」であった。

しかし、このプロジェクトは当初から難航を重ねる。一つめの困難として、電力・通産連合は概してこのプロジェクトに好意的ではなかったことがあげられる。科学技術庁と違い、経済的な採算性を求めていたためこのような国内開発路線に固執することなく、国際共同事業への参加についても可能性を模索していたからである。よって比較的成本のかからないウラン濃縮と、将来の実用性への期待が当時まだ崩壊していなかった高速増殖炉は認めていたものの、新型転換炉と核燃料再処理に対しては、そのプロジェクトを推進不要とする代替計画を提出したり商業段階への引き継ぎに難色を示したりしていた。そのため、科学技術庁はや

むを得ずこれらナショナル・プロジェクトを徐々に民営化の方向に持っていくことになる。

もう1つの困難は、核不拡散をめぐる国際摩擦であった。インドの核実験を受けて原子力民事利用に対する懸念を強めたアメリカは、その矛先を日本にも向けるようになる。ここでの日本政府の対応というのは、あくまで原子力利用の包括的拡大に固執するものであった。一つ目の手段としては、IAEA(国際原子力機関)の保障措置、NPT(核不拡散条約)体制の中で、常に優等生であり続けるといったものである。この結果、軍事転用リスクの高いあらゆる原子力施設(ナショナル・プロジェクト)が建設可能となった。二つ目の手段は、アメリカへの依存を避けるため、欧州との連携を強めることである。特に、プルトニウム民事利用においては、フランスからの再処理技術導入やイギリス・フランスへの再処理サービス委託など、アメリカとよりも欧州との関係のほうが緊密であるといえる。このように、科学技術庁のアメリカとの関係には、戦後一貫した両義的性質が見られることが分かる。アメリカとの綿密な関係が有利に働く場合は、それを最大限に活用し、圧力がかかる場合は、さまざまな手段を用い、忍耐力をもって対応してきたといえる。

7. まとめ

以上みてきたように、原子力利用は国是であると喧伝され、「国策」として進められてきたはずの原子力事業であるが、その内実は大まかにみても二元的なものであり、科学技術庁側と電力会社・通産省側の間には軋轢が生まれていた。また国際的にみても、科学技術庁の目標とした増殖型燃料サイクルを含むナショナル・プロジェクトにはアメリカからの逆風が強かったといえる。そのような状況下で、科学技術庁を原子力利用の先の見えない包括的拡大にこれほど固執させたものは何だったのであろうか。そこには、単なる資源論的動機や、技術開発の枠には収まらない、大きな野心が根底に根付いていたのではないだろうか。日本の原子力開発利用の旗本となった中曽根氏が、当時民族主義的な核武装論者とみられていたことから、そこには将来の核兵器保有も視野に入れた「国力」増強といった観念が、科学技術庁による原子力政策の1つの大きな原動力になっていたことがうかがわれる。

参考文献

『国策民営』日本の原子力のツケ』『毎日新聞』 2011年4月20日。
春名幹男「原爆から原発へ マンハッタン計画という淵源」『世界』
2011年6月号。
吉岡斉『原子力の社会史 その日本的展開』 朝日新聞社 1999年。

吉岡 斉『『秩序崩壊期』の構造分析：原子力政策などを事例として』『科学誌研究』
49 2010 年.

The history of Japan's nuclear power program

Uemura Rinko

Development and utilization of nuclear plants introduced by *Nakasone Yasuhiro* was started not by the initiative of the scientists but by that of the politicians. Soon it has become a structure of Japan's nuclear power program carried by politician, bureaucracy and financial circle ('*Sei*', '*Kan*', '*Zai*'). Although the *Science and Technology Agency*, especially the *Atomic Energy Commission* took the major part of decision about their program, as the plan which targets to put the atomic reactor to commercial use, the power supply companies and *Ministry of International Trade and Industry (MITI)* began to take part in the nuclear power program. As a result, there built a dual structure of the project: on one hand, *Science and Technology Agency*, and on the other, the association of power supply companies and *MITI*.

Because they aimed to complete self-sufficient cycle of atomic material, the *Science and Technology Agency* began to promote the comprehensive expansion of atomic utilization, including the reprocessing technologies which make use of big amount of plutonium. However, their dauntless attitude toward the comprehensive expansion regardless of the opposition from both inside and outside of Japan (*MITI* and the U.S) implicates that the *Science and Technology Agency* had aimed not only to protect the resource or develop the technology but they had an ambition of strengthening national power, without exception of the possibility of nuclear armament.

国防と原発

核武装という幻想に後押しされた原発政策

小島 作知

1. はじめに

私はなぜ政府が原発政策を強行するのかという問を日本の国防の歴史という観点からアプローチしたい。日本の原発は原子力の平和利用であると謳われているが、一方で将来の日本の核武装の一環としての政策であるという主張もある。

そこで、まず私は戦後日本の国防、特に核武装に関する歴史を追ってみたい。

2. 敗戦から 1970 年代までの日本の国防政策

1945 年、太平洋戦争に敗戦した日本は、連合国によって原子力開発が禁止されていた。おそらく、特攻までした国に核の力を持たせることに連合国は危惧したのだろう。

吉田茂内閣はなによりも日本の経済復興を最優先事項に据え、国防はアメリカ軍に拠る方針をとっていた。吉田は 1950 年 4 月の時点で、講和後の米軍駐留受入れの意思を表明し、講和交渉では、早い段階で米軍駐留を認容する考えをアメリカに示しており、同年 9 月 8 日に調印された旧日米安全保障条約では、「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及海軍を日本国内及びその付近に配属する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受託する」（第 1 条）¹）として講和後の日本における米軍駐留を正式に容認した。

そして 1954 年には中曽根康弘氏を中心に日本で初となる原子力予算が成立するが、なぜこのタイミングで中曽根が予算案を提出したのかと言えば、前年にアメリカのアイゼンハワー大統領が国連総会で演説した「アトムズ・フォー・ピース（Atoms for peace）」の勢いに乗るものであった。当時、核開発に関する情報を独占し国際的な軍事的地位を確固たるものにしようとしていたアメリカだが、ソ連とイギリスが次々に原爆開発に成功し、核エネルギーを発電に使い始めると、アメリカは核の平和利用という点で遅れをとり、軍事的地位も危ぶまれた。そこで状況を打破するべく打ち出した政策が「アトムズ・フォー・ピース」政策であった。核を平和利用することを訴え、国が独占していた核技術や核物資を商業利用できるように民間資本に開放、巻き返しを図った。但し、翌年 1954 年にアイゼンハワーが「大量報復戦略」（ソ連が西欧に軍事進攻した際、アメリカは即時に

¹ 中島琢磨「戦後日本の＜自主防衛＞論—中曽根康弘の防衛論を中心として—」『法政研究』九州大学法政学会 2005 年 510 頁。

大量の核兵器でソ連に報復するという威嚇の抑止政策)を表明したことから「アトムズ・フォー・ピース」がいかに名ばかりのものであり、「原子力発電は核爆弾をつくる工程の副次的な利用として始まった²⁾」といえる。また、先の1950年～53年の朝鮮戦争期にはアメリカは核兵器出撃基地として、東京の横田基地と沖縄の嘉手納基地を予定³⁾していた。

1964年、中国が原爆の開発に成功すると、政府内で日本の核保有論が活発になった。1965年の外務省による第336回外交政策企画委員会記録には「わが国の核保障については、米国が守ってくれるというが、法律上、制度上明らかな保障があるといえるかどうかという点もあろう」という記述、翌年の第5回日米政策企画協議では「日本としては核不拡散条約に加入する結果永久に国際的な二流国として格付けされるのは絶対に堪え難い」という主張があり、日本の核武装論の存在が確認される。実際にこの時期佐藤栄作大統領はジョンソンアメリカ大統領に日本の核武装を主張していた。

しかし、内閣調査室(現・内閣情報調査室)は日本の核兵器生産能力と核戦略について委託研究を行い、その報告書によれば、日本はプルトニウム爆弾を製造する潜在的能力はあるが、核爆弾だけを少数保有したところで戦略的な意味はなく、国民の支持も得られそうにないとのことで、結局政府は核武装を断念し、1967年には佐藤首相は日本の非核武装を明言、翌年に非核三原則、1970年にはNPT⁴⁾に調印する結果となる。

一方で、1969年外務省は『わが国の外交政策大綱』(69年)という内部文書をつくり、「NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は補遺優しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよう配慮する⁵⁾」とし、核兵器製造能力の維持を方針に挙げていた。この方針がどうなったのかは不明だが、現在、再処理工場、ウラン濃縮工場、高速増殖炉などを維持することに政府が固執し、核分裂性物質を製造する権利にこだわっていることを考慮すれば方針は受け継がれていると推測される。

ここで分かることは、核武装について内閣を中心とした政府と外務省等官庁とで統一的な考えには至っておらず、その隔たりは現代まで残り、これが原発維持の問題に絡んでいると思われる。

こうして日本の防衛政策の路線は吉田内閣期からの日米安全保障条約を中心においたものであり、「日米協調、経済大国主義、改憲問題への慎重な対処などを内

²⁾ 鈴木真奈美『核大国化する日本 平和利用と核武装論』 平凡社 2006年 12頁。

³⁾ 不破哲三『日米核密約 歴史と真実』 新日本出版社 2010年 26頁。

⁴⁾ Nuclear Non-Proliferation Treaty.核拡散防止条約。1968年に62カ国が調印して1970年から発効した。

⁵⁾ 鈴木真奈美『核大国化する日本 平和利用と核武装論』 平凡社 2006年 192頁。

容とした＜保守本流＞政治が確立⁶⁾していくのである。

3. 中曽根康弘の主張の変化

本章では日本で初めて原子力開発予算を成立させた中曽根康弘の主張の変化を見ていきたい。やはり、日本の原子力政策の礎を築いた中曽根の考えを明らかにすることは現代においても有意義であろう。

日米安全保障条約承認の投票に欠席した中曽根は、国民民主党员として党员に次のように述べている。

一国の防衛の基本は、自らの意思で、自らの汗でやるべきです。いずれアメリカと同盟するにしても、日本は相応な再軍備をして、できるだけアメリカ軍を撤退させ、アメリカ軍基地を縮小しなければならない。さもないと、日本は永久に外国軍隊の進駐下にあり、従属国の地位に甘んじなければならない⁷⁾。

中曽根は 1952 年に結成された改進黨の設立準備委員として政策大綱に「自衛軍の創設および日米安全保障条約の相互防衛協定の切り替え⁸⁾」を盛り込み、翌年 9 月の訪米の際には当時副大統領であったニクソン に「自衛軍の創設と日米安全保障条約の「対等の同盟」または保障条約への改定、および自衛隊の増強に応じた米軍の順次撤退を主張⁹⁾」し、国務省に提出した「日本の自衛に関するメモランダム」という党書で以上のことを書き記していた。

そして 1954 年には日本で初となる原子力予算を国会に提出し成立させるが、第三次佐藤内閣の防衛庁長官に就任した中曽根の主張も変化を見せる。1970 年 9 月、中曽根は訪米し、ニクソン政権期のレアード国防長官、ロジャース国務長官、ジョンソン国務次官に面会した。その中で中曽根は相互安全保障条約が日米の友好的な条約であることを述べ、日米安全保障条約による安全保障体制の維持を主張、さらに「日本は、現実的にはアメリカの核抑止と第七艦隊に頼っており、日本の方はみずからの通常兵器による防衛を提供する¹⁰⁾」と述べ、核抑止はアメリカに頼ることを明確にした。そして「国防の基本方針」改定において「日本は核兵器能力をもたず、また必要に応じて核兵器を日本に持ち込む可能性を含めて、アメリカは日本に核防衛を提供するとの条項を盛り込む¹¹⁾」必要性を主張した。非核三原則の「持ち込ませず」に違反する発言とも取れる一方、日本の核非武装化を

⁶⁾ 中島琢磨「戦後日本の＜自主防衛＞論—中曽根康弘の防衛論を中心として—」『法政研究』九州大学法政学会 2005 年 512 頁。

⁷⁾ 同著 509 頁。

⁸⁾ 同著 510 頁。

⁹⁾ 同上。

¹⁰⁾ 同上。

¹¹⁾ 同著 518 頁。

明言している点に注目したい。

では、なぜこうも中曽根の主張は変化したのか。ひとつにはすでに日本の防衛路線が日米安保を中心としたものになっていたこと、また、将来首相になるためにはアメリカとの関係を友好にしておくことは必須であったことなどが推測される。

以上は中曽根氏の主張の変化、戦後の日本の動向であったが、次に現代の核武装論者で元外務事務次官、村田良平氏の考えを外観だが見ていきたい

4. 元外務事務次官村田良平の主張

村田良平氏は 1929 年京都府に生まれ、1952 年外務省入省し様々な大使、局長を経て 1987 年外務事務次官に就任。以後、駐米大使等を経て 1994 年に退官した。戦後日本、及び日本の原子力政策のはじまりの時代に活躍した外交官の考えを見ておくことは防衛と原発との関係とを明らかにするのに何かよい材料となるのではないかと思う。

村田氏はそもそも日米安全保障条約や核の傘が有事の際に本当に機能するのかは分らないと考えていた。そこで日本の国防は日本が独力で、つまりアメリカに頼らず行うべきであり、憲法前文及び憲法 9 条を改正することで日本の再軍備及び核武装をすべきと主張している。日本国民は平和憲法によってこれまで戦争の惨禍に会わなかったと誤解しているが、実際は日本が島国であること、国際状況によるものであり、現代は自衛隊の海外派遣など、現行憲法では対応しきれない状況下にある。そのため政府は国際社会が求める度に国民に「うそ」をつかざるを得ない。現行の憲法が時代に対応しきれていないことを指摘する村田は故に改憲すべきであると考えている。冷戦期の日本外交を支えた要人のこの考えは核問題とかかわりがないとは言えず、また先に見た外務省の方針と関係がありそうに思える。

5. 国防の歴史から見る原子力発電

以上みてきたことを一言でまとめるならば、日本の原子力発電は核武装論を後ろ盾に推進されてきたが、核武装自体、国としての統一的な考え、決まった指針がなかったため、問題を最初から内在したまま現代に至ったと言える。

2011 年の日本が核武装することが可能かどうかと言えば、核武装や原子力に関する各国との条約によって不可能に近いだろう。

福島原発事件以降、日本国内では脱原発への機運が高まりを見せている。しかし、事件以前からの、戦後から今日に至る日本の国防の長い歴史、及び国の内部に残存する日本核武装論の存在を考慮すれば、脱原発への道が容易なものとはいえない。

参考文献

中島琢磨「戦後日本の「自主防衛」論—中曽根康弘の防衛論を中心として—」『法政研究』 九州大学法政学会 2005 年.

内橋克人『日本の原発、どこで間違えたか』 朝日新聞出版 2011 年.

岩田修一郎『核戦略と核軍事管理—日本の非核政策の課題—』 財団法人日本国際問題研究所 1996 年.

不破哲三『日米核密約 歴史と真実』 新日本出版社 2010 年.

鈴木真奈美『核大国化する日本 平和利用と核武装論』 平凡社 2006 年.

National Defense and Nuclear Generation of electricity

Boosted by the Nuclear Armament which was an illusion

Aritomo Kojima

In this paper, I want to seek an answer of the question “Why Japanese government would steer the nuclear generation of electricity” from the point of national defense.

In the 1950s, Japanese government, the *Yoshida's* Cabinet determined that Japanese defense depended on American troops. On the contrary, there were people who insisted on the nuclear armament in Japan.

The United States government announced “Atoms for peace” in 1953, and after that, namely in the next year Japanese the government budgeted for the nuclear policy.

In 1964, China succeeded in their own atomic test, the disputes of Japanese nuclear armament got hot. Finally, the Japanese government determined that Japan don't get any nuclear armament because it is meaningless to get nuclear weapon at the strategy according to the investigations of the Cabinet Intelligence and Research Office. But some officials have insisted on Japanese nuclear armament. For example, under the veil of secrecy, the Ministry of Foreign Affairs determined the policy of Japanese nuclear armament.

*Yasuhiro Nakasone*¹² and *Ryohei Murata*¹³, they are approvers of

¹² ex-Japanese prime minister (1982~1987).

¹³ ex-Japanese administrative vice-minister of Foreign Affairs(1987~1989).

Japanese nuclear armament.

Thus, the Japanese nuclear policy started with not a unified opinion of Japanese nuclear armament. While there are disputants of Japanese nuclear armament in the government, the administration officially declares Japan is a nuclear-free nation.

Here in before, even if movements away from nuclear become active in Japan, the way to the denuclearization is steep.

原子力と安全保障

日本の原子力政策とアメリカ

小原 ゆづき

1. はじめに

日本で原子力の利用が始まった背景には、安全保障が大きく関わっている。そして戦後の日本の安全保障とアメリカとは、常に深い関係にあった。そこで私は、日本の原子力政策とアメリカという視点に絞って考察していくことにする。

2. 原子力利用の導入

1953 年、アメリカでは、アイゼンハワー大統領によって **Atoms for peace**¹ の演説が行われる。これにより、世界は原子力の平和利用へと動き出すこととなった。そしてこの演説から 3 ヶ月後、当時改進黨の代議士であった中曾根康弘は、政府に原子力予算案提出する。これは、原子力平和利用研究補助金が 2 億 3,500 万円とウラニウム資源調査費が 1,500 万円、合わせて 2 億 5,000 万円と高額であった。中曾根はこれを成立させ、さらには原子力関連法を次々に提出し、原子力事業を推進していくこととなる。当時のことを中曾根は次のように述べている。「アメリカの原子力平和利用研究の進歩ぶりをつぶさに観察して回った結果、‘Atoms for peace’ の名のもとに、軍部が独占していた原子力研究が規制を解かれて民間に公開され、このため経済界が作った原子力産業会議が活動し始めていることが分かった。…(中略)…日本も世界の大勢に遅れてはならないと痛感した。滞米中に予算提出を思いついたが、あくまで自主的なもので米国からの暗示などではなかった」²。

この予算成立から 2 週間後、アメリカの水爆実験がスクープされることとなる。いわゆる第五福竜丸事件である。この事件以後、日本国民の間では、反核から反米への感情が強くなる。ただ、このタイミングが狙い澄ましたかのように奇妙であるとして、中曾根とアメリカとの結びつきについて疑念が持たれた。もし、このスクープが出た後であれば、当時の国民感情から言って、この予算案が通ることはなかったはずだからである。

¹ 1954 年国連総会にて、米アイゼンハワー大統領の行った演説。平和利用のため、原子力技術を開放するとした。

² 佐野眞一『巨怪伝(下)』 文春文庫 2000 年 212 頁。

3. 正力と原子力平和利用キャンペーン

この第五福竜丸事件による日本での原水爆禁止運動の高まりを抑えるために利用されたのが、当時読売グループのトップであった正力松太郎である。正力は、財政界の有力者とコネを持っているだけでなく、メディアを利用して宣伝することができた。アメリカは、原子力の平和利用についてメディアを通して訴えることを正力に持ちかけた。こうしてアメリカにたきつけられた正力の原子力熱は、日に日に強くなっていった。正力が原子力に関心を示した一つの理由は、空前絶後のエネルギー革命が予感されたことであった。しかし、一番の大きな理由は、総理総裁を目指した正力にとって、最もふさわしい大政策であるように映ったからである。

資源のない日本を復興させるためには、原子力の平和利用しかないと言った正力は、キャンペーンの皮切りとして、アメリカの原子力平和使節団招待という社告を一面に打ち出す。読売新聞の一面見出しに、連日あたかも次の時代は原子力であるかのような記事を掲げることで、原子力ブームを演出していったのである。

そして1955年2月の選挙に出馬した正力の選挙公約は、「保守合同の実現」と、「原子力の平和利用における産業革命の達成」でした。このころの正力は、原子力を利用すれば一毛作が二毛作に、二毛作が三毛作にできると説いて歩いていた。つまり、原子力の力を利用することで、産業革命どころか、農業の革命も、技術の革命もできると説いていたのである。

そして、このキャンペーンのさなか、ワシントンで濃縮ウランの貸与に関する日米原子力協定が仮調印され、本調印もその年の暮れに行われた。キャンペーンの総仕上げとして行われた原子力平和利用博覧会の開催も、アメリカ原子力委員会と国務省弘報局が中心となり、経費は一切アメリカもちで行われた。敗戦からの復興を目指す日本国民の感情を、「産業革命」の名のもとに、見事にあおったのであった。

そして、英国炉の導入が決まると、日本は原子力発電の導入へ大きな一歩を踏み出します。しかし、これだけのブームをあおった正力自身は、原子力に関する知識は全くありませんでした。日米原子力協定についての国会審議の際には、核燃料をガイ燃料と読むなどとした逸話からもその様子がうかがえます。日本の原子力利用の導入は、アメリカからの働き掛けがなければこんなに早く実現することはなかったでしょう。

4. 田中角栄の資源外交

60年代になると、NPTの採択など、アメリカは核不拡散の方向へ政策が転向します。しかしこれは言い換えれば、核兵器や原子力技術を保有する国への核集中

である。これをうけて時の首相であった田中角栄は、ウラン資源確保のため、アメリカ主導の核戦略からの転換を試みることとなる。当時、欧州では、やはりアメリカの核独占体制を崩すため、核の「秘密クラブ」なるものが結成されていた。田中はウラン資源確保のためにフランスやオーストラリアとのパイプを築いていた。世界各国で原発がつくられれば、核兵器拡散の脅威も増す。アメリカは、核をいかにコントロールするか頭を悩ませていた。そして1974年、インドが原爆の地下核爆発実験に成功し、米・ソ・英・仏・中に次ぐ6番目の核保有国となった。インドの技術は、原発を使う目的を「電力」から「爆弾」に変えただけのもので、ウラン濃縮、もしくは使用済み核燃料の再処理の技術さえあれば、原爆を所有できる。原発が核拡散に直結する時代がやってきた。アメリカは核不拡散の大義のもと、ウラン抗原となっているカナダとともに、先進諸国に再処理施設と濃縮プラントの輸出禁止を提案する。こうして、日本とフランスとのパイプは崩れ、オーストラリアとのウラン濃縮研究もつひえた。11月に日本を訪れたキッシンジャー³は、「安全保障は軍事に限られなくなった。エネルギーと食糧を付け加えなければならない」との声明を出すと、日米協力の名のもとに、日本の独自行動に制限を加え始めた。その後、田中はロッキード事件により失脚し、アメリカ主導の原子力政策の転換は、アメリカとの関係を切れきれないまま終わることとなった。

5. 80年代以降

1981年になると、レーガン政権のもとでアメリカの核不拡散政策が転換し、日米原子力協定が改訂される。これにより、アメリカ政府からの干渉を受けずに、英仏両国からプルトニウムの安定的返還を受けることができるようになった。この時代は、原子力をめぐる日米間の摩擦が緩和した時代でもあった。

しかし、冷戦が終わると、核不拡散政策が再浮上してくる。1993年にクリントン政権が発足すると、大統領就任後初の外交・防衛政策についての演説で、核兵器をはじめとする大量殺戮兵器の不拡散が、アメリカにとって最優先課題の一つであると述べた。そして、兵器用核物質生産禁止条約の締結を提唱したのである。その中でクリントン政権は、原子炉級のプルトニウムも兵器用核物質であるとの見方をとり、アメリカは日本を兵器用核物質の国際管理システムの中に組み込もうとしていった。

³ ミニクソン政権における、大統領特別補佐官、のちに国務長官。ベトナム戦争終結に貢献し、1973年にノーベル平和賞を受賞。

6. まとめ

このように、日本の原子力政策は、導入からアメリカと切っても切れない関係にあった。その理由として、ここでは三点指摘できる。第一に、日本国内における濃縮ウランの自給自足の難しさから資源外交の必要性があったこと。第二に、核戦略において、主導権を握りたいアメリカの思惑が働いていたこと。そして第三に、原子力分野における自立・自給自足の達成は、軍事分野での自立に準ずる国際政治的意味を持っていたことである。

参考文献

佐野眞一『巨怪伝（下）』 文藝春秋 2000 年.

山岡淳一郎『田中角栄 封じられた資源戦略』 草思社 2009 年.

吉岡斉『原子力の社会史 その日本的展開』 朝日選書 1999 年.

Japan-U.S. relation in the policy of nuclear energy

Yuzuki Obara

The president of the United States, *Eisenhower*, gave a speech 'atoms for peace' in 1954. It showed peaceful uses of nuclear energy. The world started to research nuclear energy for peace.

In Japan, *Yasuhiro Nakasone* submitted a government budget of nuclear energy after the speech. In addition *Matsutaro Syoriki* started a campaign of nuclear energy for peaceful uses. He played a great role in the spread of nuclear energy. Indeed the United States worked them to be interested in nuclear energy. Without American power, it could not come true such earlier to innovate nuclear energy.

In the 1960s, the United States changed its nuclear policy to non-proliferation. The prime minister, *Kakuei Tanaka* wanted to change this situation. So he tried to build pipes with Europe, and other country. Europe also tried to break American monopolistic structure of nuclear. But the United States blocked that pipes by insisting the Japan-US Security Treaty. Shortly after that *Kakuei Tanaka* was disgraced by *Lockheed* bribery scandals. After all Japan could not break off relations with the United States.

In 1980s, some frictions between Japan and the United States were reduced.

But after the end of cold war, it recurred and revived nuclear non-proliferation policy.

The nuclear policy in Japan had to do with the United States deeply. I think there are three reasons. First, Japan required to resource diplomacy because of difficulties of self-sufficiency of enriched uranium. Second, the United States wants to lead own nuclear strategy. Third, the realization of independence at the policy of nuclear energy nearly means the realization of independence at military field.

現在の原子力発電に対する問題提起

関 友樹

1. はじめに

3月11日に発生した東日本大震災に起因する大津波によって、福島県双葉町に存在する原子力発電所は、毎日ニュースに登場する「時の物」となった。東京等、都市部の生活を支えていたときはその名前を知っている人は少なかったであろうが、皮肉にもその発電所から生じる放射能によって都市部の生活は危うくなりつつある。

しかし、菅内閣総理大臣(7月4日現在)をはじめとし、政府、電力会社は原子力発電所を完全に停止させるような素振りを見せることも無い。

一体何故か？

思いつくところでは「原子力発電は他と比べて簡単にエネルギーを作れる」だとか「発電コストが低い」などという意見があるだろう。

本当にそれだけか？

答えは「NO」である。現在の原子力発電の裏に潜む様々な事柄について本稿では見ていきたい。

まず、現在の原子力発電に対する問題提起として2点ほど挙げておきたい。

① プルトニウム処理問題

② 政・官・財・学の癒着

この2点をまず挙げておく。

2. プルトニウム処理問題

一点目について触れていきたい。プルトニウム処理問題というのは簡単に述べると「日本国内に大量のプルトニウムが存在する」というものである。では何故大量のプルトニウムが日本の国内に大量に存在するようになってしまったのか。

具体的にどのくらいのプルトニウムが存在するのかというと核弾頭を5,000発作れるほどのプルトニウムが日本国内に存在するのだ。この問題を紐解くためには、歴史の概観から始めていかななくてはならない。

1950年代に原子力発電が導入され、60年代の核拡散(62年のキューバ危機や64年の中国の原爆実験など)の中で日本は原子力発電を進めていった。プルトニウム処理問題において70年代、80年代～現在という時間軸は非常に意味を持っている。

日本は70年代に英仏と再処理契約を締結した。この再処理契約というのは、簡

単に言うとは日本で排出された核廃棄物をイギリスやフランスに持って行って再処理を施し、日本に再輸入する、という条約である。もし、この条約が締結・発効されてなければ現在までの原子力政策は頓挫していたかもしれないのである。また、80年代から現在までの原子力政策に関わる流れを整理しておくと、80年代に高速増殖炉「もんじゅ」が福井県に建設され、同時に80年代、青森県六ヶ所村に核燃料サイクル処理施設が建設された。そして90年代、先に述べた再処理条約によって、フランスから1.5tもの再処理済みプルトニウムが返還されるものの、その後「もんじゅ」が事故を起こし、再処理計画そのものの存在が危うくなった。そういった中で、イギリス・フランスから再輸入された使用済み核燃料が大量に日本国内に残ってしまい、仕方なく原子力発電を続けているという何とも皮肉な状況を呈している。つまり、再処理技術の難易度をよく理解しないまま再処理計画を進めてしまったことに根本的な理由が存在するのだ。この「プルトニウム再処理問題」を第一の問題提起として挙げておきたい。

次に二点目の「政・官・財・学の癒着」についての問題である。この問題について紐解くためには、いくつかのキーワードが必要であろう。「政界と原子力」・「官界と電力会社」・「天下り」・「選挙」・「原子力マネー」、の5つのキーワードである。

3. 政・官・財・学の癒着

まず、初めに「政界と原子力」について見ていく。現在の政府等、日本の政治的意思決定の中枢を担う人物の経歴を見ていくと、与謝野馨経財相は日本原子力発電の出身だし、大畠章宏国土交通大臣は日立製作所出身で原子力プラントの製作に携わっていた。さらに、前原前外務大臣や仙石由人内閣官房副長官は原子力プラント輸出に関わっていた。このように政府関係者の中には「原子力」に深く関わっていた人物が少なからず存在するのである。

次に「官界と電力会社」「天下り」についてである。略述すると、官僚から電力会社に天下っている人物が多数いる、ということである。これはいかに官僚と電力会社が繋がっているかを示しているだろう。

では次に「選挙」「原子力マネー」について。原子力発電所を一基政策すると、公共事業費として5,000億円以上の金が原子力発電所を誘致した先に入る。このことから、地元の政治家たちのゼネコン関係者や原発メーカーなどからの票田に繋がり、結果として多額の原子力マネーが動くことになる。

この諸問題が示す原子力を取り巻く環境としては、閉鎖された環境である。政府・官僚・電力会社・原子力関連企業・学界という大きな構図がある。先の「原子力ルネッサンス懇親会」の出席者の経歴を見てもそれは明らかであろう。

二点目の問題提起としては以上に見たように「政・官・財・学の癒着」を挙げておきたい。

参考文献・資料

鈴木 真奈美 『核大国化する日本 平和利用と核武装論』 平凡社新書 2006.
現代ビジネス <http://gendai.ismedia.jp/>.

Raising issues about nuclear power plant at present

Yuki Seki

I want to raise issues about nuclear power plant at present. I bring two points.

- ① Issue about managing plutonium
- ② The close relationship among the political circle, government bureaucrats, the business world and the academic community

At first, I want to say about “Issue about coping with plutonium”. It is issue that lots of plutonium is remained. The Japanese government has no choice, so they are going on working nuclear power plant.

At second point, I want to say about “the close relationship among the political world, the official world, the economic world and the academic community”. It is issue that they have very close relationship about nuclear power plant.

At last, there are politicians who are blinded by temptations. What is more, there are people of affiliated companies who are blinded by money. These temptations and money are generated by the close relationship surrounding nuclear power plant.

総論

考察を踏まえて

関 友樹

以上、考察してきた点をまとめておく。

戦後日本は、国力を上げて国家としての独立、さらに極端に述べるとアメリカからの独立を目指した。それは2つの側面を持った独立である。第一は核保有による軍事面の独立、第二にウラン安定確保による資源面の独立、である。しかし、日本はアメリカに依存せざるを得なかったのだ。結局のところ、「独立」は先に述べてきたような様々な理由によって実現することは無かった。その負の遺産として、大量のプルトニウムが存在し、仕方なく原子力発電を進め、それに伴う利権に目が眩んだ政治家・官僚・電力関係者などの存在のために、現在も原子力発電をしている、という状況なのである。解決すべき問題は、私たちが考えるより深く複雑なところに存在するのである。

General remarks

Yuki Seki

The Postwar Japan was aiming at the independence from U.S. This independence means two points. One means on military, the other means on resources. But they gave up independent from U.S by various reasons. At all, as negative heritages, Japanese government has no choice about nuclear power plants. What is more, there are people who are blinded by temptations which the close relationship generates, and so on. The problems about the nuclear are very difficult.

原子力と安全保障 ～何故原子力発電を続けるのか～

C・D班
植村繪子・小原ゆづき・小島作知・関友樹

現在の原子力発電に対する問題提起

- ①プルトニウム処理問題
 - ②政・官・財・学の癒着
-

①プルトニウム処理問題について

プルトニウム処理問題

- ・大量のプルトニウムが日本に存在
-

原子力発電と原子爆弾

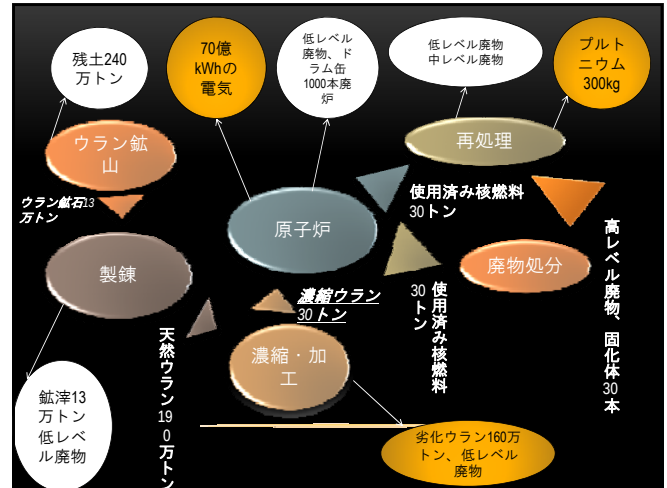
- ・原子爆弾について
 - ・原子力発電の過程
-

原子爆弾について

- ・原子爆弾の原材料
プルトニウム、ウラン、TNT火薬など
 - ・原理
核分裂の連鎖反応
-

原子力発電について

次のページの図(鈴木, 2006, P80, 図5)は「100万kWの原発を1年間運転するために必要な作業と物質の流れ」です。



原子爆弾と原子力発電

- ・原料はどちらも「ウラン」「プルトニウム」
 - ・原子力発電が可能⇒原子爆弾を作れる
 - ・原子爆弾を作る工程を応用
- ⇒原子力発電

原子力発電と原子爆弾の関係、プルトニウム処理問題の存在について知りました。

原子力研究、全面解禁

- ・ 連合国軍占領下、原子力研究は全面禁止されていた。



1952年講和条約により、全面解禁

(1951年、中曽根康弘は米国特使 J・Fダレス来日の際、航空及び原子力の研究の自由を求める書簡を送っている。)

政治家主導による原子力研究のスタート

- ・ 原子力研究に関し、学術会議での検討が行われるが、混迷を極める
推進派(武谷三男ら) VS 反対派(アメリカの軍事戦力に組み込まれるとの懸念)



1954年3月 中曽根康弘による原子力予算の出現

「アメリカの原子力政策転換の絶好のタイミングを見事にとらえた」

→アメリカにおける原子力政策の方向転換が行われた直後であった。

「当時、民族主義的な核武装論者とみられていた中曽根が、アメリカからの核物質・核技術導入を決断したというのは、わかりにくい...中曽根の真意がどこにあったかは不明」

→アメリカに依存することは自主的な核武装がかえって困難となる可能性が高い。

(吉岡斉1999)

政・官・財界による原子力開発利用体制（１）

- 原子力予算の可決成立後、その用途を至急考える一

1954年5月	原子力準備委員会（内閣に設置、副総理が会長） →原子力委員会設置されるまで、最高審議機関を務める
1954年6月	原子力予算打合せ（通産省）
1955年10月	原子力合同委員会（国会議員両院合同） （中曽根委員長、総勢12名で主要4党が3人ずつ）＝挙国一致体制
1955年11月	財団法人日本原子力研究所 →56年科学技術庁傘下の特殊法人に改組
1955年12月	原子力三法制定 （原子力基本法・原子力委員会設置法・総理府設置法一部改正）
1956年5月	科学技術庁設立－日本の原子力行政の中枢担う

政・官・財界による原子力開発利用体制（２）

- 1954年3月に予算が制定されてほぼ2年以内に、原子力諸法案が一気に制定され、原子力行政機関と政府研究開発機関がいっせいに出現した。



中曽根を中心とした挙国一致体制の原子力合同委員会精力的な活動による。

政・官・財界による原子力開発利用体制（３）

- 政・官の動きに呼応し、産業界も原子力への進出体制固める。

→約1年の間に、5つの原子力産業グループが並び立つ。

1955年10月	三菱原子力動力委員会（三菱）	どれも旧財閥を中心に16～37社が集めたグループ
1956年3月	東京原子力産業懇談会（日立）	
1956年4月	住友原子力事業会（住友）	
1956年6月	日本原子力事業会（三井）	
1956年8月	第一原子力産業グループ（古川・川崎）	

採算政が不透明であるにも関わらず、日本の産業界がこぞって進出した。

正力松太郎と原子力開発体制の二元化（１）

- 初代原子力委員長・正力は、ごく性急に、民間主導で、新技術の実用化を図ろうとした。

「5年以内に、採算のとれる原子力発電所を建設したい」...1956年1月の談話
→それまでは研究炉、動力試験炉が中心で、商用炉建設に関する具体的構想はなかったため、産業界・学界に波紋を呼ぶ。

1957年3月、原子力委員会は発電炉早期導入を決定。
受け入れ主体候補の対立

電源開発株式会社（電発）
（通産省傘下、全額政府支出） VS 電気事業連合（電事連）
（民間会社）

正力松太郎と原子力開発体制の二元化（２）

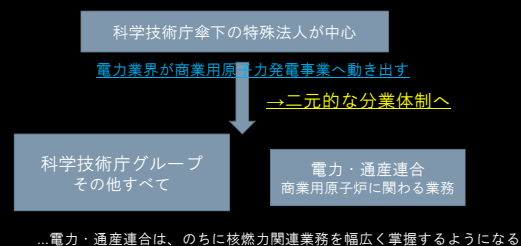
- 受け入れ主体をめぐり、政・官・財の中枢を巻き込んだ激しい論争が展開される

国管論 VS 民営論
河野一郎 経済企画庁長官 VS 正力松太郎 科学技術庁長官
（どちらも自由民主党・鳩山派）
・原子力委員

- 1957年11月 官民合同の原子力発電株式会社
（政府20%、民間80%←電力9社40%・他40%）＝民営論の勝利

正力松太郎と原子力開発体制の二元化（３）

- 当面の原子力開発利用の基本的推進構造が固まる。



核燃料と資源確保（１）

・ 草創期の開発利用計画

―核物質の自給自足達成が最終目標



核燃料と資源確保（２）

状況変化

1950年代末までに世界でのウラン鉱開発の前進

→大量のウランの安価かつ安定的輸入が見通せるように。

ウラン自給論の消滅。

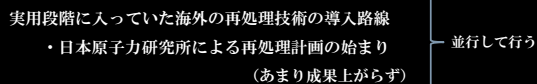
1960年代後半、海外ウラン鉱の開発＝開発輸入に政・民の関心高まる。

核物質と資源確保（２）

・ 1960年代初め、再処理工場建設計画が始まる

...商業用原子力発電所の建設計画のスタートに呼応し、具体化が始まる

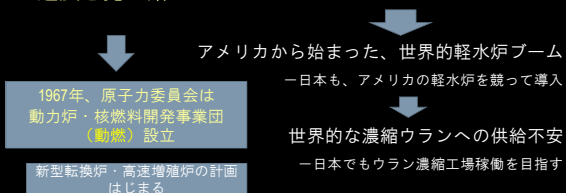
〔欧米では核兵器用プルトニウム生産計画の一環として早くから進められていた。〕



原子力発電の安定成長期（１）

〔1960年代初頭は世界的に原子力発電は閉塞状態であった。〕

1960年代半ばから、二元体制のどちらの側でも実質的な進展を見せ始める



原子力発電の安定成長期（２）

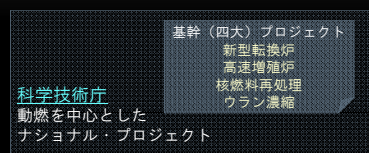
- ・ 通産省の統制下、原発の数は、1970年代から1990年代までの四半世紀、年約2基のペースで拡大。



- ・ 原発での故障・トラブルの続発
- ・ 公害・環境問題への国民の関心の高まり
- ・ 原子力事業の安全性・民主主義に関する議論

科学技術庁のプロジェクト推進過程（１）

困難① 二元体制の軋轢



生き残りをかけた民営化

電力・通産連合
―概して好意的ではなかった。
推進不要とする代替計画提出・
商業段階への引き継ぎに難色

科学技術庁のプロジェクト推進（２）

- 核不拡散めぐる国際摩擦

インド核実験→アメリカ政府の原子力民事利用への懸念強まる



日本の対応・・・あくまで原子力民事利用の包括的拡大に固執

対応① IAEAの保障措置、NPT体制の中で優等生であり続ける

→結果、軍事転用リスク高いあらゆる原子力施設が建設可能（四大プロジェクト）

対応② アメリカへの依存を避けるため、欧州との連携強める

→特にプルトニウム民事利用については、欧州との関係の方が緊密

（仏からの再処理技術導入・英仏に再処理サービス委託）

科学技術庁のプロジェクト推進（３）

- 核不拡散めぐる国際摩擦



戦後一貫した両義的性質

アメリカとの綿密な関係が有利に働く場合は、それを最大限活用



アメリカから圧力がかかる場合は、驚異的な忍耐力をもって対応

なぜ科学技術庁は、原子力民事利用の包括的拡大に固執したのか？

I .問題提起

- なぜ、原子力発電はされてきたのか？

原発立地団体の財政難、福島第一原子力発電所問題 etc

- それでも国は原発稼働を維持

日本の原子力発電の歴史の概観（中間発表）

→ 日本の防衛と原発

II .中曽根康弘の防衛構想の変化



- 中曽根康弘

- 1918年生まれ、衆議院議員、防衛庁長官、内閣総理大臣を歴任

- 日本で初めて原子力開発予算を提出

1945年 終戦 吉田茂内閣の発足

- ・経済復興を最優先事項におく
- ・米軍駐留を受け入れを早期表明

1951年 日米安全保障条約締結

「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配属する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受託する」（第一条）

中曽根の主張（1950年代）

「いずれアメリカと同盟するにしても、日本は相応な再軍備をして、できるだけアメリカ軍を撤退させ、アメリカ軍基地を縮小しなければならない」

→ 自衛軍の創設および日米安全保障条約の相互防衛協定の切り替え

1953年 アイゼンハワー大統領「Atoms For Piece」演説

1954年 中曽根氏、原子力開発予算案成立

・アメリカ「大量報復戦略」発表
（ソ連が西欧に軍事進攻した際はアメリカは即時に大量の核兵器でソ連に報復するという威嚇の抑止政策）

原子力発電は核爆弾をつくる工程の副次的な利用として始まった

1950年 朝鮮戦争勃発

・核兵器出撃基地として、東京の横田基地と沖縄の嘉手納基地が予定

1964年 中国が原爆開発に成功 → 核議論活発化

1965年 佐藤栄作
ジョンソン大統領に「日本は核保有を主張する」といえるかどうかという質問がある

1966年 第5回日米政策企画協議（記録）

・日本としては核不拡散条約に加入する結果永久に国際的な2流国として格付けされるのは絶対に堪え難い

内閣調査室（現・内閣情報調査室）が日本の核兵器生産能力と核戦略について委託研究を実施

日本はプルトニウム爆弾を製造する潜在的能力はあるが、核爆弾だけを少数保有したところで戦略的な意味はなく、国民の支持も得られそうにない

→ 佐藤栄作「日本の安全確保のため、核を持たないことははっきり決心している。米の核の傘のもとで安全を確保する」（1967年）

1968年 非核三原則
1970年 NPT調印
（批准は6年後）

1969年、外務省「『わが国の外交政策大綱』
「NPTに参加すると否にかかわらず、当面核兵器は補遺優しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよう配慮する」
～核兵器製造能力の維持を方針～

→ 再処理工場、ウラン濃縮工場、高速増殖炉などを維持することに政府が固執し、核分裂性物質を製造する権利にこだわっていることを考慮すれば方針は受け継がれていると推測

← 「日米協調、経済大国主義、改憲問題への慎重な対処」などを内容とした「保守本流」政治が確立していく

中曽根の主張（1970年代）、防衛庁長官時代の訪米において

・日米安全保障条約による安全保障体制の維持
・アメリカの核抑止と第七艦隊に頼っており、日本の方は通常兵器による防衛を提供

国防の基本方針改定において
「日本は核兵器能力をもたず、また必要に応じて核兵器を日本に持ち込む可能性を含めて、アメリカは日本に核防衛を提供する」

→ 非核三原則の「持ち込まず」に違反する発言、日本の核非武装化を明言

村田良平氏の主張

- ・日本の国防は日本が独力で、つまりアメリカに頼らず行うべき
- ・日米安全保障条約や核の傘が有事の際に本当に機能するのかは分らない
- ・憲法前文及び憲法9条を改正することで日本の再軍備及び核武装をすべき

日本の原子力政策とアメリカ

- ・アイゼン=ハウアーの提唱した「Atoms for Peace」(1953)

- ・原子力予算案成立(1954)
2億5000万円

正力松太郎による『原子力平和キャンペーン』

資源論に乗っ取った売り込み

「我が国の主要エネルギー源である石炭、水力などについてみれば資源的にもまた経済的にもその限度に達しつつあり、次第に需要に追いつかなくなることは明らか」

メディアを利用した原子カブームの‘演出’

読売新聞での原子力キャンペーン記事(1955)

- ・ウラニウムラッシュ わきかえる福島県‘石川山’に学生まで繰り出し宝探し(1月3日)
- ・原子力平和利用への道 国際科学者会議に期待 全世界の福祉へ協力(1月10日)
- ・原子力マーシャルプランとは 無限の電力供給 (2月10日)
- ・明日では遅すぎる原子力平和利用 (3月24日)
- ・原子力平和利用と日本 原子炉建設を急げ (4月29日)

正力松太郎による『原子力平和キャンペーン』

資源論に乗っ取った売り込み

メディアを利用した原子カブームの‘演出’

「原子力の平和利用による産業革命の達成」

ワシントンで濃縮ウランの貸与に関する日米原子力協定

原子力平和利用展覧会への全面的な援助

戦後の復興を目指す日本国民の感情があらわれた

日本の原子力の幕開けはアメリカからの働き掛けがあったから

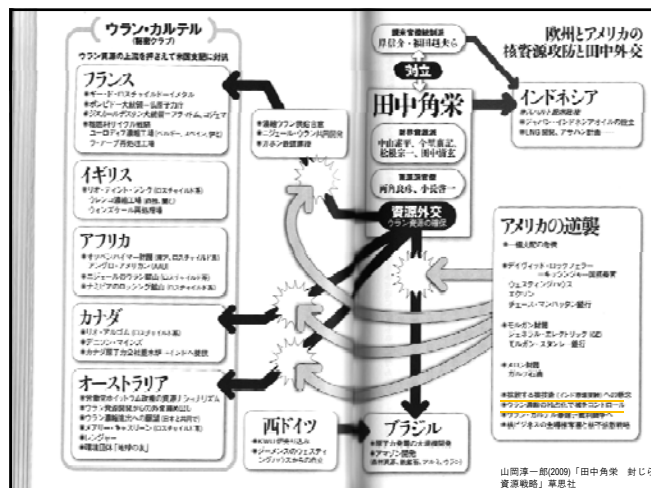
田中角栄

- アメリカにおける核不拡散政策
→逆に言えば、核兵器や原子力技術を保有する国への核集中

これをうけて、田中はアメリカ主導の核戦略からの転換を試みる

- ウラン資源の確保
- フランス・カナダ・南アフリカ・オーストラリアなどが参加する核の「秘密クラブ」

しかし！



- キッシンジャー
「安全保障は軍事に限られなくなった。
エネルギーと食糧を付け加えなければならない」
- ロッキード事件による田中角栄の失脚

資源の後ろに横たわる軍事を軸とした国際戦略
アメリカとの関係は切れないまま

レーガン政権のもとで

- 1981年 レーガン政権の発足
→アメリカの核不拡散政策の転換
- 日米原子力協定の改訂
「個別同意」から「包括同意」へ
↓
アメリカ政府からの干渉を受けずに、
日本は英仏両国からプルトニウムの安定的返還を受ける

原子力をめぐる日米間の摩擦の緩和

冷戦終結と核不拡散問題の再浮上

- 1993年 クリントン政権の発足
核不拡散の再浮上
兵器用核物質生産禁止条約
「原子炉級のプルトニウムも兵器用核物質である」

原子力をめぐる日米間の摩擦の再燃

日本の原子力政策とアメリカ

- 日本国内における濃縮ウラン調達の難しさ
→資源外交の必要性
- 核戦略において主導権を握りたいアメリカの思惑
- 原子力分野における自立(自給自足の達成)は、軍事分野での自立に準ずる国際政治的意味を持つ
→アメリカ、また周辺諸国からの拒否反応

原子力エネルギー開発(概観)

- ・ 50年代：原子力発電導入
 - ・ 60年代：核拡散の現実が押し寄せてくる
- ⇒キューバ危機(62年)
- 日本の外務省「わが国の外交政策大綱」(69年)
- ・ 70年代：再処理に「待った」がかかる(再処理契約の締結)
 - ・ 80年代～現在：プルトニウム利用の困難に直面

プルトニウム再処理問題についての重要論点整理

- ・ 70年代における英仏との「再処理契約」
- ⇒契約が成立しなかったら？
- ・ 大量に存在する使用済みプルトリウム
- ⇒解消するために再処理をし、核燃料サイクルを作ろうとする
- ・ プルトリウムを再処理して使う際にできる廃棄物の量
- ⇒ 1.5万 m³(使用済み核燃料)→解体廃棄物230万 m³

80年代から現在までの経緯

- 80年代
- ・ 高速増殖炉「もんじゅ」が福井県に建設される。
 - ・ 核燃料サイクル施設が青森県に建設される。
- 90年代
- ・ 1.5tのプルトニウムがフランスから日本に返還される。
 - ・ 「もんじゅ」の事故
- 現在
- ・ 国内に大量のプルトニウムが残る
 - ・ 仕方なく再処理を続ける

第一の理由

- ・ 日本国内に大量のプルトニウムがあるので、後に引けなくなった！

⇒根本的な理由

「再処理技術の難しさをよく理解しないまま、プルトニウム燃料サイクルの確立を目指した！」

②政・官・財・学の癒着

現代(00年代~10年代)の原子力を取り巻く環境を読み解くキーワード

- ・ 政界と原子力
- ・ 官界と電力会社
- ・ 天下り
- ・ 選挙
- ・ 原子力マネー

政界と原子力

- ・ 与謝野馨経財相：日本原子力発電出身
- ・ 大畠章宏国土交通大臣：日立製作所出身。原子力プラント製作に携わる。
- ・ 前原前外務大臣、仙石由人内閣官房副長官：原発プラント輸出

55

・前原前外務大臣、仙石由人内閣官房副長官：原発プラント輸出

[illegible]

56

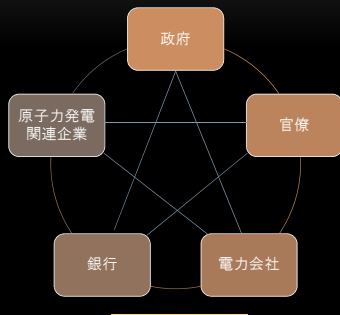
原子力発電所を建設する際の構図

The diagram illustrates the complex network of relationships between five key entities involved in the construction of a nuclear power plant. These entities are arranged in a circle and connected by lines, forming a complete graph that signifies the interconnected nature of their roles.

- 政府 (Government):** Positioned at the top, representing the central regulatory and funding authority.
- 官僚 (Officials):** Positioned on the right, representing the administrative and bureaucratic support.
- 電力会社 (Power Companies):** Positioned at the bottom right, representing the primary investors and operators.
- 銀行 (Banks):** Positioned at the bottom left, representing the financial institutions providing loans and capital.
- 原子力発電関連企業 (Nuclear Power Plant Related Companies):** Positioned on the left, representing the specialized firms involved in construction and operation.

Each entity is connected to every other entity, indicating that all parties have a direct relationship and influence over the construction process.

57



原子力発電関連企業の例

- ・ 原子力発電所開発
日立製作所、東芝、三菱重工業
- ・ 原料調達
住友商事(カザフスタンでウラン生産設備を本格移動)、丸紅(ウラン鉱山開発事業)
- ・ 原発設備
東京エネシス、新日本空調、帝国電機製作所、三井造船、日立造船、オルガノ
- ・ 貯蔵、輸送
日本製鋼所、宇徳

58

- 日本製鋼所、宇徳

原子力発電を取り巻く環境

```
graph TD; Bank[銀行] --- Power[電力会社  
財界]; Power --- METI[経産省  
官僚]; METI --- Gov[政府  
政治家]; Gov --- Acad[学者  
(研究者)]; Acad --- Bank
```

銀行

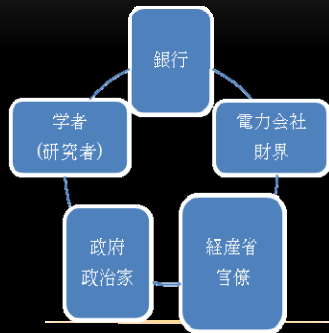
学者
(研究者)

電力会社
財界

経産省
官僚

政府
政治家

59



原子力マネー

1基あたりの公共事業費は5000億以上

⇒「原発マネー」が誘致した先に流入

⇒政治家は選挙のときに安泰(メーカー、ゼネコン関係者などからの票田)

- ・政府の原子力関連予算：約4556億円/年
- ・原子力関係の促進・研究などに使われる電源開発促進税の税収：約3500億円/年
- ・福島県に払われた交付金：約1887億円(1974年～2002年)
- ・福井県(「もんじゅ」があるところ)に払われた交付金：3246億円(1974年～2009年)

⇒多額の原子力関連マネーが動いている。

60

- ⇒多額の原子力関連マネーが動いている。

第二の理由

- ・ 原子力発電を取り巻く閉鎖的な環境
- ・ 原子力マネーに魅了された政治家たち

61

まとめ

まとめ

戦後日本は、国力を上げて国家としての自立をめざした。

⇒アメリカからの自立

- ①核保有による軍事面の自立
- ②ウラン安定確保による資源面の自立

...しかし

様々な理由で依存せざるをえない。

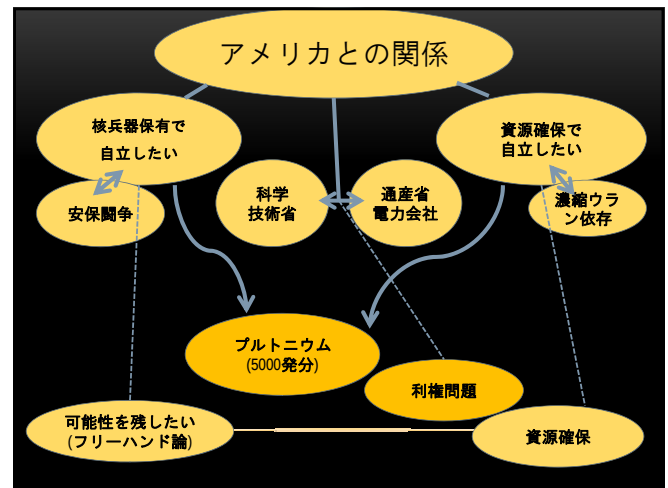
安全保障・資源確保 両面の自立という意思→再処理技術を導入

↓

結局、プルトニウムが大量に残ってしまった...

↓

処理のため、原子力開発利用をやめることができない



参考文献

- ・ 佐野真一(2000)「巨怪伝(下)」文藝春秋
- ・ 山岡淳一郎(2009)「田中角栄 封じられた資源戦略」草思社
- ・ 吉岡斉(1999)「原子力の社会史 その日本の展開」朝日選書
- ・ NHKスペシャル 「核を求めた日本」2010年10月3日放送
- ・ 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 春名幹男「原爆から原発へ マンハッタン計画という淵源」『世界』2011年6月号
- ・ 「『国策民営』日本の原子力のツケ」『毎日新聞』2011年4月20日
- ・ 本田優『日本に国家戦略はあるのか』2007年 朝日新聞社
- ・ 吉岡斉 「『秩序崩壊期』の構造分析：原子力政策などを事例として」科学誌研究49 (2010)

第2章

テレビの父・原子力発電の父 正力松太郎

正力松太郎とメディア、原子力、そしてアメリカ

- | | |
|--------------|-------|
| ● 正力松太郎とメディア | 渡邊 智彦 |
| ● 正力松太郎と原子力 | 金子 隆之 |
| ● アメリカと正力松太郎 | 宮城 春香 |

テレビの父、正力松太郎

正力松太郎とメディア

渡邊 智彦

1. はじめに

正力松太郎はテレビの父・原子力の父と自称した。このことから、私は日本における原子力政策を考える上で、正力松太郎のメディアにおける働きを考えることが有用であると考えた。よって、ここでは正力松太郎とメディアの関わりについて考察する。

2. メディア以前

正力松太郎のメディア経営の特異性は、彼がメディア経営を行う以前の職業として警察官僚をしていたということにある。その特異性とは、取り締まりや社会の統制を任務とする警察と、メディアという言葉によって社会を動かそうとする職業が対極的な性質にあることだ。

彼は、警視庁刑事課課長や警務部長などの要職に任命され、順調に出世の道を歩んでいたが、1923年に発生した虎ノ門事件¹によって懲戒免官となり、警察官としての職を失った。

3. メディア進出

懲戒免官となり職を失った正力は、友人や後藤新平²などの援助を受けて、当時経営危機に陥っていた読売新聞社を1924年に買収するに至った。読売新聞社では、警察方式のトップダウン式の陣頭指揮によって社員を鼓舞し、正力自身も積極的に運営に関わった。また、社内合理化を推進し、新聞経営における報道・事業・販売の一体化を確立した。

正力の新聞経営で最も特筆される点は、彼が新聞の大衆化を果たしたということである。換言すれば、大衆の利害と関心に一致した新聞を作り上げたということである。

こうした取り組みによって、正力は弱小新聞社であった読売を一大新聞社へと変貌させた。

¹ 虎ノ門事件とは、1923年に裕仁親王（のちの昭和天皇）が無政府主義者の少年に、虎ノ門付近で狙撃された事件のこと。この事件の責任を取り、当時の内閣は総辞職し、正力は懲戒免官に処された。

² 後藤新平(1854年－1929年)は、逓信大臣・内務大臣・外務大臣などを歴任した政治家である。警察官僚であった正力は後藤の下で働いていた。

4. 日本テレビ放送も株式会社設立

正力は1951年に公職追放が解除され、翌年1952年に日本テレビ放送網株式会社（日テレ）を設立、当社の社長に就任した。

正力はテレビに限らず、ラジオなどの放送に1924年頃から興味を持っていたと言われている。しかし、ラジオに関してはNHKがその役割を担うことになり、正力がテレビ事業確立に邁進した背景には、NHKとの確執があったと伝えられている。

また、公職追放解除の翌年にテレビ会社を設立できた背景には、日本における原子力政策においてもアメリカの影響があったのと同様に、同国の影響があった。アメリカは朝鮮戦争が行われていた1950年代、日本を防共の要衝と位置づけ、Vision of America³構想の舞台となった。

5. アメリカ占領・心理政策と正力松太郎

アメリカは日本における占領・心理政策のために正力を利用したと言われている。正力はA級戦犯に指定され、巣鴨拘置所へ勾留されることとなるが、正力の無罪判決、出所の背後に当時日本で暗躍していたGHQ参謀二部の存在が挙げられる。

無罪、出所の背景には、当時正力の影響が残る読売新聞社で勃発していた読売争議がある。アメリカとしては、読売新聞社のような大企業で労働組合側が勝利することにより、日本の他企業でも労働組合側が力を持ち、そこにソ連など共産勢力が入り込み、日本が共産主義革命を迎えてしまうことを恐れていた。読売争議は日本の共産勢力の未来を占う戦いとアメリカは捉えていた。アメリカは、正力を「反共の闘士⁴」として送り込み、読売争議⁵を契機とする日本の共産主義化を沈静化させたかったのである。

6. まとめ

ここまで正力のメディア経営をについて簡単に記してきたが、正力がメディア経営を行った根幹となる理由は、彼が政治家になりたかった、とりわけ総理大臣

³Vision of America とは、共産主義は無知であるとし、その無知をテレビというメディアを通してアメリカ型プロパガンダを流すことで、西欧やアジア地域のこれ以上の共産化を防ごうとするもの。

⁴有馬哲夫 『昭和史を動かしたアメリカ情報機関』 平凡社 2009年 160頁。

⁵読売争議とは、読売新聞社における労働争議のことであり、1945年の第一次争議、1946年の第二次争議の二つが挙げられる。

第一次争議においては、社員らが従業員組合を結成し、社内民主化、戦争責任を負った正力松太郎を筆頭とする社首脳陣の辞任などを求めた。

第二次争議においては、社内の共産黨員らに退職命令を出されたことを機に、ストライキが勃発した。最終的には労働組合側の幹部37名にも退社処分が下された。どちらの労働争議の背後にも、アメリカ情報機関の影響が見受けられた。

になりたかったからだと言われている。それはメディア所有が政治的影響力の所有につながるからである。

正力のメディア経営の背後には米国の影があり、メディア（テレビ）と原子力は同じパッケージとして正力を介し、日本にもたらされた。そこには当時の冷戦下という時代背景が大きく影響していた。

総理大臣になりたいという理由から、自身の所有するメディアを通し、原子力プロパガンダを日本に広めたという事実は、菅直人の再生可能エネルギーへの言及とどこか似ている構図がある。原子力や再生可能エネルギーの普及それ自体が目的ではなく、総理大臣になる、自分の名を残したいが為の目的としてそれらは推進され、現に推進されようとしている。時代は繰り返されると言うが、同じような顛末が将来起こらないことを切に願うばかりである。

参考文献

有馬哲夫 『CIAと戦後日本―保守合同・北方領土・再軍備―』 平凡社 2010年.

有馬哲夫 『昭和史を動かしたアメリカ情報機関』 平凡社 2009年.

上之郷利昭 『読売王国―世界の情報集団の野望―』 講談社 1984年.

坂本義和編 『核と人間 1』 岩波書店 1999年.

「革命的な平和利用」 『読売新聞』 1955年4月16日朝刊.

「原子力平和利用博に経緯」 『読売新聞』 1955年10月20日朝刊.

参考動画

NHK 『現代史スクープドキュメント 原発導入のシナリオ～冷戦下の対日原子力政策～』 http://www.youtube.com/watch?v=EbK_OlzTaWU&feature=related.

(最終閲覧 2011/07/12).

Matsutaro Shoriki and the Media

Tomohiko Watanabe

Matsutaro Shoriki concerned with not only introducing the atomic plant onto Japan, but also own the media, for example, *Yomiuri Shimbun* and *Nippon Television Network Corporation*. In regard to that point, I think that his promotion by his own media was very effective to present the meaning of nuclear power plant to Japan.

He was a high-rank official servant of the Inner Ministry. However, in 1923, he was dismissed from there because of the responsibility for the *Toranomon* affair. After that he started to conduct the *Yomiuri Shimbun*.

His friends and particularly his patron *Shinpei Gotou* who was the Minister of Transportation and Telecommunications, the Minister for Foreign Affairs and the Minister for Home Affairs supported *Shoriki* when he had no regular employment. He succeeded in getting the newspaper company through their help. Why *Shoriki* embarked upon the world of media? I assume that he would eager to become a politician, especially the Prime Minister.

In 1945, he had been taken into custody for war crimes, although he was declared not guilty. Behind the not guilty sentence, it is inferred that there was an influence of the U.S. Intelligence Agency.

After the verdict of innocent, he could have established the *Nippon Television Network Corporation* with the assistant of some Americans, so it is said that he brought the almost first television broadcast to Japan.

Then, through his own media, *Yomiuri Shimbun* and *Nippon Television Network Corporation* in concert, he promoted lots of propaganda that the nuclear energy had a possibility of being used peacefully and it was very useful to the future Japanese society, because importing the atomic energy plant from the U.S.A. or U.K. to Japan could contribute to realizing his dream of the Prime Minister.

正力松太郎と原子力

野望を実現するための原子力平和利用

金子 隆之

1. はじめに

正力松太郎は、原子力の父と呼ばれ、日本に初めて商用原子炉を導入した人物である。本稿では、正力が原子力の平和利用を謳いながら、原子炉導入を進めた背景を追うことによって、原子力平和利用の陰に存在していた問題点を明らかにする。そして、その問題点を踏まえた上で、菅直人が進める脱原発について意見を述べる。

2. 原子力導入の出発点

1955年2月に、正力は、故郷の富山から保守系無所属で衆議院議員に立候補し当選する。この時の選挙公約は、原子力の平和利用による産業革命と保守合同であった。しかし、正力は原子力の知識をほとんど持ち合わせていなかった。

原子力の知識がほぼ皆無であるにもかかわらず、正力が原子力の平和利用による産業革命を公約に掲げたのは、この構想が、総理大臣にふさわしい国家的政策と考えたためだ。しかし、この構想は正力の発案ではなく、彼の腹心の柴田秀利が打ち出したものだった。柴田は、戦後貧しい日本が繁栄を遂げるためには、原子力発電による他国に依存しないエネルギー生産が不可欠であり、その導入のためにはアメリカの資金と技術支援が必要だと考えていた。そして、柴田は読売新聞を使って、長期連載「ついに太陽をとらえた」を掲載し、原子力の平和利用キャンペーンを展開していた。

正力は、柴田に原子力の必要性を説かれるうちに平和利用という構想が、総理大臣の座を引き寄せるために極めて有用な政治カードであることを認識するようになる。正力には、日本テレビ放送網株式会社の設立時に築いたアメリカ電気産業企業との太いパイプがあった。このアメリカ電気産業企業とのつながりは、原子力発電を志向する電力業界、産業界にアメリカの援助という期待を抱かせていた。つまり、正力は、電力業界、産業界とアメリカからの支援を背景に、自らが旗振り役となって原子炉を導入し、数年以内に営業運転まで持っていけば、その功績で総理大臣の座を手中に収めることができると考えたのだ。そして、正力は自らの野望を実現させるべく行動を開始し、突如として衆議院議員へ立候補し当選、70歳を目前にして議員1年生となった。

3. 平和利用へ向けた世論形成と支持基盤の強化

当選を果たした正力は、原子力の平和利用に向けて 1955 年の元旦に、原子力平和利用使節団をアメリカから招待するという社告を掲載する。そしてこれ以降、読売は、ビキニ事件以後、反原水爆と反米に傾いていた世論を変えるため、大規模な平和利用キャンペーンを展開、原子力の平和利用を訴える記事が読売新聞紙上に頻繁に登場するようになる。

正力は使節団の受け皿となる原子力平和利用懇談会を発足させる。この懇談会のメンバーには経団連会長・石川一郎、日商会頭・藤山愛一郎、日経連代表理事・諸井貫一、日本開発銀行総裁・小林中、東京電力会長・菅禮之助、東芝電機社長・石坂泰三、電源開発総裁・小坂順造など財界の錚々たる人物が名を連ねており、原子力発電に対する財界人の期待の高さを窺うことができる。

1955 年 5 月に平和利用使節団が来日する。この使節団と原子力平和利用懇談会メンバーとの討議によって、財界人は原子力の積極的導入の必要性に気づかされることになった。正力は平和利用使節団の来日を取り仕切り、日本の財界との接触を取り持つことに、財界人を自陣営に引き入れるとともに、自らの支持基盤を強化したのである。

同月、読売新聞社は日比谷公会堂で原子力平和利用大講演会を開く。この講演会は会場には大勢の人が詰め掛け、公会堂に入らなかった人もいるほどの注目を集める。日本テレビはこの講演会を生中継し、原子力の平和利用を全国に喧伝した。

正力は、原子力の平和利用の気運をさらに煽るかのように、同年 11 月に平和利用博覧会を開催する。この博覧会は、大変な人気を博し、42 日間の会期を終えたときには、36 万人以上の来場者を記録した。読売が実施したアンケートによれば、原子力の平和利用に好意的な態度を示した人は 8 割を超えている¹。同紙は原子力平和利用博覧会が、人びとの原子力に対する考えを大きく変えたとして自画自賛した。

4. 原子炉導入に向けた政治的決定

正力は自由党と民主党の間を取り持ち、選挙公約だった保守合同を実現させる。合同のキーパーソンだったのは両党の総務会長の大野伴陸と三木武吉の二人で、正力は、この二人とは警視庁時代から付き合いがあった。犬猿の仲で有名だった大野と三木の間を取り持てるのは正力しかいなかった。正力は、保守合同の立役者となったことを認められ、第三次鳩山内閣に国務大臣（原子力担当）として入閣を果たす。この歴史的な保守合同の裏には、三木と正力の間で鳩山のあとは正力に総裁の椅子を譲るという密約があった。また、翌年の 4 月の自民党総裁選挙の際には、緒方と鳩山のどちらも譲らなければ総裁は正力という話も出ており、正力には総理総裁の椅子はかなり近

¹ 「参観者の声をきく—8 割が最大の賛辞 原子力平和利用博覧会—」 『読売新聞』
1955 年 12 月 2 日夕刊 2 面。

いところに見えていた。

国務大臣、原子力担当大臣となった正力は、自分の野望を実現させるべく原子力の導入へ向けて邁進し、1956年元旦に原子力委員会を発足させる。委員会発足の後、正力は米国から原子炉を購入して、五年以内に原子力発電を実現すると発表した。

この発表の裏には、原子力委員会よりも前に発足していた、原子力利用準備調査会が、研究炉をアメリカから輸入することをすでに決定したことがある。つまり、動力炉を導入しない限りは、正力の功績とはならなかったため、実用原子炉の導入を進める必要があったのである。

5年以内の原子力発電という発表から数日後、自由党総裁だった緒方竹虎が急死する。これは総理総裁をめざす正力にとって大きな痛手であった。緒方の死によって、初代自民党党首は鳩山になることが事実上決まり、鳩山、緒方の二人が譲らないときは正力を総裁に立てるというシナリオはなくなってしまったからだ。さらに、正力の盟友であり、強力な後ろ盾であった三木武吉が癌で他界する。この二人の死は、総理大臣を目指していた正力の絶好の機会を奪い取ってしまった。

鳩山が初代自民党党首に選出された総裁選と重なるように、正力は、日本原子力研究所の敷地を東海村に決定している。この決定も極めて政治的な意図のもとになされた。正力は5年以内の実用原子力発電所の建設を公約としていたため、東海村のような実用原子炉を建設できる広大な敷地を早急に確保しておく必要があった。また、茨城県の代議士が正力とおなじ警視庁出身で、北海道開発庁長官を務めており、彼から強く陳情を受けていたからである。

この時すでに、鳩山、緒方が譲らないときは正力というシナリオはすでになかった。そのため、正力は総理大臣の椅子をつかむために実用炉を導入する必要がある、その功績をつくるために必死だったのである。

だが、正力は、アメリカから原子炉の導入支援を5年以内には受けられないことを同国との交渉の中で知る。そのため、正力は1956年11月19日にイギリス製のコールダーホール型発電用原子炉の輸入を強引に決定してしまう。この時すでに、総裁選挙が始まっており、三木という後ろ盾を失い、自らの派閥もなかった正力は、国務大臣の座も危うい状況に追い込まれていた。そのため、正力の最重要事項は、自分が原子力委員長のあいだに重要な決定を下して実績を残しておくことだった。そのため、コールダーホール型原子炉の有用性や将来性、経済性について十分な検討がなされることなく購入が決定された。だが、鳩山引退後に発足した石橋湛山内閣の閣僚名簿に、正力の名はなかった。

5. 原子力の父の誕生と野望の帰結

1957年7月11日に正力が所属していた河野派の支持する岸信介の第一次改造内閣が発足し、原子力担当大臣に正力は返り咲く。2カ月後の9月に東海村第一号原子炉

の火入れ式が行われ、正力は原子力担当大臣として原子炉の運転開始ボタンを押した。この日は、正力に原子力の父という称号が加わり、原子力委員長として絶頂に達した日であった。

このように、正力は原子力の父となることはできたが、政治家としての未来はこのときすでになかった。正力は、英国製の實用原子炉の受け入れ先をめぐって、自らが所属する派閥の長である大野伴睦と対立していた。大野は政府主導による運営を主張したが、正力は、電力会社や財界の支援を得ていたことから、民間主導を強硬に主張した。この結末は、大野の方が折れることで決着し、日本原子力発電会社という民間の新会社が、電力会社9社80%、国20%の出資によって1957年11月に発足することになった。しかし、正力は派閥の長である大野に逆らってしまったため、次の内閣改造で今のポストに留任する可能性すら残されていなかった。

そして追い打ちをかけるように、イギリスが日英原子力協定締結に際し、免責条項を入れるように申し入れてくる。その免責条項とは、コールドーホール型原子炉に万一、事故が起こってもイギリスは一切責任を取らないというものであった。これで、正力は窮地に立たされる。この条項が加わるからには、「民間企業が例え保険をかけていたとしても原子力発電所の事故が引き起こす甚大な被害を賠償することは不可能²⁾」で、結局は国が賠償するしかない。

この矛盾をはらんだ賠償法は原子力損害賠償法となつて4年後の1961年に成立し、事業は「民間主体でありながら、国も管理責任を負う²⁾」という二重構造が現在まで続くことになった。このいびつな二重構造を誕生させる要因となった正力は、原子力損害賠償法の成立前の1958年第二次岸内閣発足時に、原子力委員長、科学技術庁長官の座をおり、政治の世界から身を引いた。

6. まとめ

正力の進めた原子力の平和利用は、総理大臣の座を手に入れるという自らの野望のために利用された。そしてこの帰結は、事業は民間主体でありながら、国も管理責任を負うという矛盾した二重構造を持つ原子力損害賠償法だった。この矛盾をはらんだ賠償法は、福島第一原発事故の責任の所在がどこにあるのかわからないという異常な事態を引き起こしている。

これは原発事故以降の脱原発世論に乗じて、自らの延命に狂奔している菅直人にも同じことがいえるのではないか。日本の将来をしっかりと見据えることなく、自らの欲望のために脱原発を進めても、良い結果にはならないだろう。

²⁾ 有馬哲夫『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史—』新潮新書 2008 216-217頁。

参考文献

- 有馬哲夫 『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史—』 新潮新書 2008.
佐野眞一 『巨怪伝—正力松太郎と陰武者たちの一世紀—』 文藝春秋 1994.
柴田秀利 『戦後マスコミ回遊記（下）』 中央公論社 1995.
津金沢聡広編著 『戦後日本のメディア・イベント—1945—1960 年—』
世界思想社 2002.
山崎正勝・奥田謙造 「ビキニ事件後の原子炉導入論の台頭」『科学史研究』第 43 卷
岩波書店 2004.

Matsutaro Shoriki and Nuclear Energy

Takayuki Kaneko

Matsutaro Shoriki, who is known as the father of nuclear energy, introduced the first commercial nuclear power reactor into Japan. This paper reveals what problems lay behind introducing a nuclear power reactor as nuclear energy for the peaceful purposes which he promoted, and suggests what *Naoto Kan* himself should do to move toward abandoning nuclear power generation.

Introducing the nuclear energy was not for peaceful purposes but was *Shoriki's* strategy to become the Prime Minister. Promoting the campaign slogan, a new industrial revolution by means of nuclear power, he became a member of the House of Representatives and went on to become the Minister of State and the first chairman of *Japan Atomic Energy Commission*. During his term in office, he pushed ahead with his plan for a new nuclear power plant.

In 1956, *Shoriki* decided to buy the *Calder Hall* reactor for commercial use from the United Kingdom without careful consideration. He just wanted to get a big achievement. However, a group of nine power companies and a government agency, the *Electric Power Development Company*, had a conflict over *Calder Hall*. *Shoriki* strongly insisted that private companies must operate *Calder Hall* because he had gotten support from the electricity industry and the business world. In the end, the *Japan Atomic Power Company* from a private sector was established to run *Calder Hall*.

Shoriki's decisions regarding *Calder Hall* created contradiction in *Act on Compensation for Nuclear Damages* formed by the government in 1961. This

means, although private companies operate nuclear power plants, the government also has a responsibility for compensation. This complicated law has resulted in confusion about where responsibility lies in the *Fukushima Daiichi* nuclear disaster.

Shoriki's activities driven by his strong desire to become the Prime Minister did not bring good results. The same can be said of *Naoto Kan*. *Kan* seems to be taking advantage of public opinion toward abandoning nuclear power generation in order to remain in his post. Without having a vision of Japan's future, his plan for abandoning nuclear power generation would not lead to fruitful results.

アメリカと正力松太郎

アメリカの視点から

宮城 晴香

1. はじめに

正力はテレビの父としても、原子力の父としてもアメリカと深く関わっていた。その時アメリカは何を思い、何を目的として彼と結びつき行動していたのだろう。アメリカの視点から考察していきたい。

2. テレビ導入

1951 年、3 年の時を経て正力の公職追放は解除される。その翌年に日本テレビを創始できた背景をアメリカの存在なしには語れない。この間に、アメリカと正力がテレビ導入という目的を共にすることで何らかの結びつきがあったことは明らかであろう。

アメリカとしては、当時の日本やアジアで勢いを増していた共産主義勢力に対抗するため、日本において CIA を中心としてアメリカに有利な心理戦を展開するための手段として、日本にテレビを導入することに非常に好意的であった。また国営に近い NHK とは違って民間放送局は番組枠を買いさえすればアメリカのプロパガンダ番組も放送可能なので根っからの反共主義者の正力がテレビというメディアを手にすることも望ましいことだったのであろう。そして正力ならばテレビ導入に必要な莫大な資金を調達することも可能だということにもアメリカが彼を支援した目的が見える。

一方、正力には何とかして公職追放を解除させ、「マイクロ構想」¹を実現するという希望があったためアメリカと利害が一致。正力はテレビ導入を条件としてアメリカに解除を要求し、テレビ実現のための資金調達に動き出した。このテレビ導入への一連の動きの中で、正力は様々な米関係者とのつながりを深めることとなった。

3. 反原子力運動とアメリカ

テレビが遂に放送を始め、正力が 2 大メディアを手に入れて数年後の 1954 年後に第五福竜丸事件が勃発し、日本に激しい原水爆反対運動が巻き起こる。これは戦後最大の反米運動へ繋がることになり、ソ連による共産主義への働きかけも強まったので

¹ 「マイクロ構想」：波長の短い電波で大容量の情報を高品質で伝送することができる。正力はマイクロ波を使った通信網を全国に張り巡らせてテレビ・ラジオそして軍用と新聞用のファクシミリ、データ放送、警察無線、列車通信、自動車通信、長距離電話・通信などの多重通信サービスを行うことを計画していた。

ある。

何よりも反原子力・反米運動を沈静化させたいアメリカは、原子力が平和利用可能なものだという「アトムズ・フォー・ピース」の考えを日本でも定着化させようと図る。このためにはメディアの力が必用不可欠であり、そうした時にアメリカが再び正力に目をつけたのは自然なことであろう。そもそもアメリカが日本のメディアをコントロールするためにテレビを日本に導入させたのだ。反共の色が強く、独裁体制が敷かれている読売グループはアメリカ情報機関にとってもっとも扱いやすく、また親近感がもて、高い効果も期待できるメディアであった。

4. アメリカにとっての正力

正力にとっても原子力の平和利用を掲げることは必要不可欠であった。この事は読売新聞がいち早く原子力平和利用への連載を始めたことや、原子力平和利用使節団への取り組みからも明らかであるが、実はこの時アメリカは表面上正力に協力的ではなかった。

総理に何としてもなりたかった正力の政治的野望を知っていた CIA は、彼がたとえ単独でも原子力平和利用を推進すると確信していたからである。結果はその通りだったが、彼単独では厳しい原子力平和利用博覧会の実現には力を貸さざるをえなかった。これはアメリカが世界的に行っていた政策の一環であり、アメリカが何としても成功させたかったものであったからである。「意識改革」という面でこの博覧会がもたらしたものは非常に大きくアメリカは目的を達成したと言える。

この博覧会のアメリカの目的は、アメリカが原子力の平和利用に真剣に取り組んでおり、その先進技術を西側諸国に提供したいと思っていることを日本人に伝え、反原子力・反米運動を鎮めることであった。

一方で正力の目的はそこにとどまらず、さらにアメリカから動力炉の提供、またはその購入のための借款を引き出すことまでを包括していた。実際に日本に原子力を導入し、それを政治的実績として総理大臣の座を手中に納めるという野望を達成できなければ意味がなかったのである。

しかしアメリカにとってあくまで日本は旧敵国であり、核兵器生産可能な動力炉を日本に渡すことなど問題外だった。正力が求める「マイクロ構想」・「動力炉」を渡すことは、日本がアジアに強大な影響力を持つプロパガンダの道具を所有したうえに原爆すら所有しかねないという危険性を孕んでいた。また正力という人間の特性が永久的に信頼のおける人物像とはかけ離れていたこともあり、アメリカが日本をコントロールできなくなると判断したのだった。

5. まとめ

「いかに上手く日本をコントロールできるか」、これがアメリカにとって一貫して重要であった課題である。そのために正力を利用し続けたのであり、自らの希望を叶える以外の目的で彼に力は一切貸さなかった。正力自身はアメリカを利用していたつもりだったのであろうが、彼の政治人生を考えると踊らされていたのだとさえ感じる。今も昔もアメリカとはそういった存在なのかもしれない。

参考文献

- 有馬哲夫 『原発・正力・CIA－機密文書で読む昭和裏面史－』 新潮社 2008 年。
有馬哲夫 『昭和史を動かしたアメリカ情報機関』 平凡社 2009 年。
坂本義和編 『核と人間 1』 岩波書店 1999 年。
佐野眞一 『巨怪伝－正力松太郎と陰武者たちの一世紀－』 文藝春秋 1994.

The United States and *Shoriki*

Haruka Miyagi

Shoriki and the United States had a strong connection in introducing the TV system and the nuclear power to Japan. At that time, what was the purpose of the United States action?

The intention of the United States was to have controlled Japan by introducing the television as part of anti-communism strategies. For the United States, *Shoriki* was best person because he was an anti-communist, takes control of newspaper and has connection with political and financial worlds. That is why the United States gave him payback to have connection with him.

The United States wanted to quiet down anti-nuclear power and the anti-American movement due to *Lucky Dragon 5* incident. So the United States which recognized necessity of media paid attention to him again.

The United States had a plot to make Japan recognized that nuclear power can be used for peace and useful. *Shoriki* had his ambition over it. But the United States didn't have a will to get his ambition come true at all. What was Important to the United States was "How to control Japan well?" This matter never changed from old days.

正力松太郎とメディア

- 1924年から1969年の永逝までほぼメディアに関わってきた
- 読売新聞社長
- 日本テレビ初代社長
- 読売新聞社社主
- 読売テレビ放送会長
- 報知新聞社社主

メディアを築く

- 1924年 警察官僚から新聞社再建へ
 - ・内務省のエリート官僚
 - ・警視庁刑事課課長、警務部長を歴任
 - 取り締まりの第一線
- 虎ノ門事件の責任→懲戒免官

なぜ、メディアか？

- 朝日新聞夕刊の短評欄
 - ・「読売新聞、遂に正力松太郎の手に落つ、嗚呼」
 - ・言論界にとってショッキングな出来事
- 新聞経営＝政治への近道
 - ・正力は政治家になりたかった
- 1927年 東京市長選へ立候補
 - ・読売新聞経営を始めてから3、4年

テレビジョンの導入

- ラジオ導入に際するNHKとの確執？
- アメリカの意向
 - ⇒VOA (Vision of America)という戦略
- 日本＝防共の要所

【参考】アメリカの占領政策・心理戦

- 参謀二部の暗躍
 - 戦犯正力の無罪誘導
- c.f.)正力の罪状
 - ・警視庁時代に共産主義者やアナーキストを弾圧した
 - ・大政翼賛会など戦争の遂行に協力した
 - ・新聞を用いて三国同盟を支持するプロパガンダ拡散
 - ・内閣情報局参与に就任
 - ・真珠湾攻撃の際、記者に現地の動向を調査させ、軍部に伝えた

参考文献

- 有馬哲夫 『昭和史を動かしたアメリカ情報機関』 平凡社新書、2009年
- 有馬哲夫 『CIAと戦後日本』 平凡社、2010年
- 上之郷利昭 『読売王国』 講談社、1984年
- 坂本義和編 『核と人間1』 岩波書店、1999年

正力松太郎と原子力

原子力導入の出発点

- 1955.2 故郷の富山二区から、衆議院議員に立候補、当選

原子力の平和利用による産業革命
保守合同

原子力の導入が、次の総理大臣にふさわしい国家的政策だと考えた
筋金入りの反共産主義者

毒は毒を持って制す



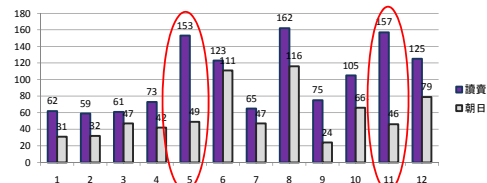
ビキニ事件以後、反原水爆と反米に傾いていた世論を変える
ため、大規模な平和利用キャンペーンを展開

世論形成と支持基盤の強化

- 1955.4 原子力懇談会発足
- 1955.5 原子力平和利用使節団来日
原子力平和利用第1講演会
- 1955.11 原子力平和利用博覧会

読売が実施したアンケートによれば、原子力の平和利用に好意的な態度を示した人は8割を超えている。同紙は原子力平和利用博覧会が、人びとの原子力に対する考えを大きく変えたとして自画自賛した。

「参観者の声をきく—8割が最大の賛辞 原子力平和利用博覧会—」『読売新聞』(1955年12月2日)夕刊 2面。



野望の実現へ向けた政治的決定と政治工作

- 1955.11 保守合同・国務大臣・原子力担当大臣就任
三木と正力の間で交わされた密約
- 1956.1.1 原子力委員会発足
- 1956.1.28 緒方竹虎死去
(緒方・鳩山が譲らないときは正力というシナリオなくなる。)
- 1956.4.6 東海村を原子力研究所の敷地として正式に決定
- 1956.5.16 クリストファー・ヒントン卿来日
(英コールドホール発電炉開発責任者)
- 1956.7.4 三木武吉死去 正力は強力な後ろ盾を失う。
- 1956.11.2 鳩山一郎、引退を宣言
- 1956.11.19 コールドホール型発電用原子炉の輸入を決定

原子力の父の誕生と野望の帰結

- 1957.7.10 第一次岸改進黨内閣発足
正力、国家公安委員長、
科学技術庁長官、原子力委員会委員長

河野 — 正力論争勃発
日本原子力発電会社発足
出資率：民間80%、国20%
- 1957.9.18 東海村第一号原子炉火入れ式
正力、原子力の父に
- 1958.6.12 第二次岸内閣成立
正力、原子力委員長、
科学技術庁長官の地位を下りる

原子力損害賠償法と正力

- 1958 日英原子力協定調印
日本政府は、日本政府又は日本政府が許可した者に対し供給された燃料に関連して生ずる第三者責任について英国政府および英国原子力公社を免責する。
- 1961 原子力損害賠償法成立
賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合に、国が原子力事業者に必要な援助を行うことを可能とすることにより被害者救済に遺漏がないよう措置する。



事業は民間主体でありながら、国も管理責任を負う
という矛盾が現在まで続く

参考文献

- 有馬哲夫 『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史—』 新潮新書 2008.
- 原子力開発十年史編集委員会編 『原子力開発十年史』 日本原子力産業会議 1965.
- 佐野真一 『巨怪伝—正力松太郎と陰武者たちの一世紀—』 文藝春秋 1994.
- 柴田秀利 『戦後マスコミ回遊記(下)』 中央公論社 1995.
- 津金沢聡広編著 『戦後日本のメディア・イベント—1945-1960年—』 世界思想社 2002.
- 山崎正勝・奥田謙造 「ビキニ事件後の原子炉導入論の台頭」『科学史研究』 第43巻 岩波書店 2004.

1951年、正力の公職追放解除
その翌年、日本テレビの社長に

アメリカの存在

解除を理由にテレビ導入への資金調達を請け負う

利害関係の一致

様々な米関係者とのつながり

1954年、第五福竜丸事件

原水爆反対平和運動

戦後最大の反米運動に
ソ連→共産主義への働きかけ

日本への核配備

ソ連・中国への威嚇 東アジアでの防共

沈静化
したい

反原子力・反米運動の沈静化

「アトムズ・フォー・ピース」

原子力＝平和的利用可能なもの

原子力≠原爆というイメージ

メディアの力が必要

⇒読売新聞と日本テレビを手中にする正力

アメリカとのつながり

反共産主義者

正力にとっても原子力の平和利用を掲げることは必要不可欠

←「マイクロ構想」と政治への野望

読売新聞、原子力平和利用等に関する大型連載
原子力平和利用使節団

原子力平和利用博覧会

アメリカが世界的に行っていた政策の一環

⇒大成功 意識改革

⇒アメリカ一応の目的達成

アメリカの目的

アメリカは原子力の平和利用に真剣に取り組んでおり、その先進技術を日本を含む西側諸国に提供したいと思っていることを日本人に伝え、
反原子力・反米世論を鎮めること

正力

さらにアメリカから動力炉の提供、またはその購入のための借款を引き出すこと。
原子力センター、原子力導入
それを政治的実績として総理大臣の座を手中に

アメリカにとって、あくまで日本は旧敵国

核兵器生産可能な動力炉を渡すことなど問題外

正力が求める「マイクロ構想」「動力炉」

→日本はアジアに強大な影響力を持つプロパガンダの道具を所有したうえに原爆すら所有しかねない

正力という人間

アメリカが日本をコントロールできなくなる

第3章

ドイツ緑の党と原子力政策

- | | |
|----------------------|--------|
| ● ドイツ緑の党の成立 | 戸田 裕之 |
| ● ドイツの脱原発政策 | 高橋 ゆかり |
| ● フクシマ後とドイツ連邦政府 | 長沼 慎一郎 |
| ● ドイツ緑の党の再生可能エネルギー政策 | 福澤 栄里 |
| ● 「脱原発」への課題 | 高橋 ゆかり |
| ● 「脱原発」に向けて | 高橋 ゆかり |

ドイツ緑の党の成立

ドイツ緑の党の構造的特徴

戸田 裕之

1. はじめに

ドイツでは「Die Grüne/緑の党」¹というエコロジー政党が、政治で大きな役割を果たしている。この「緑の党」は、成立の過程や構造が従来の政党とは大きく異なっていることから注目がされている。ここでは、「緑の党」の成立過程や構造の特異性がドイツの社会にどのような影響を与えたのかということを考察していく。

2. 緑の党の成立

1975 年頃から西ドイツ南部のヴェールにおいて初めての反原発運動が盛んに行われ、翌年には、北部のブロークトルフに建設が予定されていた原子力発電所に対する反対運動が行われた。そして、この年に初めて「緑」を名乗る政党が議会²への進出の試みがあった。ここでの結果は、当事者がささやかな成果と語るように議会への進出は成功しなかった。しかしながら、環境保護運動から派生する市民イニシアティブが議会で議席を獲得しようとした初めての試みとして重要である。

そして、初めて「緑」の議員が誕生したのは、1977 年 3 月のブロークトルフが含まれているシュタインブルク郡の郡会選挙の時である。この時「緑のリスト」という政党が 6.7%の票を集め、3 人の議員を輩出した。

このように「緑」の政党が西ドイツの社会に誕生した当初は、地域政党としての登場であった。この後も多くの地域において議会への進出を試みる。しかしながら、多くの地域において阻止条項³によって議会への進出はなかなかうまくいかなかった。

そのような「緑」の政党にとって大きな転機となったのが、1979 年 6 月に行われるヨーロッパ議会選挙に向けてこれまでそれぞれの地域においてばらばらに政治活動をしていた「緑」の政党が、3 月に初めて全国的な組織として結集がなされたことである。この全国的な組織こそ「Die Grüne/緑の党」である。このヨーロッパ議会選挙では得票率が 3.2%と阻止条項によって議席獲得には至らなかったが、この全国的な結集は 1980 年に西ドイツの連邦議会へ向けた全国的な政党の創立がなされた時の基盤

¹ 直訳をすると「緑の人びと」となるが、ここでは日本においてなじみのある表記である「緑の党」とする。

² 初めての「緑」を名乗る政党が出馬した議会選挙は、ハーメルンでの市議会選挙とヒルデスハイム市議会選挙である。ハーメルン市議選では、反核エネルギーを前面に出した組織が候補者を立て、ヒルデスハイム市議選は、「緑のリスト・環境保護」を名乗るグループが候補者を立てた。どちらの市もニーダーザクセン州であり、当時この州では核燃料再処理工場の敷地探しが行われていた。

³ ドイツにおいては、得票率が 5%に満たなければ議席を獲得することはできないという条項がある。

となった。

そして、このような全国的な政党としての「緑の党」が連邦議会選挙で議席を獲得したのは1983年3月の選挙の時であり、この時の得票率は5.6%である。

3. 内部構造

「緑」の政党の創立当初、今日における「緑の党」ではイメージすることのできない内部構造となっていた。それは、1982年9月17日に発行された『*Die Zeit*』紙⁴で、「西ドイツの緑の運動は右から始まった。」と表現されているように、保守的な層が重要な役割を果たしていたのである。しかしながら、「右から始まった。」と言われていても、今日のような左翼の潮流がなかったわけでもない。やはり、左翼の潮流は当時においても「緑」の政党にとって重要な行動の柱となっていた。つまり、創立当初の「緑」の政党というのは、保守的な右翼と左翼の混在を可能にしていたのである。

では、なぜこのような混在が可能だったのであろうか。このことを考えていく前に、まず、私が「緑」の運動の原点であると考え、ヴェールの反原発運動について考えていきたい。私がヴェールの反原発運動を「緑」の運動の原点であると考えるのは、これまでの環境保護運動とは異なった性質を反原発運動は持ち合わせているからである。反原発運動は原子力発電という巨大技術に象徴されるような現代の社会システム・産業社会への懐疑という側面を持ち合わせているのである。それゆえに、これまでの環境保護運動と反原発運動は異質であって、また、後に登場してくる「緑」の政党の大部分が、原子力発電という問題に直面している地域において発達してくることからも、ヴェールの反原発運動を原点であると考えている。

しかしながら、ヴェールの反原発運動の主な参加者たちにとっては、現代の社会システム・産業社会への懐疑を拠り所とした行動ではなかった。主な参加者は、原子力発電所の近くにブドウ園を持つ農家や漁師、地元名士といった人々で保守層が中心で、この参加者が求めるものは個人の利益の尊重である。つまり、参加者自体は個人の利益の尊重を主張するにすぎなかったが、他方では現代社会システム・産業社会への懐疑といった二面性を持っているのが、この当時の反原発運動なのである。それゆえ、保守層が中心の運動ではあったが、左翼を引きつけるだけの魅力があったのである。このことが、「緑」の政党の創立当初に右翼と左翼の混在という状態になった要因である。

また、右翼と左翼の混在を可能にした要因として、1979年に行われた世論調査、「*Euro-Barometer11*」⁵において次のような結果が得られている。この調査では、右

⁴ 『*Die Zeit*』紙とは、1946年に発行開始した、ドイツの週刊の全国新聞である。

⁵ 「*Euro-Barometer11*」とは、1979年当時のEC加盟国に対して行った世論調査。

調査対象国はベルギー・デンマーク・フランス・西ドイツ・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・イギリスの9カ国。

翼や左翼というような政治的な態度の自己評価と政治的な 이슈⁶の選好度との相関関係を示している。この調査の結果で「環境保護」以外の3項目は、政治的な態度の自己評価がより左翼的な人に比べて右翼寄りの人は、選好度が低いという結果が得られている。しかしながら、「環境保護」という項目だけは、右翼や左翼という政治的な態度に関係なく高い選好度があるという結果が得られている。このような結果は他の調査⁷においても得られていて、つまり、「環境保護」という観点においては右翼や左翼という政治的な態度に関係なく肯定的であるので、「緑」の政党の創立当初の政治的な態度の混在を支えている要因がこの点にもあるように思える。

4. 地域政党としての出発

これまでみてきたような右翼や左翼の混在という内部構造のほかにも、「緑」の政党の特徴として注目すべき点は、地域政党として出発がなされたところである。そしてここでは、地域政党として創立がなされたことがどのような機能を持っていたのかということを見ていく。

まず、注目する点は、戦後西ドイツに限らず西ヨーロッパ諸国では経済的繁栄がなされてきた中で政党も経済的政策の施策の対立（クリーヴィッジ）という中でとらえられてきたが、1970年代ごろからこの経済的なクリーヴィッジに加える形で、新たなクリーヴィッジが出現したとされている点である。この新たなクリーヴィッジをイングルハート⁸は「エスタブリッシュメントー反エスタブリッシュメント」というクリーヴィッジであると称している。従来の西ドイツの二大政党の社会民主党とキリスト教民主同盟が旧来の経済的なクリーヴィッジの中で捉えられているのに対し、社会の変化に応じて、エスタブリッシュメントと反エスタブリッシュメントのクリーヴィッジで捉えられる政党というのが必要になったのである。そして、イングルハートの論文⁹の中で述べられていることは、特に西ヨーロッパの中で経済的なクリーヴィッジと新たなクリーヴィッジの存在が、国民の中で明確に区分されているのが西ドイツなのである。だからこそ、新たな政党として「緑」の政党が社会の中で根付くことが可能であったのだろう。

しかしながら、これまでの述べてきたことで、新たな政党として「緑」の政党が根付くことができた要因というのは理解することができたが、なぜ地域政党としての出発であったのかという疑問はまだ解決には至っていない。

⁶ ここでの政治的な 이슈とは、「環境保護」・「所得格差の是正」・「政府の経済への介入」・「公的所有の拡大」の4項目。

⁷ 石油エネルギー企業シェルが行った15歳から24歳までの年齢層で行われた調査で、環境保護運動にたいして肯定的な回答を寄せたものは全体の81%、緑の党の支持者でいえば97%、SPD（社会民主党）支持者で79%、CDU（キリスト教民主同盟）の支持者に至っても73%に及んでいる。

⁸ イングルハート（Ronald F. Inglehart）アメリカの政治学者。世界価値観調査を行い、政治意識の研究に取り組む。

⁹ Inglehart “Changing Structure of Political Cleavages in Western Society”
Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment? 1984

この疑問を解決する前に、まだ注目しなければならないことがある。それは地域政党としての発生以外に一般的にどのようなことが起こりうるのかということである。そしてこのことは一般的に二点のことが起こりうるとされている。まず一点目は、既存の政党とのミックスが行われ、既存の政党の一部として政治に参加するというものである。そして二点目は、独自の全国的な組織として、政治に参加するというものである。この二つの道が一般的に考えられることだが、「緑」の政党はこの道をたどらなかった。一点目のことに関して言えば、イングルハートが指摘したように、従来の政党が経済的なクリーヴィッジの中で捉えられているのに対し、新たなクリーヴィッジで捉えられている「緑」の政党が、従来の政党に受け入れられるということは容易ではないということ、「緑」の政党自体も従来の政党に組み入れられることは耐えがたいことであるということも容易に想像がつく。そして二点目のことに関しては、前述したような政治的な態度の混在ということが大きく関わっている。保守層としては個人の利益の追求ということだけを求めているのに対し、これが全国的な組織へと移行してしまうことは、現代の社会システム・産業社会への懐疑という面をより一層強めてしまうことになる。つまり、全国的な組織への移行は、保守層の離反をとまなうことになるのである。

以上のことから、「緑」の政党の地域政党としての出発は、政治的な態度の混在という特異的な内部構造を支えるものであったのである。

5. 大きな転機

成立までの過程の中で大きな転機と位置づけていたことは、1979年6月のヨーロッパ議会選挙に向けた、地方に点在する「緑」の政党の全国的な組織への結集である。このことによって、前述したように、保守層の離反が徐々に引き起こるという結果になったのである。そして、これまで保守層と左翼の支持基盤を持っていた「緑」の政党であったが、保守層の支持基盤を失うことになった。

しかしながら、このヨーロッパ議会選挙によって新たな支持基盤の獲得に成功したのである。その支持基盤とは、他のオルタナティブ運動¹⁰である。この他のオルタナティブ運動とのコアリション（政治的連携）を可能にしたこととは、ヨーロッパ議会選挙であげた成果である。この選挙では結局、阻止条項によって議席の獲得には至らなかったのではあるが、得票率3.2%に応じて補助金¹¹を得ることができたのである。そして、この補助金が他のオルタナティブ運動にとって魅力的であったのである。

このコアリションによって、「緑の党」は幅広く存在していた他のオルタナティブ運

¹⁰ オルタナティブ運動とは、「旧来の在り方とは異質」なものを求める運動である。具体的には、①市民運動、②エコロジー運動、③オルタナティブな生活スタイル、④若者・老人の運動、⑤都市脱出と地域主義、⑥女性・ホモセクシュアルの運動、⑦心理（サイコ）運動・心理療法、⑧新しいスピリチュアリズム・新興宗教、⑨平和運動・第三世界援助運動、⑩公民権運動、⑪新左翼。

¹¹ 補助金の額は480万マルク。当時の「緑の党」の支出が30万マルクであった。

動の支持基盤を獲得し、保守層との混在であった「緑の党」から左翼のみの政党としての転換が行われた。

6. まとめ

以上のことから、「緑の党」は集団の寄せ集めであるといえることができるであろう。創立当初までは、右翼層と左翼層の集まりであって、全国的な組織へと発展していく過程では、他のオルタナティブ運動とのコアリションによって、多様な集団が結節した集まりへと変化していった。

そして、このような集団の集まりというのは、抑圧の焦点となる中枢が存在しないため、反対派によって抑圧されにくく、多くの集団との接点があるため、党の浸透やリクルートが容易で、また、官僚機構を備えた大規模組織（既存の政党など）は権益と結びつきがちであるのに対し、集団の集まりではある特定の権益と結び付きやすいということはないため、社会変革には適合的であるといった特徴を備えている。そのため、「緑の党」が政治の中で重要な役割を果たしていたドイツにおいては、脱原発ということが先進国の中においても早くから議論されていたのであろう。

ここで、日本の社会、特に政党ということに目を向けてみると、90年代までは自民党と社民党の二大政党制の「55年体制」・「1と2分の1体制」といわれる政治体制が長く続いてきた。この二党は経済的なクリーヴィッジによる対立で、この二党に割って入る新たなクリーヴィッジの中での政党が日本の中で根付くことはなかった。そして、今日に至っても、経済的なクリーヴィッジを脱した政党というのが日本の社会においては根付いてはいない。そのように考えると、ドイツの「緑の党」のようなエコロジー政党がドイツ社会を変えていったようなことを、日本の社会の中において期待するのは難しいだろう。

参考文献

永井清彦 『緑の党 新しい民主の波』 講談社現代新書 1983年.

仲井斌 『緑の党—その実験と展望』 岩波書店 1986年.

穴場歩 「緑の党の発生と戦後西ドイツ」 犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進 編
『戦後デモクラシーの変容』 岩波書店 1991年.

Structural features of the Greens

Hiroyuki Toda

The *Greens* which is the ecologically political party in Germany was established in 1980. The process of its formation and the reason why it took root in West Germany are interesting. It is possible to explain that reason by its structural features. I show two points of its notable structural features.

At first, the *Greens* of early period of foundation was constructed by mixture of the Right wing and the Left wing. It is peculiarity of the anti-unclear power movement and departure as the local political party based on new cleavage to have enabled this mixture.

At second point, the *Greens* cooperated with alternative projects. It has caused the estrangement of the Right wing by this coalition, but, as a result, its support base was spread because there were a lot of supporters of alternative projects in West Germany.

In this way, the *Greens* developed as a medley of various groups such as mixture of the Right wing and the Left wing, or cooperation with alternative projects. By this characteristic, it is hard to be suppressed by the opposition, easy to penetrate and recruit, and suitable to change society, so that it plays an important part in Germany today.

When I pay more attention to the Japanese society, I cannot expect the change in the ecology section by the political party like the *Greens* in Germany.

ドイツの脱原発政策

2000年から2011年7月まで

高橋 ゆかり

1. 原発推進から「脱原発」へ

1998年9月の連邦議会議員総選挙の結果成立した社会民主党(SPD)と緑の党の連立政権の下、脱原発協定は2001年6月に正式合意され署名された。2000年には電力業界との交渉の結果、「2000年6月14日の連邦政府と電力供給企業との協定」が合意され、翌2001年6月に署名、締結された。そして2002年4月、脱原発協定の内容を受けて、正式名称「商業発電用核エネルギーの利用を秩序立てて廃止するための法律」という新原子力法が公布された。1959年に制定された旧原子力法、正式名称「核エネルギーの平和利用及びその危険からの防護に関する法律」からの変更の要点は次の5つである。①目的の変更、②新規原発の廃止、③既存原発の段階的廃止、④定期的安全審査の導入、⑤放射性廃棄物処理の構想変更である。旧法では原子力推進だった目的が、新法では核エネルギー利用の秩序立てた廃止へと改められた。これにより、ドイツの原子力政策は、従来の開発推進から原子力の撤退へと決定的な転換を遂げた。

2. 続く「脱原発」政策

2005年9月17日の総選挙の結果、アンゲラ・メルケル(キリスト民主同盟、CDU)を首相とする CDU/SPD による大連立政権が誕生した。「今回の選挙結果が、原発の今後を決定する」と、緑の党のトリッティンは公言していたが、11月に提出された連立政権合意文書では、両党のエネルギー政策に関する不合意のため、2001年6月の合意が引き続き効力を持つこととなった。

2009年9月の連邦議会議員総選挙の結果、政権を担うことになったCDU、キリスト教社会同盟(CSU)及び自由民主党(FDP)の3党は、同年10月連立協定に調印した¹。この連立協定は、原子力を、再生可能エネルギーによって安定的に代替されるまでの過渡期のテクノロジーと位置づけた上で、気候変動対策上の目標を達成し、エネルギー価格を安定的に保つために、国内の原発の稼働年数を延長すること、同時に新たな原発の建設を引き続き禁止することなどを明記している。

一部の与党政治家などは、相当長期にわたる原発稼働期間の延長を要求しているが、SPDと緑の党の連立政権の下で2002年4月の原子力法等の改正法によって採択された「脱原発政策」、すなわち、商業的電力生産のための原子力の利用を推進せず、これを秩序正しく終結させるとの政策を基本的に維持している。

¹ 2009年の連邦議会選挙の結果、ドイツ社会民主党は議席を減らし、連立政権から外れた。

3. 「脱原発」からの方針転換

CDU/CSU/FDP の連立政権は「脱原発」政策を引き継いできたが、2022 年までにすべての原発の稼働をやめると必要な電力を賄う見通しが立たなくなるため、再生可能エネルギー等による電力供給のインフラが整うまでの移行措置として原発を位置づけ、2010 年 12 月に原子力法を改正した。法改正により、国内の原発は 2040 年ごろまで稼働することになった。98 年に成立した SPD と緑の党の連立政権以降「脱原発」方針は引き継がれてきたが、ここにきて「脱原発」の勢いが減退した。しかし法改正から 3 ヶ月に起きた福島第一原発事故により、ドイツの原発政策は再び「脱原発」へと舵を切ることとなった。

4. 「脱原発」決定

2011 年 3 月、福島第一原発事故が発生し、原発の普及を進める世界に大きな衝撃を与えた。前年 12 月の原子力法の改正を行なったメルケル首相にも「原発の役割を再考する必要があった」と思わせるほど、福島事故はドイツにとっても大きな出来事であった。そして原発回帰と言える法改正からわずか 3 ヶ月後、再び「脱原発」へと方針転換した。

同年 6 月、ドイツは「脱原発」関連法案を閣議決定した。

「脱原発」は国内の 17 基について①福島事故後に稼働を止めた旧式などの 8 基は閉鎖するが、1 期は 13 年まで再稼働を可能にする。② 6 基を 21 年までに停止③新型 3 基は 22 年までに停止、の 3 段階で進める。現在約 17%の再生可能エネルギーを 20 年までに少なくとも 35%まで増やし、また省エネや節電を促すなどの政策で 20 年までに電力消費量を 10%削減する。

7 月には脱原発法案が上院で可決、2022 年までにすべての原発を停止する方針が決まった。

5. 結論

社会民主党と緑の党の連立政権の下、ドイツの原子力政策は従来の開発推進から「脱原発」へと転換した。その後のキリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟、自由民主党の 3 党連立政権の下でも「脱原発」政策は引き継がれてきたが、2010 年の原子力法改正で「脱原発」の勢いが減退した。しかし 2011 年 3 月に起きた福島事故を契機に国内で「脱原発」の声が高まり、2022 年までにすべての原発が停止されることが確定した。

参考文献

- 古川順一「ドイツ『脱原発法』施行へ」『朝日新聞』 2002年2月2日夕刊 2面.
松井健「2022年脱原発ドイツ決定」『朝日新聞』 2011年6月7日朝刊 1面.
山口和人 「ドイツの脱原発政策のゆくえ」『外国の立法 244』国立国会図書館調査及び立法考査局 2010年.
渡辺富久子・海外立法情報課 「【ドイツ】 脱原発が加速」『外国の立法』国立国会図書館調査及び立法考査局 2011年.

On the German nuclear policy

Yukari Takahashi

This paper is on a short historical consideration of the German nuclear policy in the last 9 years.

In 2002, the law on nuclear power was revised. It means that Germany would reduce their nuclear dependence step by step. This revise was very meaningful because it decided to close all domestic nuclear power plants by about 2021.

Basically, Germany has stood against the nuclear power. However, in 2010 the law revised and it prescribed that domestic nuclear power plants would have been used by about 2040. This meant the tide of non nuclear power had weakened.

Under the circumstance, in March 2011 the disaster of nuclear power plant happened in Fukushima Japan. This disaster has given a terrible shock around the world. Because of this disaster, Germany changed political attitude again and firmly determined to do away with nuclear energy. All domestic nuclear power plants are going to be phased out by 2022.

フクシマ後とドイツ連邦政府

事故後の政府の動きと風力発電

長沼 慎一郎

1. はじめに

先日の東日本大震災に端を発する福島第一原発事故が世界各国に及ぼした影響は極めて大きい。そして世界中で日常生活に密接な関わりを持つ電力への原子力利用が見直されている。私はこの変化を、歴史的に脱原発を進めていたドイツを軸に考察したい。

2. 福島原発後のドイツ市民の動き

福島原発の事故が起きた翌日の 2011 年 3 月 12 日に、バーデン・ヴュッテンベルク州のシュトゥットガルトで 6 万人が 45km に及ぶ「人間の鎖」に参加して脱原発デモを行った。3 月 25 日にはベルリン、ハンブルク、ケルン、ミュンヘンの 4 都市で大規模なデモが行われ、25 万人が参加した。その他にも各地で脱原発デモがあり、多数の市民が参加している。

また、ドイツでは 3 月 20 日にザクセン・アンハルト州で、3 月 27 日にバーデン・ヴュッテンベルク州とラインラント・プファルツ州で州議会選挙が行われた。2017 年までに脱原発を掲げている緑の党が、いずれの州でも得票率を伸ばした。具体的には、ザクセン・アンハルト州では 2006 年時点 3.6%程度であったが 2011 年は 7.1%、バーデン・ヴュッテンベルク州での 11.7%から 24.2%、ラインラント・プファルツ州での 4.6%から 15.4%などである。これにより、現政権を担っているキリスト教民主・社会同盟と自由民主党の連立政権は大きな打撃を受けた。この政権はいずれ脱原発をすると主張していたものの、当面は原子力発電も継続するという方針を取っていたためである。

3. 原発停止に伴うエネルギー需給バランスについて

メルケル首相は、8 か所の原発の稼働を停止する間、外国から原子力に由来する電力を輸入するようなことがあってはならないと強調した。現在稼働停止中の原発は、通常の電力供給源の 8 %を占めている。従来ドイツはエネルギー輸出国であり、これらの原発の稼働を中止しても、ドイツは必要な電力を輸入に頼らずに賄えるとされている。しかし、現実には輸入と輸出は並行して行われており、8 か所の原発の稼働停止後は、フランスとチェコからの輸入が通常の約 2 倍になるなど、輸入が輸出を上回っている。

その理由は、電力価格は電力源を問わず一律であるため、電力卸売会社は比較的安い

原発から電力を購入して利益を多くすることにある。また、5月末には、現在稼働中の9か所の原発のうち5か所について、保守点検のために稼働を中止する予定である。予定通りにこの保守点検を行うと、この間に電力供給が逼迫すると予想されている。

4. 6項目の計画とその課題

こうした動きの中、連邦環境省と連邦経済・技術省が「エネルギー政策を迅速に転換する為の6項目の計画」に合意したことが4月初旬に報道された。これは、脱原発を速やかに促進するための広範にわたる提言で、内容は以下のとおりである。

①再生化のエネルギーの迅速な増強

再生可能エネルギーの中でも、大きな可能性を持つのが風力発電である。古い陸上風力発電設備は性能の良いものに替えて、承認手続きを迅速化する。復興金融公庫の特別プログラム「洋上風力発電」を今春にもスタートする。そのために、50億ユーロを融資し、承認手続きを迅速化する。

②電力配送網及び蓄電施設の迅速な整備

北ドイツの風力発電施設からの電力を南ドイツに配送するための電力配送網の整備が必要となる。電力配送網の整備を迅速に行う為の法律を2011年中にも成立させる。電力配送網が建設される地方自治体への補償金についても、盛り込まれる。

③エネルギーの効率化

2020年までに建物の熱需要を20%削減する。復興金融公庫による建物改修プログラムの融資額を、当初予定の5倍の20億ユーロとする。「エネルギー・気候基金」に、一般会計予算から10億ユーロを上積みする。

④柔軟な発電施設を迅速に建設

ガス発電施設のような効率的で柔軟な発電施設の建設を促進

⑤エネルギー研究の助成

電力配送網及び蓄電施設の研究開発費を、2020年までに5億ユーロとする。

⑥議論の透明性を確保した市民参加

しかしこれらを達成するためには、財源を無視することは出来ない。連邦政府が、2010年秋に原発の稼働延長を決めた際、電力会社は、その代わりに核燃料税を支払い、その一部を原資とする「エネルギー・気候基金」から、再生可能エネルギーの整備やエネルギー効率化の助成が行われることとした。ところが、原発の稼働期間延長が一時停止されたことから、電力会社は核燃料税の支払を現在見合わせている。さらに、いくつかの原発の稼働を停止すれば、核燃料税からの収入は当初の予定よりもさらに少なくなる。「6項目の計画」を実施すると毎年平均で30億ユーロのコストが発生す

と見られている。ショイブレ連邦財務大臣は、予算からこれを捻出することは出来ないとしており、財源をどのように確保するかが大きな課題となっている。

5. ドイツ風力発電の歴史

「6項目の計画」の中でも特に重視されていたのは、風力発電である。そこで、風力発電の歴史を見てみたい。前提として、ドイツで風力発電が活発になったのはチェルノブイリ事故を受けた国民の中で湧き起こった脱原発論の世論を反映して可決された1990年の再生可能エネルギー買い取り法であると考ええる。この法案に端を発する風力発電ブームにより、ドイツ国内の風力発電に適した土地の多くは風力発電施設で埋め尽くされ、これ以上の風力発電施設の増設が難しくなってきた。また、高さ130mにも及ぶ巨大なタービンが景観を損ねるという世論も、施設増設の抑制を後押しした。

そこで、陸上の風力発電施設の代替案として、洋上風力発電が挙げられる。一般に、風が強い洋上は、陸上よりも風力発電に適しているという一面を持ち、ドイツ政府もこれに注目した。シュレーダー首相は、再生可能エネルギー法案を2000年に可決し、洋上風力発電に有利な買い取り価格を設定した。これにより、ドイツ連邦環境省は、洋上重力発電が、2006年までには500MW、2010年までには2500MWに達すると見積もった。しかし、ここでも逆風が吹き始める。ドイツ政府の洋上風力発電推進策に対し、自然保護論者や海洋活動家が、渡り鳥の繁殖地を脅かすという理由で異を唱えたのである。ドイツ連邦環境省はこの主張を認め、風力発電施設の建設許可領域を、渡り鳥に影響を与えない遠洋かつ水深の深い領域に限定した。このため、先行するイギリスと比較し、ドイツでの洋上発電施設の建設は高コストとなった。この高コストが障害となり、今でも洋上風力発電施設が3機しかないのではないかと考える。

6. 今後の風力発電の見通し

ドイツエネルギー局は2020年までに風力で20.4GWを発電するという計画を立てていたが、最近になってそれを10GWに引き下げた。しかしEmerging Energy Research社は、10GWの達成も難しく、8.4GWがせいぜいだと分析をする。これは2009年1月におけるドイツ原子力総発電量である21.5GWの4割にも満たない。ドイツ政府は洋上風力発電の不足分を、陸上にある既存の風力発電タービンの大型化で対処しようと考えている。しかし、そもそもドイツ風力発電開発業者が洋上を目指したのは、景観を損ねる巨大な風力タービンを拒絶する世論に配慮した結果だったはずである。これを根拠に、私は風力タービンの置き換えは難航すると考える。

また、たとえタービンの大型化が可能になったとしても、風の強弱による発電量の変動への対策不足という問題もある。自然エネルギー発電量の変動は、超高電圧送電システム網をヨーロッパ中に張り巡らし、北ヨーロッパ洋上の風力エネルギー、スカンジナビアの水力、北アフリカの太陽エネルギーなどの電力を融通し合うことで解決

できるという見方もある。しかしドイツの現状の送電網は、この構想を組み入れるには余りにも貧弱である。これのカバーをする為に、6項目の計画の中の第2項があるのだろう。

7. まとめ

このように福島原発事故の前から風力発電のための法改正など、ドイツ政府が脱原発に向けた動きを始めていたことが分かった。そのドイツでさえも、6項目の計画を達成するために財源の問題と野党である緑の党の躍進に伴う政局の混乱に直面せざるを得ず、今後の政府の柔軟性が一層問われることになる。果たして福島原発事故を起こした張本人である日本の政治が、これに続くような策を提供できるのか。政権争いと世論への過剰な配慮をし続けていては不可能であると私は断ずる。

参考文献

山田廉一『GERMANY'S GREEN-ENERGY GAP』IEEE Spectrum 2009年.
渡辺富久子『外国の立法』国立国会図書館調査及び立法考査局 2011年.

Cabinet of Germany and the accident of FUKUSHIMA

Shinichiro Naganuma

After the accident in *FUKUSHIMA*, there were many demonstrations in Germany. Lots of people felt dangerous for nuclear power and voted to the Green.

In order to surmount this situation, *Merkel's* administration decides on a policy of “a six-points’ project.” These are the ways of growing out of nuclear power of generation. But, there are problems to be solved. It’s a source of revenue. The obstacle of revenue is the nuclear fuel tax. Because of not working nuclear power generation, the Ministry of Economy can’t collect of a tax.

The first and second points of the “six-points’ project” focus on the wind power generation. In Germany, the wind power generation has been promoted since 1990. But it was unsuccessful. There were two reasons.

First, they had used many grounds for the wind power generation. So they couldn’t build more generations. Second, the alternative of the wind power generation, the offshore wind power had a lot of problem. For example, the safety of marine organism, landscape, and cost. Even if these problem were solved, new

problem would break out, the aging electricity supply network.

At any rate, the source of revenue is a big problem for cabinet of Germany.

ドイツ緑の党の再生可能エネルギー政策

脱原発の達成に向けて

福澤 栄里

1. はじめに

ドイツ緑の党は、1998 年からのドイツ社会民主党との連立政権において、脱原発政策を推し進めてきた。脱原発の達成のために、脱原発法の制定と並行して進められたのが再生可能エネルギー普及のための政策である。

2011 年 6 月 17 日、早稲田大学国際会議場において、緑の党の元環境大臣であるユルゲン・トリッティン氏の講演会が行われた。「原発？おことわり！～脱原発・代替エネルギー供給をめざすドイツ」をテーマとし、ドイツがいかに脱原発を可能にしてきたのか、そしてそのために代替可能エネルギーをいかに促進してきたかが語られた。その内容をもとに、ドイツの再生可能エネルギーの取り組みについて考察していく。

2. ユルゲン・トリッティン

ユルゲン・トリッティン氏は、原発反対運動が根強いニーザーザクセン州を基盤とする緑の党の政治家で、かつて連立政権で環境大臣・自然保護大臣・原子力安全大臣を務め、現在も緑の党の要職に就く。環境大臣として脱原発を主導した人物であり、いわば脱原発の立役者である。脱原発の達成のためには再生可能エネルギーへの参入が不可欠であると訴える。

3. 再生可能エネルギーの現状

2010 年のドイツ経済技術省の調査では、ドイツの発電エネルギーの内訳は、褐炭を含む石炭が 42.2%と最も多く、原子力が 22.5%と続き、その次の 16.5%を占めているのが再生可能エネルギーである¹。これは世界一あるいはヨーロッパのレベルだ。

再生可能エネルギーの内訳²として、最も多いのが 39.7%の風力発電で、これはヨーロッパ最大の規模であり、2009 年のデータでは電力需要の約 7%程度を賄っている。次に多いのがバイオマス発電（30.2%）で、これは家畜の排泄物やとうもろこしなどを原料にメタン発酵させることでバイオガスを生産し発電するものなど、様々な種類のものが各地で導入されている。また、6.5%を占める太陽光発電も世界一の発電規模を誇る。この他に法で定義されている再生可能エネルギーには、「波力エネルギー」、「潮汐エネルギー」、「地熱」、「廃棄物及び産業廃棄物の生分解可能な部分から生産さ

¹ 「脱原発へ世論一気」『朝日新聞』2011 年 6 月 7 日朝刊、2 面。

² 「世界新エネルギー地図ドイツ」『日経エコロジー』2010 年 11 月、74-75 頁。

れたエネルギー」がある³。

4. 再生可能エネルギー法

こうした再生可能エネルギーの利用を促進したのが、2000年に緑の党が制定した、再生可能エネルギー法である。この法律では、再生可能エネルギーによって生産された電力を、固定価格での買取りを電力事業者、すなわち送配電業者に課した。この買取り義務が課される期間は20年に限定されており、再生可能エネルギーによって発電を行う者は、安定性を得ると同時に生産効率を高める努力をする必要がある。また、エネルギー源ごとに特性や普及の程度を勘案して、買い取り価格が細かく定められた。例えば1キロワット時あたりの金額は、風力で約12円、太陽光で約65円、というように定められている⁴。このように一定の価格での買い取りが保証されたことで、再生可能エネルギーによる発電に伴う経済的なリスクを将来にわたって見通すことが容易になり、再生可能エネルギー事業への新規参入が促された。この分野が急成長を遂げるとともに、2011年には37万人の新規雇用が生み出され、OECDに評価された、というのも注目すべき点だ。さらに、ヨーロッパは地続きのため電力の輸出入が可能だが、ドイツは電力の純輸出国となったことも大きな成果である。

2010年には約17%のシェアを占めた再生可能エネルギーは、2001年ではわずか4%を占めるにすぎなかった。今後の目標として、緑の党は2020年時点で39%を掲げている。しかし、2001年には2020年時目標は20%であり、これがほぼ倍の39%に引き上げられたということは再生可能エネルギーの普及が予想を超えるスピードで進んだことを示している。対して、原子力のシェアは2020年で1%という目標を定めている。

このように大きな成果を上げた再生可能エネルギー法であるが、緑の党はさらなる改正を目指している。その主張は、出力増加のための設備促進と、建物建設分野における規制緩和である。出力増加のための設備増進は、特に風力発電に対して要求している。再生可能エネルギー法が制定された当初の時期、風力発電機1機の出力が600～700kWだったものが、現在では6、7MWの発電機が出てきたように、より出力の大きい設備を促進しようとするものだ。建物建設分野における規制緩和とは、建物の高さの分野における規制緩和が主である。高さ規制を緩和していくことで、例えば風力発電の設備が10m高くなれば10%出力が伸びるとも言われている。

さらに、再生可能エネルギーの拡大だけでは十分ではないと、緑の党は考えている。ドイツではキーワードとして「3つのE」が掲げられているが、これは「再生可能エネルギー」、「エネルギー節約」、「エネルギー効率向上」の3つを指す。再生可能エネ

³ 渡邊齊志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法第225号』国立国会図書館調査及び立法考査局、2005年、61-68頁。

⁴ 前掲論文63頁。

ルギーを普及させると同時にエネルギーの節約、エネルギー効率向上をしていこう、ということを表している。そのために取られている施策の一つが、日本にならってEUが取り入れたトップランナーアプローチである。トップランナーアプローチとは、「エネルギー消費機器（自動車、電気機器、ガス・石油機器等）のうち省エネ法で指定するもの（特定機器）の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」⁵というものだ。これは 1998（平成 10）年に導入されたもので、日本が世界に先駆けて行っている政策と言える。

5. 再生可能エネルギーの課題

以上のように大きな成長を遂げている再生可能エネルギーだが、依然として様々な課題がある。トリッティン氏は大きな課題として調整・貯蔵の二点をあげた。電力の需要と供給のピークは必ずしも同時に現れるわけではないため、そのギャップを調整する必要がある。将来的に、膨大な電力を使うアルミニウム精製工場を、需要の少ない時間に稼働してもらう、という方法が企業側と交渉されている。また、貯蔵に関しては揚水発電と言う方法があるものの、バッテリー技術等まだまだ研究が必要だ。

こうした課題がある中、調整可能エネルギーとして注目されているのが天然ガスである。再生可能エネルギーへの切り替えにあたっては、一定の間は既存の化石燃料で賄う必要があるが、天然ガスは化石燃料の中で最も CO₂ の排出量が低く、石炭の半分ほどで、変換効率も 60%以上と高いのが特徴だ。また、既存のパイプライン網や貯蔵施設を活用できるという利点がある。再生可能エネルギーへの移行の柱として注目されているこの天然ガスをもっと積極的に利用しようというのが緑の党の提案である。しかし、天然ガスは主にロシアから輸入されているもので、政治的な関係も含めロシアへの依存を高めるわけにはいかない、というのが現状だ。その為にバイオガスの導入や、建物の機密性の向上、太陽光・地熱利用によって市民のガス利用を節約する、といった取り組みが行われている。

6. 現在の緑の党の要求

福島第一原子力発電所の事故後、6月にメルケル政権が脱原発の方針を表明した現在、緑の党が要求しているのは次の5点である。

- ① 2017年までに脱原発を達成（メルケル政権は2022年と設定）
- ② 再生可能エネルギーのシェア目標(2020年)を35%から40%に
- ③ 調整電源としてのガスの利用
- ④ EUのCO₂削減目標(2020年)を20%から30%に
- ⑤ EUの省エネ目標20%を拘束力のあるものに

⁵ 財団法人省エネルギーセンター <http://www.ecci.or.jp/qanda/machine/qa01.html>.

メルケル政権は脱原発を決定したものの、再生可能エネルギーの成長目標を従来と変更していない。ドイツにおいて脱原発が実現されようとしている今、再生可能エネルギーのさらなる普及、より一層の CO₂ 排出量の削減、省エネの促進等が緑の党の現在の訴えである。

7. まとめ

ドイツ緑の党は、脱原発政策と表裏一体のものとして再生エネルギー政策を推し進めた。2000 年の再生可能エネルギー法は、大きな成果をあげた。現状では課題が山積しているものの、日本が今後再生可能エネルギーを普及させていくにあたり、ドイツの取り組みは指標となるものであると言えるだろう。

参考文献

同盟 90/緑の党、今本秀爾監訳『未来は緑 ドイツ緑の党新綱領』 緑風出版
2007 年.

「世界新エネルギー地図ドイツ」『日経エコロジー』 2010 年 11 月 74-75 頁.
渡邊斉志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法第 225 号』 国立国会図書館調査及び立法考査局 2005 年 61-68 頁.

「脱原発へ世論一気」『朝日新聞』 2011 年 6 月 7 日朝刊 2 面.

財団法人省エネルギーセンター <http://www.eccj.or.jp/qanda/machine/qa01.html>
(2011 年 7 月 10 日アクセス).

Renewable Energies Policy in Germany

Eri Fukzuawa

The *Greens*, the ecologically oriented political party in Germany, has been promoted renewable energies as alternative ones, while trying to stop nuclear power plants. Mr. *Jürgen Trittin*, who was the Federal Minister for the Environment, insists that it is essential to promote them to phase out the use of nuclear energy.

In 2010, renewable energies occupied 16.9% in all energies for power generation. It means that Germany is one of the top countries in the field of renewable energies. In 2001, the percentage of them was only 4%. What improved them is Renewable Energies Law, enacted by the *Greens* in 2000. It makes power supply and distribution dealers buy electricity generated by

renewable energies with a fixed price for 20 years.

Though the law bore fruit, they still have a lot of difficulties. For example, adjustment and storage, Mr. *Trittin* indicates. The *Greens* assume that it would be necessary not only to popularize renewable energies but also to save energy and to increase efficiency.

Mrs. *Merkel*'s administration decided to abandon nuclear power by 2022. Now the *Greens* demands faster achievement of nuclear exit (by 2017), larger percentage of renewable energies (40% by 2020), and reducing CO₂ 30% (from 1990 by 2020) in EU.

「脱原発」への課題

高橋 ゆかり

1. 火力発電のマイナス面

日本は資源に乏しいため、火力発電に使用する化石燃料は輸入に頼っている。東京電力は、原発から火力発電への切り替えで燃料費が年1兆円増えるため、1割以上する見通しである。電気料金の値上げは産業にも悪影響を与える。日本の電気料金は海外と比べて高く、韓国や中国の2倍以上である。そのため、国外に出て行く企業もある。東レは2011年初め、韓国に炭素繊維の量産工場を作ると発表した。炭素繊維の製造では多くの電気を使う。電気代の安さは、韓国内の需要の増加などに加えて大きな魅力だという。

また火力発電は多くの二酸化炭素を排出する。環境省の試算では、20年までの新設を断念し、停止中の原発14基を再開せず火力発電で補った場合、二酸化炭素排出量は1990年比で10%増加する。

2. 再生可能エネルギーのマイナス面

再生可能エネルギーは天候に左右されやすく、エネルギーを安定的に供給することが難しい。また現段階では発電コストも高く、普及率が低い。

3. 10 電力会社の独占体制

日本の電力業界は地域独占で「競争を通じた効率化」という市場経済の原理が働かない。ただ、新規参入ができないわけではない。

これまでの電力自由化で発電事業への新規参入、工場や商店への小売り解禁などが実現し、電力会社の送配電網を使い小売りなどを手掛ける特定規模電気事業者(PPS)といった新規事業者が誕生した。しかし、送配電網の使用料が高いため、10電力の支配はほとんど変わらなかった。

4. 結論

福島事故を受け原発に替わり、火力発電によって多くの電力を補っているが、火力発電にはかさむ燃料費、それによる電気料金の値上げ、そして二酸化炭素排出量の増加などの問題がある。電気料金の値上げは家庭だけでなく、企業にも影響が出て産業の空洞化が進む一因にもなっている。二酸化炭素排出量の増加は、京都議定書に見られるように、世界的に排出量を減らそうとしている流れに逆行する。

クリーンな再生可能エネルギーは開発途上ということもあり、頼れる発電方法には

まだなっていない。

また、発電事業への新規参入が可能とはいえ、参入しづらい環境のため、地域独占の経営体制は変わっていない。発電部門を新規参入しやすい環境にすれば発電量が増加し、電力供給量も増加するであろう。

参考文献

「エネルギー安定供給 課題山積」『日本経済新聞』 2011 年 5 月 13 日朝刊 5 面.
「核心」『日本経済新聞』 2011 年 5 月 16 日朝刊.

Problems to reduce dependence on nuclear energy

Yukari Takahashi

This is the list of the problems to reduce dependence on nuclear energy in Japan.

Firstly, since this March Japan has depended on more thermal power plants instead of nuclear power. Thermal power needs many fossil fuels and Japan imports them. It cost too much and the electric cost will rise in the near future. It gives damage both to household and to industry. Also the amount of carbon dioxide increases and it's bad for the environment.

Secondly, renewable energy is safe and eco-friendly. However it is developing just now and it'll take time renewable energy become popular.

Thirdly, the Japanese electric industry is closed and it's difficult for other companies to compete with them. If it becomes easier for them to do so, the amount of electricity will increase.

「脱原発」に向けて

高橋 ゆかり

1. 再生可能エネルギー

現段階では成長途中であり、克服すべき課題も多い。しかし今回の震災を機に、再生可能エネルギーの注目度が高まっている。そのため今後開発は進み、徐々に課題は克服されていくであろう。

2. スマートグリッド

スマートグリッド¹が導入されれば、地域の需要に応じて電力を融通しあうなどして、不安定な再生可能エネルギーによる発電を補え、再生可能エネルギーから作られた電力を今より有効に使えるようになると考えられている。そのため再生可能エネルギーが抱える不安定な供給という問題にも対処できる²。

3. 電力体制の見直し

発電部門と送電部門を分ける。発電部門を自由化し、送配電網を多くの事業者が使いやすいようにする。多くの民間企業が発電事業に参入し、競争させることで、よりよい発電技術が生まれ、電力供給力も増加するであろう。

4. 結論

直ちに全原発の稼働を止めて、「脱原発」を実行することは困難であり、現実的ではない。現在原発に替わり使用している火力発電は、二酸化炭素排出量増加、電気料金値上がりといった問題が生じ、環境面でも経済面でも負荷がかかる。

そのため、以下のようにすることが望ましいと考える。まず停止中の原発を再稼働させる。これは原発依存の体制を続けると言う意味ではなく、太陽光発電など再生可能エネルギーで電力を賄えるようになるまでの代替エネルギーとして原発を位置づける。その上で原発の発電量を減らすために電力体制の見直しを行う。そうすればさらなる電力の上積みが可能になるであろう。また効率的な発電ができる点で、スマートグリッドの導入が望まれる。

「脱原発」にたどり着くには時間はかかるかもしれない。しかし不可能なことでは

¹ コンピューターとインターネットを駆使して、電力の需要と供給をきめ細かく自動調整する。通信・IT技術を積極的に活用するのが特徴。電気機器などに関する情報の通信や制御を行い、電力の利用を最適化しようとする構想。

² 例) 太陽光発電では曇りの日が続き、予定量の発電量ができないこともある。その場合には他の発電施設から電気を調達する。

ない。

参考資料・文献

大塚有美 All About ホームページ「注目のスマートグリッドで住宅はどう変わる？」
<http://allabout.co.jp/gm/gc/381245/> (2011 年 7 月 11 日閲覧).

「核心」『日本経済新聞』 2011 年 5 月 16 日朝刊.

Road to the society of non nuclear energy

Yukari Takahashi

This is our opinion to reduce dependence on nuclear energy.

It is not realistic to do away with nuclear energy immediately. This is because thermal energy which is now main method to produce energy is not good both for environment and for economy. We need to use nuclear energy until renewable energy can supply energy enough to cover our life.

However, to reduce the amount of nuclear energy, we need to change the electric system. If we change the system, we can increase the amount of non nuclear energy. Also, smart grid is a good system to generate energy effectively. This system helps us decrease the amount of surplus energy.

It may take much time to realize a world of not using nuclear energy, but it'll never be impossible.

ドイツ緑の党と原子力政策

E+F

福澤栄里・高橋ゆかり
戸田裕之・長沼真一郎

脱原発法後の政策

□ 2001年 脱原発協定の正式合意、署名

□ 2002年 新原子力法

⇒目的：核エネルギー利用の秩序立てた廃止

変更点：①目的の変更②新規原発の廃止

③既存原発の段階的廃止

④定期的安全審査の導入

⑤放射性廃棄物処理の構想変更

*原子力からの撤退への決定的な転換

□ 2005年 CDU/SPD政権誕生

⇒2000年の合意、効力持続。

□ 2009年 3党（CDU・CSU・FDP）、連立協定に調印

⇒「脱原発」政策を基本的に維持しつつ、政策実施に一定の修正を加えようとする。

□ 2010年 原子力法改正。原発稼働の延長を決定

⇒「脱原発」の勢い、減退。

□ 2011年 3月福島原発事故発生



6月「脱原発」関連法案閣議決定

*2022年までにすべての原発を停止。

⇒「脱原発」正式決定

フクシマ後のドイツ原発政策事情

□ 3月12日 バーデンヴェルテンベルクで反原発デモ
「人間の鎖」六万人が参加

□ 3月下旬 三つの州議会選挙で緑の党が躍進
→現政権の政党が打撃を受ける

ザクセン・アンハルト州

政党	2006	2011
CDU	36.2	32.5
左派党	24.1	23.7
SPD	21.5	21.4
緑の党	3.6	7.1
FPD	6.7	3.8
その他	8.1	11.4

ラインラント・プファルツ州

政党	2006	2011
CDU	32.8	35.2
左派党	2.6	3.0
SPD	45.6	35.7
緑の党	4.6	15.2
FPD	8.0	4.2
その他	6.4	6.4

バーデン・ヴェルテンベルク州

政党	2006	2011
CDU	44.2	39.0
左派党	3.1	2.8
SPD	25.2	23.1
緑の党	11.7	24.2
FPD	10.7	5.3
その他	5.3	5.6

ドイツ国内のエネルギー需給バランス

- 停止した原発 8 箇所は国内電力の8%
- 従来エネルギー輸出国のドイツは輸出入はほぼ同等



停止後、輸入が通常の二倍に
現在稼働中の9か所のうち5か所を保守点検で稼働を中断すると、電力供給に影響

- 4月上旬 政府関連省庁が「エネルギー政策を迅速に転換するための6項目の計画」に合意

- ① 再生可能エネルギーの迅速な増強
- ② 電力配送網及び蓄電施設の迅速な整備
- ③ エネルギーの効率化
- ④ 柔軟な発電施設を迅速に建設
- ⑤ エネルギー研究の助成
- ⑥ 議論の透明化を確保した市民参加



緑の党の構造的特徴

内部構造 保守的な団体の存在

1979年3月 ヨーロッパ議会選挙にともなって、これまで各地方で選挙に出馬していた「緑」の団体が、集合的な「Die Grünen (緑の人びと)」を結成した。
⇒このときに中心的な役割を果たしていた団体が、

- ・「独立ドイツ人行動 (AUD) 」
- ・「緑の行動・未来 (GAZ) 」
- ・「緑のリスト・環境保護 (GLU) 」
- ・「緑のリスト・シュレヴィヒ・ホルシュタイン (GLSH) 」

⇒「西ドイツの緑の運動は右から始まった。」
(『Die Zeit』 1982年9月17日)

州レベルでの選挙

1978年6月	ニーダーゼクセン州	
	→「緑のリスト・環境保護 (GLU) 」	得票率3.9%
	ハンブルク特別市	
	→「緑のリスト」	得票率1%
1978年10月	ヘッセン州	
	→「緑のリスト・ヘッセン」	得票率1.1%
	→「緑の行動・未来 (GAZ) 」	得票率0.9%
	バイエルン州	
	→「緑の人びと」	得票率1.8%
1979年	シュレヴィヒ・ホルシュタイン州	
	→「緑のリスト・シュレヴィヒ・ホルシュタイン (GLSH) 」	得票率2.4%

内部構造 左翼の潮流

しかしながら、党の設立前・当初に左翼の潮流がなかったというわけではない。むしろ、やはり「緑」の運動の一つの柱となっていたことは間違いない。そして、党の結成後は、保守的な勢力を上回り、現在の緑の党へ。

↓

党の結成に至るまで、保守的な人と、左翼の潮流の人との混在を支えた要因とは何だったのだろうか。

ヴェールの反原発運動の参加者

1975年頃：ヴェールで反原発運動

⇒この運動が「緑」の運動の原点であろう。

- ・「緑」の団体が議会進出を図る地域は原発の問題に直面している。
- ・産業社会への懐疑。

この運動の参加者：個別の利益の主張を基礎にした、農村コミュニティが中心であった。

反原発運動の特異性

- 運動の参加者：個人の利益を尊重を主張するに留まっている。
- 他方：原子力発電所という現代の社会システムへの否定の運動としてとらえることができる。
⇒参加者自体は社会システムへ懐疑や現体制への反発というところに根付いていないため、つまり、政治的態度の混在が可能だった。

新たなるクリーヴィッジ

戦後、西ドイツの政党は経済的な施策の対立（クリーヴィッジ）であった。

しかしながら、経済の発展がなされた70年頃から経済的なクリーヴィッジではない新たなるクリーヴィッジの誕生。

↓

「エスタブリッシュメント-反エスタブリッシュメントのクリーヴィッジの誕生」
(イングルハート)

地域政党だからできること①

- 一般的には既存の政党とのミックスが行われる、もしくは、全国的な圧力団体への道をたどるのだが、緑の運動はそのような始まりではなかった。
- なぜ？
地域政党としての利点は？

地域政党だからできること②

- エスタブリッシュメント側
全国的な圧力団体への道
→離反をまねく
 - 反エスタブリッシュメント側
既存の政党とのミックス
→離反をまねく
- ⇒独自の地域政党としての「緑」

保守から左翼への転換

- ヨーロッパ議会選挙での成果
1979年6月 「緑の党」 得票率3.2%
←阻止条項の壁を突破できなかった。
しかしながら、480万マルクの補助金を得る。
- 他のオルタナティブ運動の存在
他のオルタナティブ運動とのコアリション

オルタナティブ運動とは

- オルタナティブとは
「旧来の在り方とは異質」
- 「オルタナティブ運動」の区分
 - ① 市民運動
 - ② エコロジー運動
 - ③ オルタナティブな生活スタイル
 - ④ 若者・老人の運動
 - ⑤ 都市脱出と地域主義

- ⑥ 女性・ホモセクシュアルの運動
- ⑦ 心理（サイコ）運動・心理療法
- ⑧ 新しいスピリチュアリズム・新興宗教
- ⑨ 平和運動・第三世界援助運動
- ⑩ 公民権運動
- ⑪ 新左翼

他のオルタナティブ運動との コアリション

- 緑の党側
支持基盤の拡大
- 他のオルタナティブ運動側
緑の党が得た補助金が魅力的であった。
→コアリションの成立・小集団の集まり

⇒保守から左翼への転換

再生可能エネルギー政策

Nuclear Energy? No Thanks!
脱原発・代替エネルギー供給を目指すドイツ



2011年6月17日(金)
@早稲田大学国際会議場
画像：早稲田大学
「ユルゲン・トリティーン「同盟90/緑の党」院内総務が講演」
http://www.waseda.jp/ip/news/11/110617_energy.html

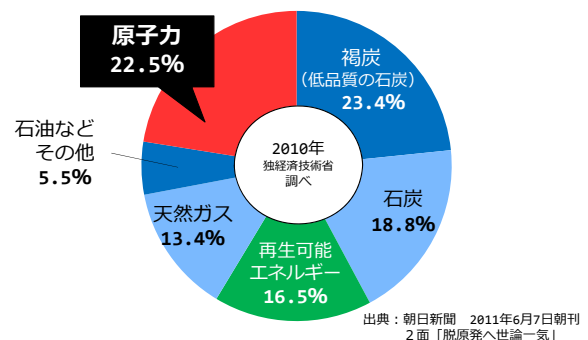
ユルゲン・トリッティン



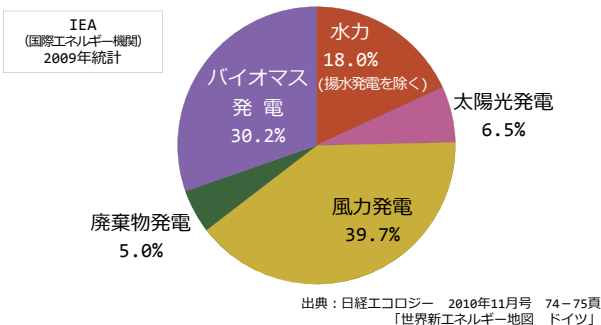
- 現在 緑の党
連邦議会会派会長
- 原発反対運動が根強い
ニーダーザクセン州を基盤とする
- 連立政権で
環境・自然保護・原子力安全大臣を務める
- 環境大臣として脱原発合意を実現
＝脱原発の立役者

画像：Jürgen Trittin
<http://www.trittin.de/start/index.shtml?navanchor=1010000>

ドイツの発電エネルギーの内訳



再生可能エネルギーの内訳



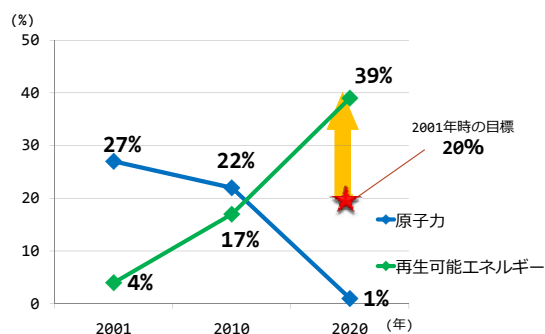
再生可能エネルギー法(2000年)

再生可能エネルギーによって発電された電力を固定価格で買い取り (20年間保証)



- 再生可能エネルギー事業が急成長
- 新規雇用：37万人 (2011年)
- ヨーロッパは電力の輸出入が可能
→ ドイツは電力の純輸出国に

再生可能エネルギーの急成長



ドイツの風力発電

- 経緯
 - ・ チェルノブイリ事故を受けて1990年に可決した再生エネルギー買い取り法が推進力に
 - 国民が自国の原発に対して懐疑的になり、脱原発の世論へ

風力発電開発ブームを巻き起こした

風力発電事業の行き詰まり

- ドイツ国内の風力発電に適した土地は、発電施設で埋め尽くされた。
- 新設が困難に
- 130mに及ぶタービンが景観を損ねるという世論も生まれる

↓
増設抑制の風潮へ

代替案～洋上風力発電～

- 風の強い洋上は地上よりも発電に適している
- 時の首相シュレーダーは再生エネルギー法案を可決。目標を定める。
- 逆風が吹く
 - ・ 自然保護論者や海洋環境活動家の反発
- コストのかかる遠洋での設置へ

↓
事業は思うように進まず目標を遥か下回る

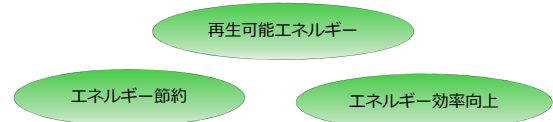
今後の見通し

- タービンの大型化
 - ・ 景観の保護の観点から難航する可能性大
 - ・ 風の強弱による不安定な供給
- 欧州内での送電網の整備
 - ・ 現在のドイツ国内の送電網は貧弱
- エネルギー消費量そのものを減らすアプローチ

緑の党が主張する改正点

- 出力増加のための設備増進
- 建物建設分野における規制緩和

3つのE



例) 日本のトップランナーアプローチを採用

再生可能エネルギーの課題

①調整

需給バランスの調整が難しい
分散型・・・送配電を繋げることが大切
アルミニウム精製工場を利用する手段

②貯蔵

揚水発電という手段
まだまだ研究が必要・・・バッテリー技術等

天然ガスへの注目

- 調整可能エネルギーとして優れている
 - ・・・既存のパイプライン網と貯蔵施設
- 化石燃料の中ではCO₂排出量が最も少ない
- 変換効率が60%以上
- ロシアからの輸入
 - エネルギー依存度を高めたくはない
- バイオガスの導入
- 市民のガス利用を節約
(建物の機密性・太陽光や地熱利用)

現在の緑の党の要求

1. 原発8基の閉鎖・・・実現
2. 2022年よりも早く可能では？
・・・緑の党の試算では**2017年**
3. 再生可能エネルギーのシェア目標(2020年)
35%→**40%**
4. 調整電源としてのガスの利用
5. EUのCO2削減目標(2020年)：20%→**30%**
6. EUの省エネ目標20%を拘束力のあるものに



日本について

ドイツ：緑の党の構造・機能（まとめ）

- 地域政党として始まった緑の党
 - ・ 新たなるクリーヴィッジでの政党
 - ・ 緑の党の定着（政治的態度の混在）
- 他のオルタナティブ運動とのコアリション
 - ・ 「小集団の寄せ集め」
 - ① 構成が分節的
 - ② 接点の多様性
 - ③ 社会変革に適合的

日本の政党

- 日本の政党は経済的なクリーヴィッジを脱した政党がない？
「55年体制」、「1と2分の1政党制」
- 地域政党ブームではあるが、そこからの進展がない。
政党助成法の問題？
- 「小集団の寄せ集め」という政党がない。

日本の課題

「脱原発」への課題

□ 火力発電のマイナス面

- * 輸入に頼る化石燃料 * CO₂の増加

□ 再生可能エネルギーのマイナス面

- * 不安定なエネルギー供給 * 高い発電コスト
- * 低い普及率

□ 電力体制

- * 10電力会社の独占状態

⇒市場の原理 = 「競争を通じた効率化」の原理が働かない

電力体制

□ 10電力会社の独占状態

⇒排他的な経営

- ・ 電力自由化により発電事業への新規参入、工場や商店への小売解禁などが実現。電力会社の送電網を使い小売りなどを手掛ける特定規模電気事業(PPS)といった新規事業者が誕生。

↓

電力体制

- ・ 10電力の支配はほとんど変わらなかった。

理由：送電網の使用料(託送料)が高く、新規事業者の販売価格の2割を占めるから。

日本はドイツに追随できるのか？

課題が多く時間はかかるが、不可能ではない！

政治

- ・ 政党の面では不可能？
- ・ 制度の問題

電力市場

- ・ 電力体制の見直し

再生可能エネルギー

- ・ まだ成長段階
- ・ 徐々に広まっていくだろう

ご清聴ありがとうございました



第4章

日本に適した代替発電の考察

電力改革の必要性

- | | |
|----------------|--------|
| ● 電力会社の歴史 | 加藤 哲平 |
| ● 電力自由化 | 相葉 明日香 |
| ● 日本に適した代替発電 | イム ジェヒ |
| ● 再生可能エネルギーの導入 | 加藤 卓也 |

電力会社の歴史

電力会社と政府の癒着

加藤 哲平

1. はじめに

本稿では、現在の 10 電力独占体制を導き、民間企業でありながら政府との強力な癒着が存在する電力事業の歴史について考察する。

2. 電力事業の歴史

日本の電力市場は誕生から 1939 年までの間、一応は国の認可事業ではあったが完全な自由競争市場だった。全国に発電会社、送電会社、配電会社が乱立していた。また、それらをまとめて行う発送電会社、送配電会社もあった。その数は最大で 816 社にまでのぼるというが、合併、統合、吸収が多く、実数を把握するのが困難なほどである。その後、大資本による集約が進み、5 大電力会社¹が君臨するようになったものの、それでも 1937 年時点で 62 社が存在した。1938 年 1 月、近衛文麿内閣が国家総動員法案などとともに電力国家統制法案を立案、帝国議会に提出した。目的は、日中戦争＝総力戦体制のためである。政府の統制によって生産力を集中させる、つまり社会主義政策の導入である。資本家、経営者による反対運動は激しかったが、けっきょく議会で可決、1939 年 4 月より施行され、国策会社「日本発送電」が発電と送電を支配。電力を供給する配電を 9 社が独占的に担うようになった。第 2 次世界大戦後の 1951 年、日本発送電が分割・民営化されて 9 電力会社が誕生し、発送電一体型の地域独占体制が確立した。沖縄復帰に伴って 72 年に発足した沖縄電力を加え、現在の 10 電力体制となっている。

3. 独占の継続

他国では、多くが電気事業の独占体制を解体し、自由市場へと移行している。そのような世界的な流れの中、日本は 1951 年に発送電地域独占体制が確立されて以来、2011 年 6 月現在に至るまで、未だに電力 9 社（沖縄を含めると 10 社）による独占体制が継続されている。最も大きな理由の一つは、戦後から続いた高度経済成長だろう。高度経済成長期には、多くの企業、工場がフル稼働し、大量の電力を消費した。そのため、電力事業が日本においても欠かすことのできないインフラストラクチャーになり、電力には、安定・安全性が求められた。そして、電力というものの特性上、独占的に管理することが、安全性・安定性の両面の向

¹東京電燈、東邦電力、大同電力、宇治川電気、日本電力の 5 社。

上に不可欠だったのである。このように、日本の発展と密接に関与してきた電力の独占体制は現在に至るまで、ほとんど問題視されることなく継続されている。

4. 電官の癒着

経済産業省は、旧通商産業省時代から半世紀近くもほぼ切れ間無く東京電力などの電力会社への天下りを行っている²。日本の代表的な電力会社である東京電力については、1962年に石原武夫・元次官が東電の取締役役に就任し副社長などを歴任したのが契機である。

原子力発電の安全性を審査する役目を担うはずの組織として原子力安全・保安院が存在してはいるが、この保安院は経済産業省の下部組織であるため、上部組織の経産省が天下りによって電力会社と癒着したことで、原子力安全・保安院の機能も損なわれてきたと見なされている。2011年に行われた経済産業省の調査によると、経済産業省から電力会社への天下りが過去50年間で68人あったとの調査結果を発表した。このうちの13人は現在も顧問や役員などの肩書で勤務しているために、監督官庁である経産省とのこのような緊密な関係は原子力発電所の安全基準のチェックを甘くさせるなどの弊害などがあるとも指摘されている。この調査では経産省（前身の通商産業省、商工省を含む）の元職員で、再就職先で常勤の役員か顧問だった人物を対象とされた。

5. 電気事業規制の歴史

1995年4月、電気事業法は31年ぶりに改正されることになる。その主たる目的は、電力産業のコスト削減と効率化であり、具体的処方は、卸供給事業（IPP制度）の導入やヤードスティック方式の導入等であった。さらに、佐藤通産大臣の「2001年までに国際的に遜色のないコスト水準をめざし、我が国電力のコストを中長期的に低減する基盤の確立を図るため、今後の電気事業は如何にあるべきか」という諮問をもとに、1997年、電力小売自由化に向けた一連の動きが始まる。電力産業の合理化・効率化促進のため、競争原理の導入が不可欠であるとされ、それまでの、独占が保障されなければ安定供給の確保がなされないという論理が転換された。

1999年に電力小売市場が部分的に自由化されるという、一大改革が行われ、この改正により、2000年わが国の電力史上初めて「特定規模電気事業者」いわゆる「PPS」が出現することになる。このときの制度改革により、送電線利用制度整備、料金引下が認可制から届出制となった他、「部分供給」が認められたことにより、需要家は一定期間前までにどの事業者から電気を購入するかを決めること

²吉永康朗．“東京電力：石田顧問辞任へ 天下り、なれ合い半世紀 「原発安全規制に緩み」”．『毎日新聞』2011年4月21日。

が制度的に可能となった。

6. 考察

日本に電気事業における歴史を振り返ると、誕生から現在に至るまでのほとんど全ての時代において、電力会社と政府との癒着が存在してきたことが良く分かる。今までの環境下では、電力と政府との癒着が大きな問題になることはなかったのかもしれない。

しかし、原子力発電というプラスにもマイナスにも成り得る発電方式が主流となった現代日本にとって、電力と政府との癒着は非常に懸念されるべき問題であり、また今後の日本が良い方向へと向かうためには、電力の自由化、および政府と電力との癒着の減少が非常に重要なファクターになってくるのではないだろうか。今までに施行されてきた部分的な規制緩和ではなく、日本における電力のあり方を変えるような規制緩和や政策が様々な角度から検討され、実行に移されることが期待される。

参考資料・文献

IEA STATISTICS/ENERGY PRICES & TAXES 2nd Quarter 2004.

奈良宏一『電力自由化と系統技術』電気学会 2008 年.

海外電力調査会：データ集・各国の電気事業・ドイツの電気事業.

http://www.jepic.or.jp/data/ele/ele_04.html.

電気事業連合会：電気の情報広場・電気の歴史.

<http://www.fepc.or.jp/learn/kyouiku/rekishi/index.html>.

電気事業連合会：電気の情報広場・電力自由化の経緯.

<http://www.fepc.or.jp/present/jiyuuka/keii/index.html>.

History of Electric Power Company

Electric power companies and the inappropriate relationship with the
government

Teppei Kato

The inappropriate relationship between the electric power companies and the government has been existing in the history of electric power companies in Japan in almost all the ages from its birth to present. For

instance, 68 former elite bureaucrats parachuting into the top positions at the nation's 12 electricity suppliers in Japan after retiring from the *Ministry of Economy, Trade and Industry* have been existing during 50 years in the past.

The inappropriate relationship between the electric power companies and the government is a problem that should be deliberated because nuclear power generation has become main power generation method which can give lots of benefits but that may cause some disadvantages to Japan.

Therefore, if Japan heads for a good direction in the future, this inappropriate relationship between the electric power companies and the government should be decreased because electric power is indispensable for all activities in Japan. The situation must be changed, if it were not so, the Japanese government would be suppressed by the electric power company.

After all, the deregulation policy that changes the electric power producing in Japan is expected to be examined from various angles, and to be put into practice.

電力自由化

各国の導入例と日本における電力自由化の展望

相場 明日香

1. はじめに

本稿では、既に電力自由化を行っている各国の状況を述べた上で、日本における新しい電力供給形式としての電力自由化について記述する。原子力発電からの脱却を考える上で、既存の電力供給方式、10 電力独占体制の見直しを行うことは必要不可欠である。

その上で、今後の日本にとって最も適した電力供給方法について考察する。

2. 電力自由化と日本の現状

電力自由化とは、電力事業における規制緩和全般のことを指す。1990年代以降、欧米を中心とした多くの国で電力事業の規制緩和の流れが起こり、海外で電力自由化が積極的に進められるようになった。そのような流れの中で、日本国内の高コスト構造、内外価格差の是正が課題となり、日本においても電力自由化を進める動きへと繋がった。

これまで日本で行われてきた電力自由化は、三度の電力事業法改正からなる。まず、1995 年に、電力会社の火力電源の調達に関して卸供給入札制度導入され、発電分野の競争が開始された。2000 年には小売供給の一部が自由化し、契約電力 2,000kW 以上、受電電圧 2 万 V 以上の特別高圧需要家に対する小売供給の自由化が行われた。2005 年には、小売供給の自由化を全ての高圧需要家に対してまで拡大し、発送配電一貫体制を堅持しつつ、公平・透明な競争環境を確保した「日本型自由化モデル」を実現するとした。

2007 年には、電気事業分科会¹において家庭部門も含めた全面自由化の是非について検討されたが、現時点での自由化範囲の更なる拡大は消費者にメリットをもたらさない可能性が高いとして実現は保留され、その後新しい動きは見られていない。

日本の電気料金の高さへの電気事業者の反論には、「電力の供給義務を負う電気事業者として、欧米に比べ圧倒的に高い供給の質を達成している。」というものがあるが、10 電力独占体制による地域独占の送電網が高い電気料金の原因として挙

¹経済産業省 資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会の分科会の一つで、電気事業に関する重要事項について調査審議する。

げられることは間違いない。

3. 電力自由化の標準モデルと海外の例

電力自由化の基本的なモデルは、発送電の分離である。従来発電から配電まで一貫して垂直統合していた電力会社を発電会社と基幹送電に分割し、電力取引市場(電力プール)を設け、電気事業を機能分離することで、発電部門と小売部門への競争を導入する、というものである。

海外の電力自由化の例として先ず挙げられるのが、ノルドプールである。1991年にノルウェーが電気事業を再編・自由化したことをきっかけに、1990年代後半にかけてスウェーデン、フィンランド、デンマークがそれに続き、世界初の国際的な電力取引所が形成された。ノルドプールと呼ばれる電力取引所を中心に従来から電力の輸出入を融通していた北欧四カ国の卸電力市場が統合し、国境を越えた電力取引所での電力スポット取引を行うこととなった。

電力スポット取引とは、実際の取引の1日前に1時間単位での電力の価格と取引量を決定し、市場参加者が基本的に1時間単位で入札を行う。価格が安い場合には、発電設備を所有する参加者が逆にプールから電力を買うこともできる。

現在では、火力発電プラントの安定のために5つの時間帯のブロックが入札対象となっている。また、ノルドプールは取引所取引と相対取引(直接取引)が並列する任意プール方式をとっており、実際には、ノルドプールのスポット市場における取引は全体の消費電力の25~30%程度である。残りの7割程度は相対契約によるものであるが、ノルドプールの価格が相対契約のリファレンス価格となっているため、ノルドプールが卸電力市場の中心的位置を占めている。その他に、前日スポット市場の経済的リスク管理のための需給調整市場、先物・先渡し市場と呼ばれるシステムがある。

次に、イギリスの例を挙げる。イギリスでは1990年に電気事業を再編し、イングランド・ウェールズ地方の国有電力会社CEGB²を三社の発電会社と送電会社に分割し、発送電を分離・民営化した。送電網を所有し、プール市場の運営も担うナショナル・グリッド社がプール市場を間に挟んで、3つの発電会社と独立系発電事業者が売り手、配電会社、独立の電力供給事業者、大口需要家などが買い手となる。こちらはノルドプールとは異なり、プール市場に参加することを義務付ける強制プール方式を取っている。

4. 電力自由化の失敗例

電力自由化の失敗例としては、2000年のカリフォルニア州の電気危機が挙げられる。

² Central Electricity Generating Board.

アメリカでは、連邦の独立規制委員会である連邦エネルギー規制委員会が州際電力取引や水力開発に関する規制権限を持ち、電気料金などの小売規制を含むそれ以外の規制権限については州が規制権限を持っている。1997年にロードアイランド州で小売の部分自由化、1998年にカリフォルニア州、マサチューセッツ州で全面自由化が行われた。

カリフォルニア州は、自由化の効果によって電気料金が下がった場合に電力会社がそれまでに投じた投資費用が回収できなくなることを回避するため、2002年3月までの時限措置として自由化前の水準で三大電力会社の電気料金を凍結し、家庭用などの小口需要家についても自由化前の水準から10%引き下げた水準で凍結した。また、三大電力会社による発電市場の支配力を弱めて競争を促進するため、電力会社に対して保有発電所の半分の売却することを要請し、電力各社は、火力発電所のほとんどを自主的に売却した。

しかし、電力自由化後、電力需要増と共に、電力不足が頻繁に発生するようになった。完全な売り手市場となった卸電力市場では価格が高騰し、深刻な電力不足に陥る事態となった。原因としては、IT関連産業を牽引車とした好景気等による電力需要の高い伸びやアメリカ西部地域全体の人口増加と低調な発電投資及び水不足による出力不足、天然ガス価格の高騰などが挙げられる。その他にも、電力システムの問題として、厳しい環境規制や発電能力確保義務の欠如などが新規投資への誘因を弱め、構造的な供給力不足に陥っていたことや、電力の小売価格の凍結、強制プール市場、不十分な先物取引市場などにより電力会社が卸価格変動のリスクヘッジ手段をほぼ全面的に制限されていたことも原因の一つと考えられている。また、需要逼迫時に発電事業者が発電抑制により、意図的な価格操作を行ったのではないかと指摘もある。

カリフォルニア州で起こったこの電力危機は、世界各国の電力自由化や規制改革、電力事業の再編の流れに一石を投じることとなった。

5. 日本における電力自由化のメリット・デメリット

日本における電力全面自由化の最大のメリットは、既存の10電力独占体制から脱却し、発送電分離を行うことで電気料金の低下が見込めるという点である。コスト面の問題を軽減することで、再生可能エネルギーの普及、促進へと繋がることが期待されている。

しかしながら、デメリットとして発送電の一体管理は、電力需要の伸びに応じて、発電、送電の設備投資を計画的に行う事が出来るため長期的なエネルギー政策を反映しやすいが、発送電を分離することで企業利益が優先され、長期的なエネルギー政策を反映させにくいことや、送電網に障害がでると被害が広大であることが挙げられる。また、電力は現在欠かすことの出来ないライフラインであり、

たとえ不当に価格が高騰してもその市場に参加する自由がないため、市場が安定しないという点が懸念されている。

このような懸念を払拭するために、日本においては電力の全面自由化よりも、発送電を分離した上で、送電網のみを国営化、または公営化し、電力供給に一定の安定を保った上で、10 電力会社独占からの脱却を図る、という方法が最も現実的で、実現可能性が高いのではないだろうか。

6. まとめ

我々の生活に不可欠な電力を担う利権を細分化する電力自由化は利点、欠点を併せ持っている。しかし、東日本大震災以降の日本において、東京電力を始めとする 10 電力の独占体制や、それらの電力会社が促進してきた原子力発電の安全神話が揺らいでいる今だからこそ、大幅なシステム改革を行う事が出来る可能性を見出すことができるのではないだろうか。

参考資料・文献

資源エネルギー庁 HP <http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>

電気事業連合会 HP <http://www.fepc.or.jp/index.html>

資源エネルギー庁 エネルギー白書 <http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>

すべて最終アクセス 11/07/06

八田達夫、田中誠編『電力自由化の経済学』東洋経済新報社 2004 年.

井熊均『電力取引ビジネスー自由化は止まらない』東洋経済新報社 2001 年.

石黒正康『電力自由化ー公共事業から電力産業へ』日刊工業新聞社 1999 年.

八田達夫、田中誠編『規制改革の経済分析ー電力自由化のケーススタディ』

日本経済新聞出版社 2007 年.

Deregulation of Retail Electricity Sales

An electric power policy in various countries and the future of Japan

Asuka Aiba

“Deregulation Of Retail Electricity Sales” means relaxation of regulations of the electric power industry. Today, in Japan, it is necessary to reconsider on electric power management for breaking away from nuclear electric power generation and a monopoly of ten main electric power

companies.

After 1990s, a movement for deregulation of retail electricity sales was raised by various countries around Europe. In Japan, “*Electricity Business Act*” was revised three times from 1995 to 2005, but it was not a complete liberalization.

The basic model of the deregulation of retail electricity sales is a separation between power generation and transmission. It carried out in power market of Northern Europe called “*Nord Pool*”, England and so on.

However, in California, the separation was failed for a jump in the power rates and it called a Californian electric power crisis. The separation may bring an unstable electric supply.

One of the most important advantages of the separation is that could reduce the price of electricity and promote the spread of recyclable energy. But there are some disadvantages. For instance, it is difficult to be reflected a long-term energy policy.

In conclusion, in Japan, I think, the most suitable structure of power generation is the separation of power generation and transmission and nationalization of the power transmission. It would keep an electric supply’s balance and reduce the price of electricity.

日本に適した代替発電

地熱発電と洋上風力発電

イム ジェヒ

1. はじめに

本稿では代替発電として、地熱発電と洋上風力発電を挙げ、各々の特徴を述べた上で、日本や海外の現状から今後の日本に最も適した発電について考察する。

2. 地熱発電のしくみ

地球は、地中深くなるにつれて温度が上がり、一般に深さ30から50kmで1度ほどと考えられている。しかしながら、現在の技術で深部に存在するこの熱源をエネルギー資源として利用することは不可能である。ただ、火山や温泉などがある、いわゆる地熱地帯と呼ばれる地域では、深さ数kmの比較的浅いところに1千度前後のマグマ溜まりがあり、地中に浸透した雨水などがそのマグマ溜まりにより加熱され、地熱貯留層を形成する。地熱発電はこのような地点に貯えられた熱を直接に、エネルギー源として利用する¹。

3. 地熱発電の特徴

- ① 地熱は、枯渇しないエネルギー、つまり、半永久的にわたっての供給が期待できるエネルギーであるため、電力の安定供給を支えられる。
- ② 他の発電、特に火力に比べ、発電時のCO₂の排出量のはるかに少ない。
- ③ 純国産エネルギーを利用するため、海外の輸出国や市場の影響を受けにくい。
- ④ 燃料が不必要である。蒸気を作る際に、火力発電では石油や天然ガス、また原子力発電ではウランなどの燃料を使用するのに対し、地熱発電は地球そのものを熱源とする。従って、廃棄物の処理も要らない。
- ⑤ 年間を通じて設備利用率が高い。太陽光の利用率は12%、風力は20%に対し、地熱の場合70%である²。
- ⑥ 天候に左右されない。

4. 日本における地熱発電

日本における地熱発電は、その潜在的可能性が高いと見られる。日本は、200近い火山が存在する、世界でも有数の火山国であるため、地熱資源が非常に豊か

¹ 日本地熱学会 HP「地熱について」(<http://www.soc.nii.ac.jp/grsj/index.html>) より。

² 設備利用率(%) = 1年間の発電電力量 / (定格出力 × 1年間の時間数) × 100。

である。さらに、日本の地熱発電用タービンが世界シェア1位であるほど、高い技術を持っている。このような点から、発電の安定的な供給が可能であり、今後の日本における地熱発電は期待できると考えられる。

実際に、国内には東北、九州を中心に20ユニットの発電所がある。その規模は、最大の地域でも11万キロワットで、最近建設されているのは、2万から3万キロワット程度である。このような小さな発電所であっても、年中昼夜を通して同じ出力で発電し続けられることから、ベースロードとしての価値がある。また、5万キロワット程度で、約20万人程度の人口の都市電力を賄えるので、地熱発電は純国産ローカルエネルギーとして十分高い価値があると言えるのではないかな。

しかしながら、以上述べた日本の現状を他国と比較してみると、アメリカ、フィリピンの割合が特に目立つのに対し、日本の地熱発電はそれほど盛んでいないことがわかる。熱源に恵まれ、地熱開発の技術水準も高い日本で、地熱発電がそれほど盛んでいない理由とは何であろうか。その一因とは、景観を損なう発電所建設に理解を得にくいということである。地熱発電所の候補地となる場所の多くが、国立公園や国定公園に指定されていて、1970年代に可決された自然公園法のもと利用できないままの状態である。また、温泉観光地となっていることもある。

5. 地熱発電の課題

- ① 熱源調査から発電所の運転開始に至るまでのリードタイムが非常に長い。
- ② 調査、開発コストが非常に高く、調査した結果、利用に適わない場合もある。
- ③ 火山性の自然災害に遭遇するリスクが高い。
- ④ 蒸気の成分でタービンの傷みが早い。
- ⑤ 熱水の汲み上げ、不排水の還元、熱水、蒸気に含まれる毒性、施設構築自体という主な4つの要因が、温泉の枯渇、崖崩れ、地震、地下水の汚染、また景観の悪化を及ぼす。

6. 洋上風力発電のしくみ

オフショア発電とも呼ばれる洋上風力発電は、文字通り、海洋上における風力のことである。海洋上だけでなく、湖、港湾内などにも設置されるものであり、発動機の形態に関しても、通常の風力発電と同様に基礎が地面に固定されたものもあれば、海が深くて地面に基礎を設置できない場所でも利用可能な浮体式の基礎を用いたものもある。

7. 世界の動向

世界的に、従来の陸上の風力から海上の風力に広がっている。再生エネルギーの導入促進に熱心なドイツをはじめ、世界的に風力発電の海洋進出が広がってい

る背景として、陸上での風力発電による環境制約が挙げられる。陸上の風力発電の多くが、丘陵や高原にあるため、建設用地周辺の森林伐採による自然破壊、景観を損ねる危険、立地場所によっては渡り鳥の飛来ルートと重なることなど、生態系に悪影響を及ぼす。また、風車が発生する騒音（羽切音）も陸上の風力発電の課題として挙げられる。このような背景により、全世界的に、洋上風力は、2030年までに風力発電全体の40%を占め、年成長率は32%に上がると見られている³。

このような世界の動向から特に目立つ国は、風力の先進国と呼ばれるデンマークである。デンマークでは、沖合に集中した洋上発電の数量的展望を、2030年目標の、風力による総発電力である3300MWの内、750MWとしていて、2030年には、風力発電が、デンマークの総発電力の50%になる目標を立てている⁴。デンマークがこのように、洋上発電に目を向けている理由として、陸上の適地の不足、陸上より強い風速、風力発電機に対する環境の良さなどが挙げられる。

8. 洋上風力発電の特徴

- ① 海上は陸上より風が強く、風速変動が少ない。そのため、年間を通して、風速が安定して高い。
- ② 運搬、敷設時の障害物が少ない。
- ③ 居住地域から距離があるため、騒音、電波の障害など周辺環境に関する影響が少ない。
- ④ 陸上では制限されていた、大型風力風車の設置および運搬が可能となる。

9. 日本における洋上風力発電

日本は洋上風力発電に適した基礎条件をいくつか満たしている。日本の洋上は、ほとんどの地域で年平均5m/s以上の風が吹いているため、風速変動が安定していると見られる。また、島国であるため、洋上のスペースを最大限に利用できるし、世界有数の海岸線の長さを有する海洋国家であるため、洋上風力発電の立地点が多くなる。浮体式発電という、日本の海岸の特質に適した発電を用いることで、発電の効率性を高めることが可能になることも挙げられる。しかしながら、実際に、日本においての洋上風力発電はまだ研究段階に留まっていて、安定的な普及のための課題も沢山残っている。今後の日本においての、代替発電としての洋上風力発電は可能性が高いとはいえないだろう。

10. 洋上風力発電の課題

- ① 国内での事例がないため、設計、施工手法が確立されてない。

³ “India Holds Tremendous Offshore Wind Potential” OffshoreWIND.biz (23 May,2011) より。

⁴ 太陽光・風力トラスト HP「売電価格が半分となる洋上発電と漁協」より。

- ② 建設コストが非常に高い。設置する海域の水深により多岐にわたっているが、基礎構造物（浮体構造物）や海底ケーブルなどが必要になるため、陸上における風力発電よりも高くなる。設備容量1MWあたりの建設コストは300から450万ドル（約2.5-3.5億円）と見られていて、これは陸上における風力発電の2.5-3倍となる⁵。
- ③ 海底送電ケーブルのコストが高いため、送電費用が高くなる。
- ④ 漁業権との調整が問題になる。海外では魚礁効果により漁獲高が増えたとの例もあるが、実施にあたっては漁業との調整が必要となる場合が多い。
- ⑤ 景観、鳥類、魚介類への影響、漁船レーダーへの影響など環境に及ぼす影響を考察する必要がある。
- ⑥ 発電施設周辺を航行する船舶の安全確保の必要がある。
- ⑦ 洋上および沿岸部はその管理官署が多岐にわたっており、風力発電設置者にとって調整が必要な部署の把握が極めて煩雑である。

11. まとめ

以上述べたように、地熱発電の場合、候補地の国立公園指定、自然景観への悪影響、また洋上風力の場合、高額のコストなどの課題が挙げられる。日本においての洋上風力発電の導入においては、上記のような問題をクリアすることを前提としても、さらに進んだ研究が必要されと考えられる。しかしながら、地熱資源が豊富であること、また世界トップの高い技術を持っていることから、世界有数の火山国である日本においての地熱発電は、その潜在的な可能性が非常に高いと言える。今後の日本においての最も適した再生可能エネルギーとして十分期待できるのではないだろうか。

参考資料・文献

牛山泉 [ほか] 共著『風と太陽と海—さわやかな自然エネルギー』コロナ社 2001年。

日本地熱調査会『地熱』日本地熱調査会 2003年。

資源エネルギー庁HP <http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>.

資源エネルギー庁 エネルギー白書 <http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>.

日本地熱学会HP <http://wwwsoc.nii.ac.jp/grsj/index.html>.

国立環境研究所 環境儀 <http://www.nies.go.jp/index-j.html>.

太陽光・風力トラストHP 刊行物「売電価格が半分となる洋上発電と漁協」

<http://trust.watsystems.net/>.

“India Holds Tremendous Offshore Wind Potential” OffshoreWIND.biz (23

⁵ “India Holds Tremendous Offshore Wind Potential” OffshoreWIND.biz (23 May,2011) より。

May, 2011)

<http://www.offshorewind.biz/2011/05/23/india-holds-tremendous-offshore-wind-potential/>.

すべて最終アクセス11/7/9

Promising ways of generating electricity from renewable energy sources

Geothermal and offshore wind power generation

Jaehee Yim

In this paper, I would like to suggest two different kinds of electricity generation of renewable energy. The first one is geothermal power generation and the other is offshore wind power generation. I hope you figure out the promising way of generating electricity which is the most appropriate to Japan.

Firstly, geothermal power generation produces electricity using geothermal heat, which is generated directly from the magma. Regardless of some demerits, such as bad effect on nature landscape, the prospect for the geothermal power generation in Japan is quite bright. There are two main reasons. First, Japan is considered highly volcanic country, with more than 200 volcanoes throughout the land. It means that it is abundant in resources of geothermal heat. Second, with its advanced technology, Japan has the highest market share of vapor turbine for the power generation. Regarding these two points, it may be fairly assumed that there is great potential to provide stable supply.

Next, offshore wind power generation is the construction of wind farms in bodies of water to generate electricity from wind. Japan satisfies some necessary conditions for it. For example, the wind speed over sea remains stable. Moreover, as a maritime state, there are many possible sites for the construction. However, I think it is hard to say that it is suitable for Japan. Although the offshore wind power generation is to the fore all over the world, especially in Denmark, Japanese research related to it is still in the beginning stage. There are many problems we have to solve, such as high cost involved in the construction or dispute over fishing rights with a fishermen's association. In addition to, there are no specific examples to support a possibility of the

offshore wind power generation in Japan.

In conclusion, in this point of view, I think that we can say that the geothermal power generation has a high chance to be the promising way of generating electricity from renewable energy sources in Japan. However, there are still many problems we have to solve for stable electric power demand.

再生可能エネルギーの導入

求められる制度的対応策

加藤 卓也

1. はじめに

再生可能エネルギーの導入が広まらない理由の一つとして、コスト面の問題があげられる。そのため、今後の普及に向けて、政府の制度的対応策は不可欠であると考えられる。ここでは原子力発電との比較を通してその必要性を提起した上で、今後どのような対応をしていくのが望ましいのかを考察する。

2. 原子力発電のメリットは本物か

今まで原子力発電は安価なコストがメリットに謳われてきたが、現実的な問題として考慮しなければならない点がいくつかある。

第一に、送電ロスの問題がある。送電ロスは距離に比例し、送電電圧を高くするほど小さくなる。そこで、日本の電力会社は 100 万 V という世界でもまれに見る高圧の送電線を開発した。しかし、それでも総発電量の約 5 % にあたる、「100 万 kw 級の原子力発電所 6 基分」の発電量に相当する分が損失していることになるという¹。原子力発電所は、他の発電所に比べ消費地からかなり離れたところにある。従って、その分の影のコストを考慮に入れる必要がある。

第二に、発電単価の問題がある。これまでは原子力発電のメリットとして発電単価の安さが前面に押し出されてきた。しかし、近年電力自由化の流れによりコストが削減され再生可能エネルギーが参入しやすくなり、将来的な技術発展も大いに期待される。地熱発電はコストが高いとされているが、近年になって費用対効果も向上しており、近年の実績では 8.3 円/kwh の発電コストが報告されている²。

再生可能エネルギーと原子力発電を比較する際、その CO₂ 削減効果やエネルギーセキュリティなどメリットの部分で重なる部分が多い。以上を考慮したとしても、原子力発電の有用性は全く損なわれないものであり、その価値が否定されるものではないが、それと同時に再生可能エネルギーの普及が今後求められることとなる。

¹ 資源エネルギー庁概算、2000 年度。

² NEDO、「需要に応じた電源開発の着実な推進」『平成 17 年度事業原簿』、2006 年 9 月。

3. 再生可能エネルギーの導入に向けて

世界の導入促進施策を見てみると、補助等に加えて主に二つに大別されている。

第一に、固定価格買取制度。これは価格による規制であり、電気事業者に一定価格での再生可能エネルギーの買い取りを義務付けている。

第二に、RPS制度³。これは量による規制であり、電気事業者に一定量以上の再生可能エネルギーの利用を義務付けている。

両制度ともに費用負担については、政府による補償がある場合や電力会社が負担を転嫁しない場合は別だが、基本的には電力料金への転嫁を通じて最終的には消費者の負担となる。次に、それぞれの特徴を挙げた上で、今の日本に求められる施策を比較、検討したい。

4. 固定価格買取制度の特徴

固定価格買取制度のメリットとしては、事業者へのインセンティブが挙げられる。固定価格における全量購入が保証されていることで事業成立性につながり、再生可能エネルギーの導入が進む。実際にこの制度がとられたドイツやデンマークでは、短期間での導入に成功した。

デメリットとしては、競争市場への悪影響がある。価格での買い取り義務付けになるため、導入目標量が必ず達成される保証がない。また、電力価格の低下につながらないなど、競争原理が働かなくなる恐れがある。

5. RPS制度の特徴

一方、RPS制度のメリットとしては、競争原理の活用が挙げられる。量による規制は義務付けられているものの、再生可能エネルギーとして認められている範囲の中では制限がない。そのため、電源選択の自由度が高く、コスト削減など電源間での競争が働く。

デメリットとしては、電源別の配慮ができない。再生可能エネルギー全体で枠を設定するため、競争活動が行われる分、それぞれの電源に対する市場拡大の思惑が働かない。

6. 今後の導入飛躍のために

再生可能エネルギーを推進する際には、特に初期の段階で設備の導入や運用に大幅なコストがかかる。そのコストを直接削減する目的として、日本でも政府による制度的対応がいくつか行われてきた。

このうち太陽光発電については、政府により普及速度を速めるために、初期投資の回収年数を10年程度に短縮するといった助成制度の強化方針が示されてい

³ RPSはRenewable Portfolio Standardの頭文字。

る⁴。補助金の効果もあり、日本の太陽電池生産量は拡大を再開し、将来的な関連産業の規模の成長も見込まれている。

既存電源とのコスト差に応じて有効な施策は異なると思われる。今の日本の状況を踏まえれば、再生可能エネルギーは有効性が期待されているにもかかわらず、設備の導入や運用におけるコスト面の問題により、普及されない部分が大きい。現段階では電力を買い取ることで事業成立性を保証し、再生可能エネルギーの導入を軌道に乗せることが先決であろう。

参考資料・文献

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構編『NEDO再生可能エネルギー技術白書』エネルギーフォーラム、2010年。

資源エネルギー庁。

<http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>。

「みんなの再生可能エネルギー～国民参加型制度へ向けて」。

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2006/40070/documents/40070-4>。

「太陽光発電増やすには固定価格買い取りを 環境省検討会」『朝日新聞』 2009年2月10日。

Introduction of renewable energy

Takuya Kato

One of the reasons that renewable energy has not been popular would be its high cost. Therefore, I think that it is necessary for government to take some measures to resolve it.

Nuclear power generation has been regarded as a lower cost than the other electric power generation. Therefore, it would be promoted by the Japanese government. That may be true, but there are some problems about costs. So, it would be beneficial to consider the introduction of renewable energy.

For instance, there are the main two systems. One is the Minimum Price Standard. This system is a cost regulation and guarantees feasibility of industry. In contrast, the Renewable Portfolio Standard is a quantity

⁴ 2009年度2月24日、経産省発表より。

regulation and is expected to bring about a kind of competitive effect.

The necessity of renewable energy is no room for doubt. In conclusion, I suggest that the Japanese government could assist the renewable energy industry by the Minimum Price Standard and need to give an incentive for introducing it.

日本に適した代替発電の考察 —電力改革の必要性—

A・B班 加藤卓也 相場明日香 加藤哲平 イム ジェヒ

INDEX

- ①日本における電力の歴史
- ②電力自由化
- ③代替発電の考察
- ④原発に関する考察・比較

①日本における電力の歴史

電気事業の歴史

- 1886年：日本初の「東京電燈」発足（電気事業者は816社まで拡大）
- 1938年：（日中戦争により）電力管理法公布
- 1939年：発送電を1社に統合（152社あった配電事業者は9社に統合）
→日本発送電
- 1941年：配電統制令
- 1951年：GHQによる電力事業再編（9電力体制に）
→電力を発電・送電一体で独占へ
- 1972年：沖縄返還に伴い沖縄電力発足（10電力体制に）
- 1995年：電力の部分的自由化

独占の継続

- GHQによる電力独占体制の形成後の日本
= 高度経済成長期

電力の安定供給が必要
独占体制による安定性
経済・政治活動に電力は不可欠

電・官の癒着

北海道電力—5人	中国電力—3人	} 在職 13名
東北電力—7人	四国電力—4人	
東京電力—5人	九州電力—7人	
北陸電力—6人	沖縄電力—4人	
中部電力—5人	日本原電—8人	
関西電力—8人	電源開発—6人	

電・官の癒着(2)

- 旧通産省時代～現経産省までの半世紀で、
天下りは68人にのぼる

原子力安全保安院の機能低下

電気事業規制の歴史

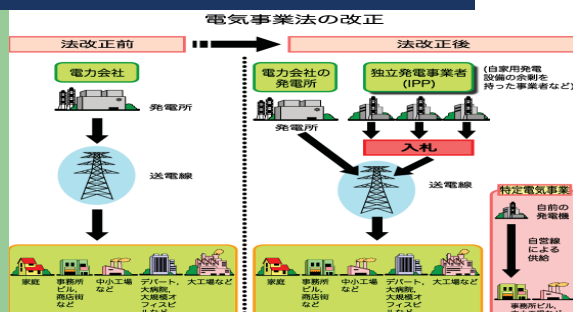
- 1980年代：世界的な規制緩和、自由市場化
ex) 90年 イギリス発送電分離
- 1995年：電気事業法改正
→ 発電（電力会社への卸売り）への新規参入許可
- 1999年：大口需要家向け配電（小売）への新規参入許可

送電は依然として9社独占体制

1995年改正法の主なポイント

- 発電事業への新規参入の拡大
電力会社（一般電気事業者）に電力を供給する事業に独立系発電事業者（IPP: Independent Power Producer）の参入が可能になり、電力会社への卸売りによる料金規制の緩和により、電力会社がIPP等からの入札により電気を購入する場合の認可が不要となる。
また、新規事業者が電力会社の送電線を使って他の電力会社へ送電する「卸託送」の規制が緩和された。
- 特定電気事業の創設
従来電力会社しか認められなかった小売供給が、新たな電気事業者（特定電気事業者）に認められ、特定の供給地点での小売が可能に。

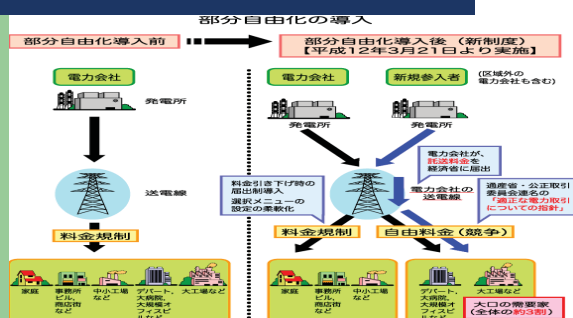
1995年 電気事業法改正



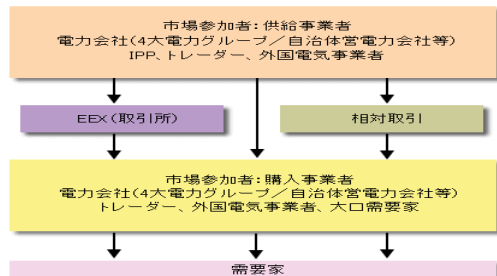
1999年改正法の主なポイント

- 自由化の範囲
対象は、大規模工場やデパートなど、特別高圧（2万V以上）で受電し、使用規模が原則2千kW（キロワット）以上の顧客。
- 特定規模電気事業者の創設
電力会社のネットワークを利用し、自由化対象の顧客に電気を供給する「特定規模電気事業者」（PPS: Power Producer and Supplier）の新規参入が可能となる。自由化対象の顧客に対する電力の供給は、原則として規制（参入規制、供給義務、料金規制）を設けない。
- 送電ネットワーク利用の条件整備
電力会社が保有する送電ネットワークを新規参入者が利用するための、公平で公正なルール（小売託送ルール）の整備を行う。
- 料金規制手続の合理化
料金引き下げなどが許可制から届出制へ＝機動的な料金改定が可能

1999年 電気事業法改正

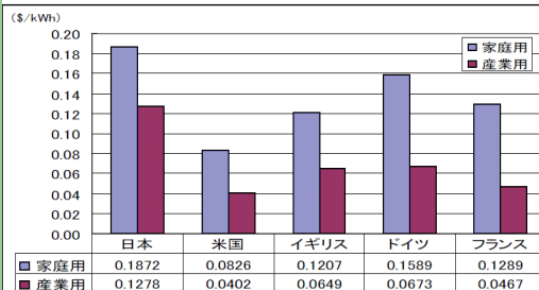


ドイツの発送電分離



電気料金の国際比較

日本の電気料金は
先進国トップクラス



②電力自由化

電力自由化

電力自由化…電力事業における規制緩和

＜日本で電力自由化が問題となるまでの経緯＞

- 1990年代以降 欧米を中心とした多くの国で規制緩和の流れ
- ⇒海外で電力自由化が積極的に進められる
- ⇒国内の高コスト構造、内外価格差の是正が課題となる

日本の電力自由化の流れ

三度の電力事業法改正

- 1995年 改正電力事業法施行
⇒発電分野の競争が開始
- 2000年 改正電気事業法施行
⇒小売供給の一部自由化
- 2005年 改正電気事業法施行
⇒小売供給の自由化を全ての高圧需要家まで拡大
「発送配電一貫体制を堅持しつつ、公平・透明な競争環境を確保した「日本型自由化モデル」」

現状

2007年 家庭部門も含めた全面自由化の是非について検討
⇔現時点での自由化範囲の更なる拡大は、消費者にメリットをもたらさない可能性が高いとして保留

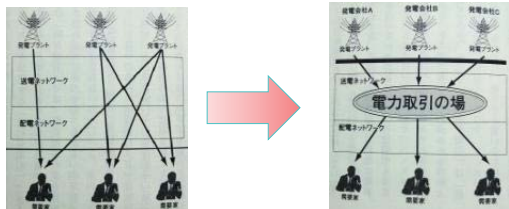
日本の電気料金の高さの理由

- 電力事業者によると…
⇒電力の供給義務を負う電気事業者として、欧米に比べ圧倒的に高い供給の質を達成している。

⇔10電力独占体制、地域独占の送電網

電力自由化の標準モデル

電気事業を機能分離し、発電部門と小売部門への競争を導入。従来の垂直統合されていた国営の電力会社などは、発電会社と基幹送電に分割。



『電力取引ビジネス』 p.99 図表2-1 電力取引を導入するかどうか

海外の電力自由化の例

①ノルドプール

…世界初の国際的な電力取引所

- ノルドプールと呼ばれる電力取引所を中心に北欧四カ国の卸電力市場が統合、国境を越えた取引を行う。
 - 取引所取引と相対取引が並列する任意プール方式。
 - ノルドプールのスポット市場における取引は全体の消費電力の25～30%程度で、残りの7割程度は相対契約によるもの。
- ⇒ノルドプールの価格が相対契約のリファレンス価格となっており、ノルドプールが卸電力市場の中心的位置を占める。

- スポット市場
- 需給調整市場
- 先物・先渡市場

→ スポット市場における
経済的リスク管理

②イギリス

- 1990年に電気事業再編。
- イングランド・ウェールズ地方で国有電力会社CEGBを三社の発電会社と送電会社に分割し、発電電を分離・民営化。
- 送電網を所有し、プール市場の運営も担うナショナル・グリッド社(NGC)がプール市場に挟み、売り手として3つの発電会社とIPP、買い手として配電会社や発電系あるいは独立の電力供給事業者、大口需要家、という構図。
- プール市場に参加することを義務付ける強制プール方式をとる。

③アメリカ

- 連邦の独立規制委員会である連邦エネルギー規制委員会(FERC)が州際電力取引や水力開発に関する規制権限を持ち、それ以外の規制権限(電気料金などの小売規制を含む)については州が規制権限を持つ。
- 1997年 ロードアイランド州で小売の部分自由化。
- 1998年 カリフォルニア州、マサチューセッツ州で全面自由化、以降20州で全面自由化。
- カリフォルニア州の電気危機(2000年)
⇒電力自由化後、電気料金が高騰、深刻な電力不足に陥る。

メリット

- 既存の10電力独占体制からの脱却により、電気料金の低下が見込める。
- 上記により、再生可能エネルギーの持つコスト面の問題を軽減できる。
- 電力の供給と使用を最適化し省エネルギー化社会を実現する有力な手段として注目されているスマートグリッドへの移行が容易になる。
- 電力自由化により、再生可能エネルギーの普及・促進が可能となる。

電力自由化で懸念される事項

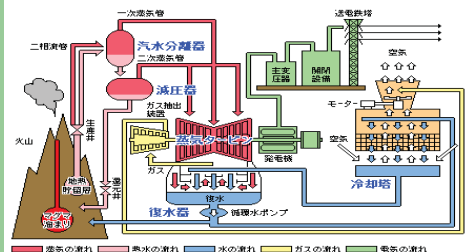
- 電力は現在欠かすことの出来ないライフラインであり、たとえ不当に価格が高騰してもその市場に参加する自由がない。
- 発電電の一体管理の方が、電力需要の伸びに応じて、発電、送電の設備投資を計画的に行う事が出来る。
- 常に需要と供給が一致してはならないという電力の物理的な制約。
- 送電網に障害がでると被害が広大である。
- 水道事業のように公営化(国営化)した方が良いのではないか。

③日本に適した代替発電の考察

地熱発電

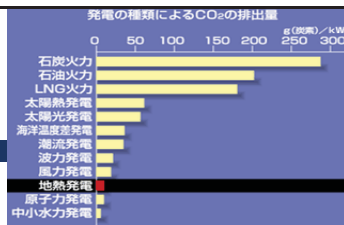
→ 地中深くから得られた蒸気で直接タービンを回して発電。

(火山や温泉、変質岩などがある、いわゆる地熱地帯と呼ばれる地域では、深さ数kmの比較的浅いところに1千度前後のマグマ溜りがあり、地中に浸透した雨水などがマグマ溜りによって加熱され、地熱貯留層を形成する。このような地点に貯えられた熱を直接、エネルギー源として利用する発電。)



↑北海道電力株式会社HP「エネルギー情報」より

地熱発電の利点



1. 地熱は半永久的にわたっての供給が期待できるエネルギーであるため、電力の安定供給を支えられる。
2. 他の発電、特に火力に比べ、発電時のCO₂の排出量がはるかに少ない。
3. 純国産エネルギーを利用するため、海外の輸出量や市場の影響を受けにくい。
4. 燃料や廃棄物の処理が不要である。
一高圧を作る際に、火力発電では石油や天然ガス、また原子力発電ではウランなどの燃料を使用するのに対し、地熱発電は地球そのものを熱源とする。
5. 天候に左右されない。
6. 年間を通じて設備利用率が高い。
→太陽光の利用率は12%、風力は20%に対し、地熱の場合70%である。

日本における地熱発電

日本における地熱発電は潜在的な可能性が高い。



↑地熱学会HP「日本の地熱資源と地熱発電所」より

高い技術水準→日本の地熱発電タービンは世界でNO.1。

地熱資源に恵まれた国→世界でも有数の火山国(200近い火山が存在)

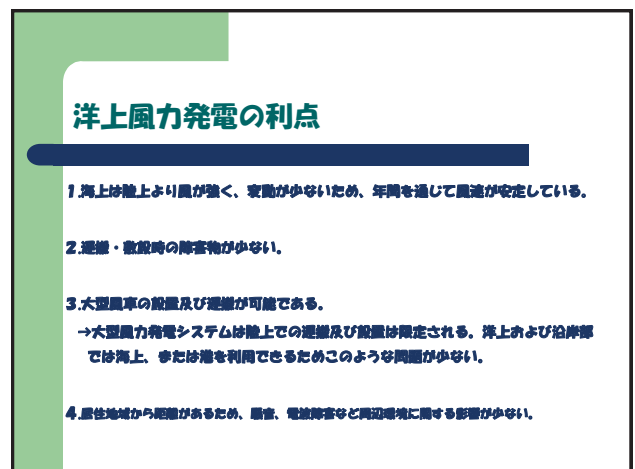
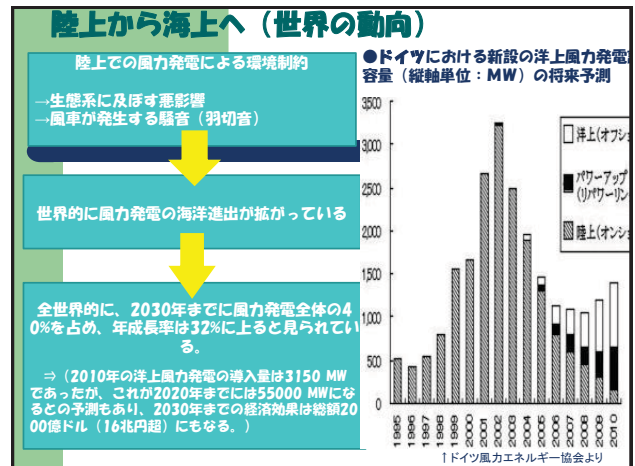
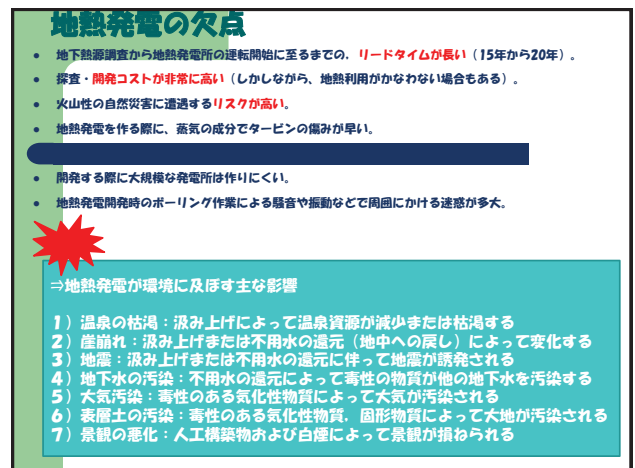
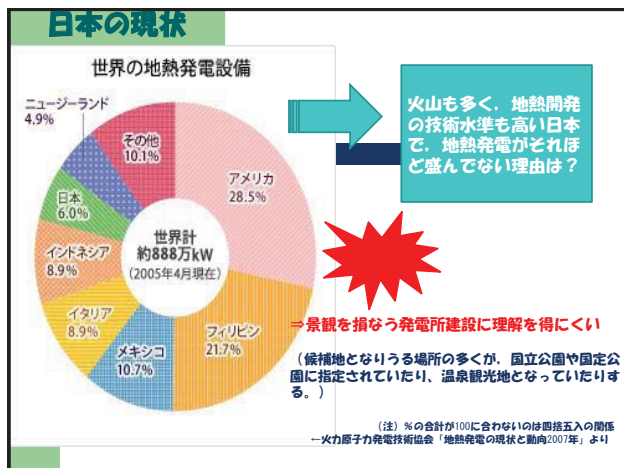
↑地熱学会HP「日本の地熱資源と地熱発電所」より

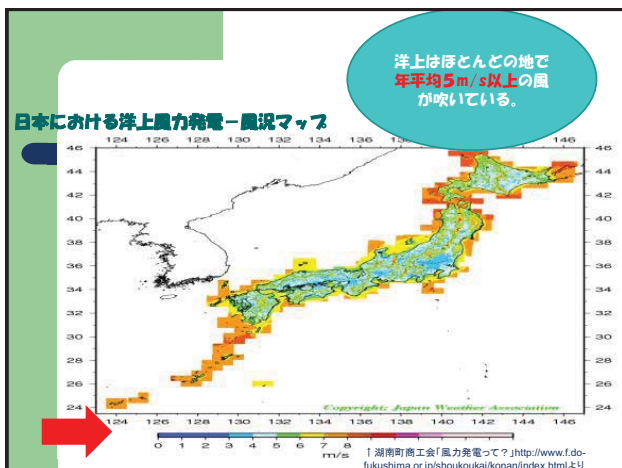
日本における地熱発電の規模



資料：日本地熱調査会「わが国の地熱発電の動向 2002年版」、(社)火力原子力発電技術協会「地熱発電の現状と動向 2003年」

↑地熱学会HP「日本の地熱資源と地熱発電所」より





日本における洋上風力発電

世界有数の海岸線の長さを有する海洋国家
→立地点が多くなる

洋上はほとんどの地域で
年平均5m/s以上の風
が吹いている

日本は島国のため、洋上のスペースを最大限に利用可能である

日本沿岸の特質の把握による発電の効率的な展開

すぐに深くなる→着底式にも限度→浮体式への期待(洋上に浮かんだ浮体式構造物を利用する風力発電。)

↑ アイエイチアイマリンユナイテッドHPより

- ### 洋上風力発電の欠点
1. 海外では事例がみられるものの、国内に実証的な事例がない。
 2. 洋上風力発電の基礎の建設費が高価となる。洋上風車の基礎は、一般の岸力に加え、波力、浮力等も考慮して設計する必要があるため、基礎費用が陸上と比べ2.5～3倍高くなる。
 3. 海底送電ケーブルが高価であるため海底送電となった場合、送電費用が高くなる。
 4. 漁業等との調整が必要である。
 5. 環境への配慮が陸上同様必要で、景観・鳥獣への影響、魚介類への影響、船舶レーダー等の環境影響を考慮する必要がある。
 6. 航行船舶への配慮が必要で、発電施設周辺を航行する船舶の安全確保が必要である。
 7. 洋上および沿岸部はその管理官署が多岐にわたっており、風力発電設置者にとって調整が必要で調整の把握が極めて困難である。



- ### 水力発電の種類
- 一般水力発電（貯水式、流れ込み式）
 - 揚水式水力発電
夜間等に火力や原子力の余剰電力により下池の水を上池に揚げ、必要時に放流して発電

- ### 問題点
- 初期投資が大きく初期の発電単価が他の電源と比較し割高
 - 大規模水力から中小水力へのシフトによる採算性の確保
 - 行政手続きの明確化・迅速化

- 発電量を調整しやすい
- 発電所が短期間で建設できて建築コストが安い
- 燃料のほとんどを海外からの輸入に依存
- 燃料が天然資源なので限りがある
- 地球温暖化に影響するCO2や、大気汚染物質排出への対策が必要

- **原子力発電のメリットは本物が現実的なコスト面の問題**
- **再生可能エネルギーの導入において今後の導入飛躍のための制度的対応**

- **送電ロス**
原発の影のコスト
- **発電単価**
電力自由化の流れ



発電方法	発電割合	発電単価 (円 / kWh)	立地	供給安定度	CO2排出 (CO2/kWh)
原子力	29.2%	5~6		24時間運転可能。 ただし出力調整が難しい	22
火力	61.7%	7~8	海沿いなどどこでも	出力調整可能	608
水力	8.1%	8~13	ダムを作るため 限られてくる	出力調整可能(ただし洪水等で発電できない場合あり)	11
風力	新工場の1.1%に含まれる	10~14	平均風速5m/h	天気次第	29
地熱	新工場の1.1%に含まれる	8~22	活断層の多くが 国立公園や温泉地	燃料の枯渇や高コストの心配なし	13

(資料)2010年度版エネルギー白書より作成

- **固定価格買取制度**
電気事業者に一定価格での再生可能エネルギーの買取を義務付け
- **RPS制度**
電気事業者に一定量以上の再生可能エネルギーの利用を義務付け

固定買取制度とRPS制度の比較 (1)

固定買取制度

- メリット
事業者へのインセンティブ
→ 優遇された価格水準の下で事業成立性が保証
- デメリット
競争市場への悪影響

固定買取制度とRPS制度の比較 (2)

RPS制度

- メリット
事業効率のインセンティブ
→ 目標設定の確実性、競争原理の活用
- デメリット
電源別配慮の困難性

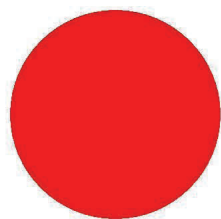
今後の導入飛躍のために

- これまでは一定の成果
2009年より太陽光発電の普及
- 日本の実情に応じた固定価格買取制度
の実施が必要
地熱発電の普及にむけて

以上で発表終了です。
ご静聴ありがとうございました。

Tessa Morris-Suzuki

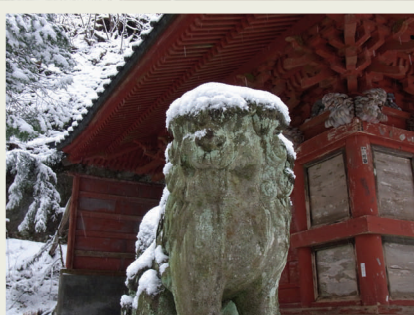
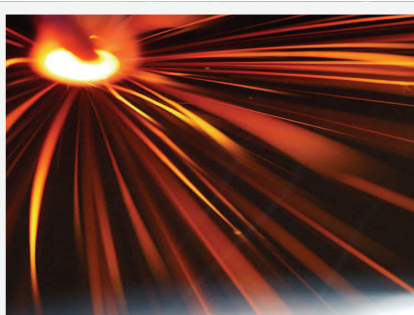
Re-Inventing



Japan

*Re-Inventing Japan*を
邦訳する

テッサ・モリススズキ
著
森ゼミ一同「訳」



“nature”, “culture”,
“race”, “globalization”,
“information”, “democracy”

「日本を再創案する」

1. はじめに

サミュエル・ジョンソン¹は、国民を、他の民族と区別された人々と定義した。(フライド、1995年9頁より)彼の定義は自信に満ちた些細な言葉の中に、とてつもなく大きな疑問を明らかにしている為に、特に満足のいくものであった。いかにして我々は民族を区分するのであろうか。どこに境界を引くのだろうか。1億2400万人を日本人、8000万人をドイツ人、11億人を中国人、2億5000万人をアメリカ人と端的な言葉でまとめさせる根拠は何か。それらは私たちの話の中で、実際に登場人物に置き換えられる。例えば、日本人は集団意識が強いとか、ドイツ人はロシアのナショナリズムを気にしているだとか、中国人は日本人を信用しないとか、アメリカ人は中国人の人権に対する態度に同意しないなどである。

こうした疑問は、日本について研究し、教えてきた20年の間、しつこく私を悩ませてきた。何かしらに言及するためには、一般化することが不可欠である。故に私たちは、概念カテゴリーを用いたが、それは複雑性にけるリアリティの、流動的で、様々な色に変化するものを捉える事が出来ない。しかし、私たちが、日本、国や国の文化、日本社会、日本民族といったような現象を学ぶために共通して用いる区分は、これまで受容してきたものより綿密な調査をするに値する、数多くの疑問を提議している。もちろん、国民的、民族的、その他のアイデンティティ集団の間に引かれた線は、ここ数年激しい議論の的になっている。本屋において、私は読者や立ち読みしている人の、「もっと他にナショナル・アイデンティティの本はないのか!」というため息を聞くことが出来るだろう。しかし、この議論の真っ只中では、文化や、エスニシティ、アイデンティティといったキーワードは、勝手に乱発されることにより、深い理解の助けというよりも、しばしば障害となってしまうのである。(B班 イムジェヒ・加藤哲平)

本書は、日本の文化の新しいひな型を描いたり、その起源や日本人という人種、エスニック・グループとしての民族について何らかの説を述べることを意図しているのではない。その代わりに、国民性という概念の背後にある思想の範疇—文化、人種、エスニシティ、文明、そして日本そのものについての観念を掘り下げ、日本語の文脈においてこれらのカテゴリーがどのように使用されてきたのかを発見しようと試みるものである。その過程において、私は人々の間にある、これらの区別する線の移り変わりの意味のいくつかを解きほぐし、それらの使い方の政治的、社会的含意を考えてみたい。無論、日本におけるそれぞれの概念の進化について1冊のまとまった本を書くことができるだろう。というのも、その全てが

¹ イギリスの文学者(1709-1784)

長く、複雑で、魅力的な歴史を持つからである。紙幅の関係で、歴史的な、あるいは現代の各々の議論について、小さな断片以上のことをカバーすることはできない。しかしながら、ひとつの研究においていくつもの概念を見ることの強みは、一時的にはあるが、それらの間の繋がりを知り、文化、自然環境、人種、文明のレトリックが行き来するイメージや概念の道筋を観察することに役立つことである。

本書に一貫しているテーマは、時間と空間の関係である。ネーションの境界を定義しながら、イメージを創り出す国民の所属、政府、学会、大衆メディアが、空間と時間の両方の次元を利用している。ネーションは、地理学的に境界を引かれているものだとされ、その形は、無数の教室の壁にかかっている地図によって、子どもたちの心に強く刷り込まれる。環境空間に関しても、よく知られた気候や風景のイメージによって理解される。空間的に区分けされた実体としてのネーションの意味は、国民が生きている空間的な領域という自然環境に適応させられた、遺伝的、文化的遺産を共有する住民のエスニシティ認識としばしば密接に繋がっている。しかし、ネーションは、地理学よりも年代学によって他と分けられる「時間帯」によって見られる。この観点から、私達の国民とその他の関係性は、社会システムのより進んだ形式か、より原始的な関係として見られるかもしれない。「我々のネーション」という言葉はしばしば、現在、あるいは未来を表すと思われるが、「外国人」という言葉は過去を表わしている。しかしながら、この創造的な関係は覆される。かつてジャワハルラール・ネルーはこう述べている。「我々インド人は、過去や隔たりを探して海外に行く必要はない。我々が外国に行くとしたら、それは現在を探してである」(チャタジー、1986年 p.138 より引用。また、フェビアン協会、1983年、ウォーラーステイン、1991年参照)。

この研究のひとつの狙いは、様々に、また、しばしば密接に関係し合っている、国民性についての日本の議論において、時間と空間の次元が位置付けられる道筋を探究することである。(A班 相場明日香・加藤卓也)

本書は、日本という概念そのものについてから始まる。絶えず国境が変化してきた大陸諸国とは異なり、日本はナチュラル・ネーションとしてたやすく定義できそうに見えるが、そのフロンティアは近年定められたものであり、諸処で未だに論争の的となっている、つくりあげられたものである。こうしたフロンティアの定められ方について探求していく中で、時間と空間の観念がいかにして国というイメージを作り上げるために使われたかを明らかにし、アイヌや沖縄のような辺境の地域と、国の中央との関係を取り扱いたい。国民性を創造することは、政治的なフロンティアを引くことにとどまらず、単一の自然環境や居住環境としての国としてのイメージを膨らませることでもある。これは哲学者である和辻哲郎が「風土」とよんだものであり、山や砂漠、移り変わる季節、花々、動物や鳥な

どが、(住民のほとんどが、そのような野生動物を一度も見たことがないにも拘わらず) 住民の心に象徴化されたものである。第4章では、浮かび上がってくる、自然環境としての日本という観念や、日本人とその自然環境との関係性についてみていく。

20世紀には、新しく登場した文化人類学的、考古学的アプローチに部分的に基づいた文化、人類、エスニシティといった概念が、国民性を理解におけるキーワードとなった。これらの概念は、日本のイメージをアメリカ、イギリス、フランスといった強国のイメージとの関係の中で定義する際に使われた。また、台湾、韓国、樺太、中国の一部、ミクロネシアへの帝国の拡大や、内地との間での移民の流入、流出によって生み出された複雑な社会の関係に対して対処するためにも、これらの概念が動員された。第4章と第5章では、これらの新しい概念がどのように日本で受け入れられ、また発展していったのか、また、日本文化、日本人という人種、エスニック・グループとしての民族についての20世紀的な理解は、いつ頃から現代の日本社会の解釈を特色付けてきたのかについて考える。公式な文章や、学術的、大衆的議論における日本国民の描写においては、「カルチャー」や「エスニシティ」といった用語が多用されている一方で、ジェンダーについての論議をその中に明白に組み入れたものはほとんどない。しかし、第6章で議論されている通り、具体化された日本国民のイメージは、文化現象としての性差を深く反映したものであり、男性らしさや女性らしさと、ナショナル・アイデンティティの間の関係について、重要な暗黙のメッセージを我々に与える。第7章では、ナショナル・アイデンティティの議論の中でこのような恒久のテーマがどのように残存し、現代の日本の文明化論の中で作り変えられたのかについて、考察を行う。(C班 植村綸子・小島作知)

ここで私が論を展開することは、「文化」「エスニシティ」「文明」のような観念に対する批判である。しかし、これには明らかな疑問が生じてくる。もし私たちが統合された「日本文化」や「日本文明」、同質的な「日本民族」についての想念を放棄するのであれば、一体どのようにして私たちは議論の主題として日本を取り扱うことができるであろうか。この問題に対し、答えを出そうとする中で私が用いる考えは、複数形の「伝統」という観念である。私は「伝統」という言葉によって、ある世代からその次の世代へと受け継がれ、常に解釈し直され、改訂され、混ぜ合わされる過程の中にある観念の単語、句、思想の形態の言葉を示す。「日本文化」とよばれる単一物について語ることに意味があるとは思わないが、日本民族からなる大部分の知的なレパートリーの形態を形づける伝統の多元性は定義できると考える。たとえそれが、各個人によって様々に解釈されうるとしても。これらの伝統は例えば神道、俳句の技法のようなすぐに「日本」として認識される観念だけでなく、そのルーツを、たとえばアイヌや沖縄のように最近日本国家

に組み入れられた社会や、中国、ヨーロッパ、北アメリカまたは他の国に組み入れられた社会にたどれるものも含む。そのような伝統の多くは徐々に国内の思想のレパートリーに同化させられていき、現代日本の議論において重要な生の題材となっていく。正義の支配者という儒教の想念、文明の盛衰に関しての観念、ドイツの解釈学的哲学、ウェーバー社会学、その他諸事である。

これらの多様な伝統を結合させ、発達させた特有の方法は、日本それ自体の政治・社会的発展だけでなく、より広い国際秩序と日本との関連性に依存している。第8章は、20世紀の国際秩序の構造変化を辿り、これらの変化と日本におけるアイデンティティの変動する形成とを関連付ける。この本の最終章では、現在に話をもっていく。そしてそこでは、シティズンシップと政治的権利の問題と、エスニック、文化、ジェンダーの同一性の諸問題は、不可分に結びついている。ここで私は、グローバルな知識の流れと多角的なアイデンティティをもつ国家的存在を考察する新しい方法の概略を述べる。(D班 小原ゆづき・関友樹)

これは日本についての本だが、ページ上だけでなく私の心の中で解決しようとしている問題は、より広い影響力を持つものである。民族を区別するこの問題は、世界の多くの地域の国民性、市民権、エスニシティそして多文化主義の議論の中心にある。この研究の関心は、イギリスで生まれオーストラリアで暮らし、日本人男性と結婚し、日本の歴史を調査する女性として、そしてオーストラリアで生まれ、アメリカで育ったイギリスと日本のハーフの息子の母として、フロンティアを越えた自分自身の人生経験によって駆り立てられたのである。個人的な経験が私の知的な議題を形成しすぎた、と言えるかもしれない。また私がここで取り上げる諸問題は、同じ地域共同体やナショナルの共同体内で一生を過ごす多くの人びとにはほとんど関係がない、と言えるかもしれない。しかし、フロンティアを越えることは今日の社会の不可避な一部分であるように思われる。というのも、グローバルに情報が流れるこの時代では、観念、流行、そしてより広い世界の価値観に向かい合うために場所から場所へ移動する必要がないからである。家に居さえすれば、そうすれば世界が、多くの目に見えないレンズを通して屈折されてはいるが、あなたのところにやって来る。そのため、国境、フロンティア、分割線の問題は、ネーションの領域の地理学的限界にある「その外側」には存在しない。それは私たち自身の家や心の中にある。

私が本著の執筆をしているさなか、オーストラリアはナショナル・アイデンティティの問題についてのとても痛ましい議論の真ただ中であつた。ここ15年もしくはそれ以上にわたって地盤を整えてきたと一般的に知覚された多民族的な社会としてのネーションのイメージは、多くの公人によって新しい問題にさらされた。公人とは、1940年代、1950年代にナショナル・アイデンティティに関する論説を支配してきた「英国の文化的遺産」のイメージにより近いものへの「回帰」

の必要を示した人たちである。この修正主義は多文化主義の支持者によって強く反対されるのだが、それは政治的な議論をあおるため、そして社会的な包摂と排除の現実的な線を定義するために、私に「カルチャー」や「エスニシティ」のような言葉の本当の力を以前に増して気付かせた。無数の政治上の演説、テレビのインタビュー、そして編集者への手紙において、私はこれらのうわべは単純な言葉が、隠された意味、歴史的な記憶、そして盲目的な固定観念といった一触即発の負担をどのように持ち合わせているのかがわかった。(E班 高橋ゆかり・戸田裕之)

多元文化主義をめぐるオーストラリア人での議論もまた、私の日本人のナショナル・アイデンティティの形成を考える私の試みに別なふうに影響を与えた。議論の中で一つ共通したテーマは、オーストラリアで人種差別主義が問題であるかもしれないけれど、アジア人(もしくは時々特に日本人)は私達より人種差別主義者であるということだ。この表面的な繰り返しは私が日本の人種問題やそれを裏付ける観念をより詳しく(残念ながら真剣に)見るように焚き付けている。しかしまたそのような言説を出す人達が、彼らが批難する民族の心的イメージを正確に模写できているかは定かではないと考える。言い換えれば、オーストラリア人(またはヨーロッパ人やアメリカ人など)が「日本人」の人種差別を非難したとき、彼らの「日本人」のカテゴリーの中には沖縄自治のための運動やアイヌ固有の権利のための活動家や非アイヌ人支援者、国民としての完全な受容を求める在日韓国人や在日フィリピン人、または彼らの戦いを応援する日本の市民は含まれているのだろうか。私はこの問に対する答えは、一般的にはノーであると考え。結局彼らは本当の日本人ではないということだろうか。

私の論点は、排除のカテゴリーが、つまり民族を分けるのに私たちが使う線は、それぞれのネーションの境界内にだけ存在するのではなく、連鎖反応のようにフロンティアを越えて排除のカテゴリーを複写する、ということだ。ひとつのネーションにおける「文化」や「エスニシティ」についての排他主義者のイメージは、近隣のネーションにおける排他主義者のイメージを増長し、補強する。人、もの、アイデア、資本の国際的な流動性が、従来のアイデンティティの境界に挑戦している時、そしてナショナリズム、自民族中心主義、多元文化主義、宗教原理主義、文化相対主義と言う観念が相互に争っている時には、サミュエル・ジョンソンのネーションのイメージに戻り、区別する線を再調査することが今まで以上に重要だ。境界線やカテゴリー、単純化は私たちが生きる世界を理解するのに必要ではあるが、私たちは化石化したドグマによって定められた固定の領域を消そうとすることができるし、交差や多元性、流動性、変化のための余地を許す新しい領域を描き出そうと試みる事ができる。その過程は簡単なものではないが、「文化」「人種」「文明」のような観念の起源や進化を通り抜ける旅は、この再発見という過程

の始まりになるかもしれない。(F班 長沼慎一郎・福澤栄里)

2. 日本

日本の歴史家たちは、曖昧な概念を取り扱うことに慣れてきた。彼らは発展、近代化、西洋化と言った定義に取り組み、また、封建制度、ファシズム、民主制と言った概念を日本的経験に当てはめることに悩んできた。しかし、すべてにおいて、ほとんど議論の必要がないような一つの用語が、「日本」という単語である。日本は存在し、自己説明的かのように思える。かつてデルマー・ブラウンは、「自然な地域」の持つ孤立性と気候的均一性が国民意識の早期の勃興理由を説明すると表現した(ブラウン、1955年、6・7頁)。より最近の研究の用語では、「取り囲む海が保護的な堀として役立ち」、侵略や移入の両者から日本を遮蔽し、そのため起源3、4世紀以来、「多民族集団の流入が非常に少なく、結果として現代の人々は基本的に同質である。」(ヘイズ、1922年、4・6頁)と言われている。

ほんの最近のことであるが、日本のある歴史家たちは、凝集力の国民構造という見方でとらえていく導きの糸を引き出し始め、縫れた際に、どのようにほぐされるのかを示してきた。本章の目的は、日本のフロンティアの問題に焦点を当てることによって、より進んで、ほどくという過程を理解することである。現在の体制の中での日本は近代の作りものである、という明白な前提から始める。日本のフロンティアは19世紀半ばに描かれ、ほぼ20世紀の内容をもとにしている。実際のところ日本を囲む「堀」には飛び石が存在している。飛び石とは、連続的な経済や文化的な交換の区域として働く小さな島々のことである。近代のフロンティアを描くことはこれらの区域を切り分け、多くのグループを日本国家の中に封じた。彼らの言語や歴史は東京や大阪のものとは少しも共通していない。それらの中には北海道、南樺太、千島列島に住む2万から3万のアイヌ、南に目を向けると琉球諸島に住む25万人の沖縄人がいる。(G班 宮城晴香・渡邊智彦)

私はこれらのグループの物語を考察することから始めている。これらのグループとは近代国家の周辺に突如として取り残されてしまった社会のことだ。私がこの考察から始めているのは、これらのグループの物語がネーションそのものの性質について私たちに多くのことを教えてくれるからだ。同化政策はフロンティアの民族を日本の国民へと変え、日本人であるとは何を意味するのかという公式の定義を厳密にすることをもたらしした。しかし、この定義は変わりやすく、不安定なものだった。これから見ていくように、この定義は前後関係に左右され、変化し続けるもので、日本国内の事情と、日本国家とその周辺社会の関係性によって定義されていた。

ネーションという変化し続ける定義の中心となっていたのは、時間と空間の概念である。政府や社会理論家たちは、近代の国民国家を、明確な境界のある地理

的空間としてだけでなく、歴史の進歩の担い手としても提示してきた。彼らが描写していたように、ネーションは進化の段階において頂点に位置している。進化の段階とは、散在する血縁集団や部族から、首長制社会、古代帝国、封建国家を経てネーションまで登ってきたというものだ。未来へと向かうこの勝利の行進は、歴史像を支配していた。小さな国なき社会や小国家は、新興国の間に存在し発展したが、これらは頻繁に歴史の物語から消されてしまい、先史時代という遠い領域へ追いやられるか、文化人類学という特定の時代に限定されない世界に委ねられていた。

現代の境界の範囲内にある近代国家としての日本の形成は、日本の国家とアイヌ、琉球列島といったフロンティアの社会との関係に重要な再構築をもたらした。その一方で、中央政府とつながる地域社会と日本国家間の結びつきは大抵、極端に弱かった。19世紀初頭まで日本の国家は、全般的にフロンティアの地域を地理学上の表現で「外部」もしくは「外来」と理解してきた。しかし、19世紀をとおして、歴史的進歩という新たな考えがヨーロッパや北米からもたらされ、役人や学者たちは、周辺化している社会という馴染みのない特質を空間というよりも時間という観点から再解釈した。言い換えれば、フロンティアという社会を「外国」として見るというよりも「後進性」のしるしとして解釈したのだ。この差異の再概念化は、明確な境界のある一つの近代国家という日本像の形成と、一つの民族という日本人像の形成において極めて重要な一歩だった。それゆえに、周辺地域が空間から時間へ向かう概念によって再解釈されていく過程をある程度詳細にたどるのは価値のあることだ。(H班 金子隆之・山口絢子)

3つの世界観

ヨーロッパの歴史の中で、「近代初期」と呼ばれた時代の様々なパースペクティブから現れた3つの世界観から始める。ひとつは北方からの視点であり、それはアイヌ社会のパースペクティブである。アイヌ民族は、文書化された記録を残さなかったが、彼らの世界観のいくつかの断片は、彼らの伝説上の宝物や、彼らが自身や他者について述べる為に使用した言語から捉え直すことができる。18世紀と19世紀には、貿易と外交目的のためにアイヌ語を日本語にする語彙がまとめられ、菊池勇夫が示したように、我々はそれらをアイヌ民族の場の感覚についての興味深い結論を引き出すために使うことができる。多くの所属集団同様、アイヌ民族は彼ら自身を一般人だと見なしている。「アイヌ」という単語は「人間」を表す言葉である。アイヌ社会では、コタンと呼ばれる小さなコミュニティがあちこちで構成されており、しばしば川沿いや海辺に位置している。各コタンは、その一員が狩りや漁をする場所を限定されている。コタンの女性達は、川辺の菜園でキビ

や野菜のような作物を育てており、それは一度か二度使用された後に野生に戻され、生産的な力を取り戻す。特定の領域の土地は、それゆえに特定のコミュニティと同一視されたが、現代の法的感覚のように個人や集団によって「所有」されることはなかった(上村、1990)。

また、広範囲にわたる地域や親族集団の中に様々に関わっているコタンの中で最も大きなものは、しばしば同じ川沿いに位置し、重要な宗教的儀式を共に行う合意をしていた。これらの地域集団は、クルもしくはウタラとして知られ、おおざっぱに「氏族(クラン)」と訳される。また、同じ単語はサハリンのウタラやニヴフのような小さな隣接した社会を説明するためにも使われた。(彼らはレブンクル、すなわちアイヌのヤユンクルや「大地の氏族(クラン)」とは異なる「海の向こうの氏族(クラン)」と称された)。しかし、そこにはまた、もうひとつのカテゴリーの社会があった。シサムと呼ばれる大きな社会集団である。最初は日本人(ヤヌシサム、「土地の隣人」とも呼ばれた)に適用されたこの単語は、ロシア人の名前としても適用され、また、19世紀においては、アメリカの捕鯨士(フレスサム、または、おそらく彼らの髪の色に由来する「赤い隣人」)にも使われた(菊池、1991、90-96)。(A班 相場明日香・加藤卓也)

訳者

相場 明日香／イム ジェヒ／植村 綸子／小原 ゆづき／加藤 卓也／加藤 哲平／金子隆之／小島 作知／関 友樹／高橋 ゆかり／戸田 裕之／長沼 慎一郎／福澤 栄里／宮城 晴香／山口 絢子／渡邊 智彦 (敬称略、名前順)

編集者 関友樹

夏合宿活動記録

2011年 6 月 25, 26, 27 日

早稲田大学軽井沢セミナーハウス

2011年 7 月 28 日刊行

発行者 早稲田大学 文化構想学部
社会構築論系 現代共生理論
森 元孝ゼミナール